

第2次周防大島町総合計画

令和3年3月

はじめに

本町は、平成18年度から令和2年度までを計画期間とする、「周防大島町総合計画」のもと、合併後の新たな周防大島町における、誰もが安心して暮らせる未来の実現へ向け、町民と行政との協働によるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、少子高齢化の進行や本格化した人口減少に直面する中、グローバル化と情報化の更なる進展など時代は大きく変化し、本町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。これらの課題に対応し、これからの新たなまちづくりの推進と持続可能な行財政を推進するため、将来の本町の姿を展望しつつ、その実現に向けた令和3年度から10年間を計画期間とする長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な経営指針となる計画として、この度、「第二次周防大島町総合計画」を策定しました。

新たな総合計画では、「人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島 ～私たちの たのしい すみたい いきたい島～」を将来像に掲げ、豊かな自然に囲まれた環境のもと、みんなが心と体の健康を保ち、自然とともに生きがいや住みやすさを感じながら、笑顔で働き暮らしているまちの姿と、自然災害や感染症への対策をはじめ、安全・安心、快適な生活の基盤である保健・医療・福祉や生活環境が充実し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることとしています。また、まちづくりに関わる全ての主体が「豊かに暮らす」「個性を活かす」「人が活躍する」3つの理念を基本にしながら、町民が主役の協働のまちづくりを進めるということを、次なる10年におけるまちづくりの共通理念といたしました。



計画の推進にあたっては、「たのしい島 すみたい島 いきたい島」と思えるまちづくりの実現と、次世代を担う子どもたちに住みよい、魅力あふれるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様へのまちづくりへの積極的な参画と、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年（2021年）3月

周防大島町長 藤本 淨孝

目 次

第1部	序論	1
第1章	総合計画とは	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の役割	3
3	計画の構成と期間	4
4	推進体制と進行管理	5
第2章	本町の概況	6
1	位置・地勢	6
2	町の沿革	7
3	人口・世帯	7
4	就業人口	9
5	交流人口	10
6	財政状況	11
第3章	本町を取り巻く諸情勢と課題	13
1	時代の潮流	13
2	住民の声	15
3	まちづくりの主要課題	17
第2部	基本構想	20
第1章	まちづくりの基本方針	21
1	基本理念	21
2	目指す将来像	22
3	基本目標	23
4	目標人口	24
5	土地利用方針	26
第2章	施策の大綱	28
1	施策の体系	28
2	施策の大綱	29
3	計画の推進	42
第3部	前期基本計画	45
基本目標1	自然と共生した快適で活力あるまちづくり	46
1	産業の振興	46
1-1	農林業の振興	46

1-2. 水産業の振興	50
1-3. 商工業の振興	53
1-4. 観光の振興	55
1-5. 働く場の確保と人材育成	58
2 生活環境の整備	60
2-1. 循環型社会の創造	60
2-2. 自然環境の保全	62
2-3. 住宅環境の整備	64
2-4. 上下水道の整備	66
2-5. 生活衛生環境の整備	69
3 都市基盤の整備	71
3-1. 道路交通網の整備	71
3-2. 公共交通対策の推進	73
3-3. 情報化の推進	75
4 定住の促進	78
4-1. 定住環境の整備	78
基本目標2 人が元気で活躍するまちづくり	82
1 学校教育	82
1-1. 義務教育の充実	82
1-2. 高等学校教育の充実	85
1-3. 高等教育の充実	87
2 生涯学習	89
2-1. 社会教育の推進	89
2-2. 青少年の健全育成	91
2-3. 生涯学習のまちづくり	93
3 人権・男女共同参画	95
3-1. 人権が尊重された社会の実現	95
4 文化・スポーツ	97
4-1. 地域文化の創造	97
4-2. スポーツの振興	99
5 交流	102
5-1. 国際交流の推進	102
5-2. 地域間交流の推進	104

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり...	106
1 保健・医療	106
1-1. 地域保健の推進	106
1-2. 地域医療の充実	109
2 福祉	112
2-1. 地域福祉の推進	112
2-2. 高齢者福祉の充実	114
2-3. 障害者福祉の充実	117
2-4. 児童・母子（父子）福祉の充実	120
2-5. 社会保障の充実	123
3 防災・消防・救急	126
3-1. 防災対策の充実	126
3-2. 消防防災の強化	130
4 交通安全・防犯	132
4-1. 交通安全の推進	132
4-2. 防犯対策の推進	134
計画の推進（持続可能な行財政の推進）	136
1 公・民協働の推進体制	136
2 財源確保と効率的な行政運営	138
3 評価と改善の取組	140
資料編	142

第 1 部 序論

第1章 総合計画とは

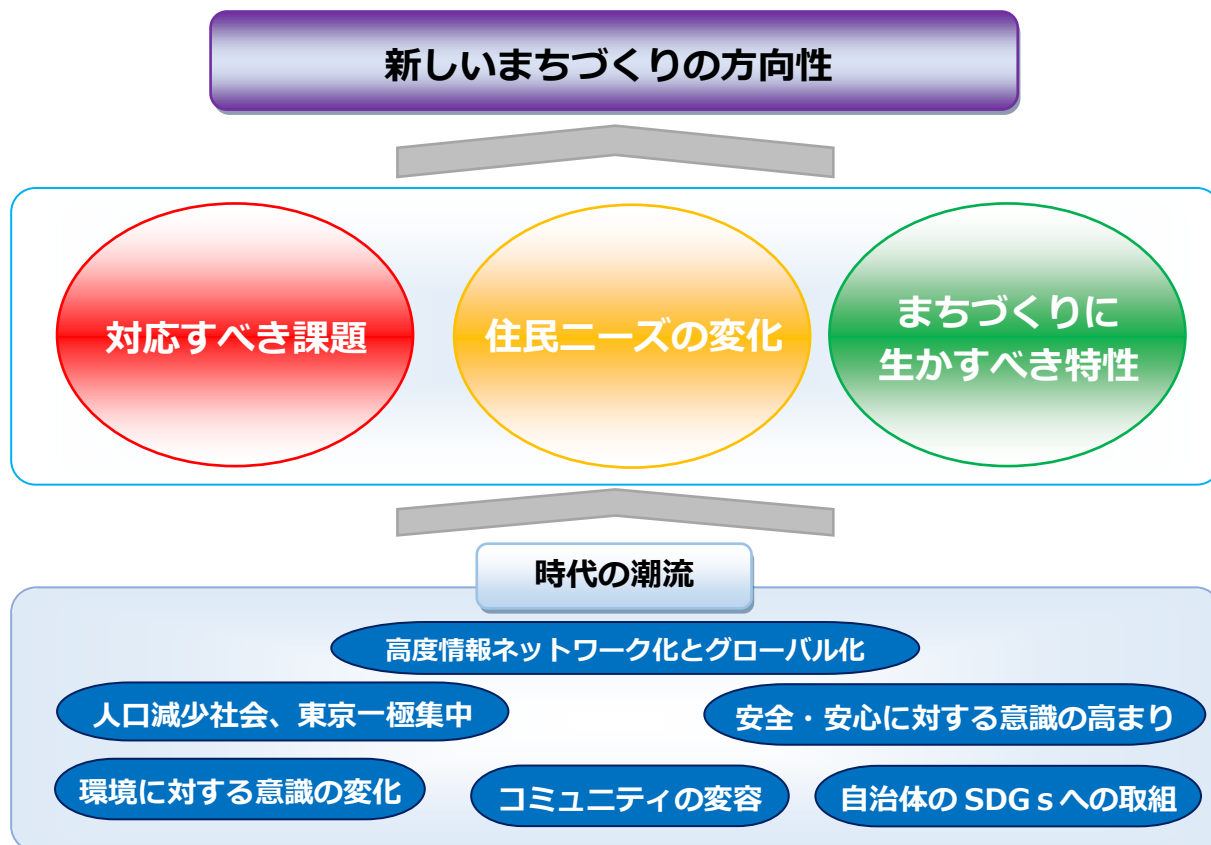
1 計画策定の趣旨

本町は、平成 18 年度から令和 2 年度までを計画期間とする周防大島町総合計画を策定し、「元気 にこにこ 安心で 21 世紀にはばたく先進の島」を目指す将来像として、誰もが安心して暮らせる未来の実現へ向け、住民と行政との協働によるまちづくりを進めてきました。

一方、少子高齢化の進行、本格化した人口減少、経済のさらなるグローバル化（*1）、安全・安心への意識の高まり、情報化の一層の進展、環境保全意識の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、本町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

このような中で、本町は医療・福祉・子育て環境の充実、地域産業の振興、教育環境の整備、住環境の整備、協働のまちづくり推進など、堅実な歩みを続けています。しかしながら、少子高齢化社会による社会保障政策、高度情報化をはじめとする社会資本の整備、教育環境の充実、産業振興などの行政課題に加え、社会情勢の変化に応じた、新たな行政需要が予想されるところです。

このような観点から、「周防大島町人口ビジョン」及び「周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、各種既存計画との整合性を図りながら、住民・事業者など自らが主体となるまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的な行政運営の指針として、令和 3 年度を初年度とした周防大島町総合計画を策定します。



2 計画の役割

本計画は、本町のすべての分野における行財政運営の基本となる最上位計画として位置づけられ、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

■ 本計画の役割 ■

1 まちづくりの共通指針

- 本計画は、今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、住民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通指針

2 行財政運営の基本指針

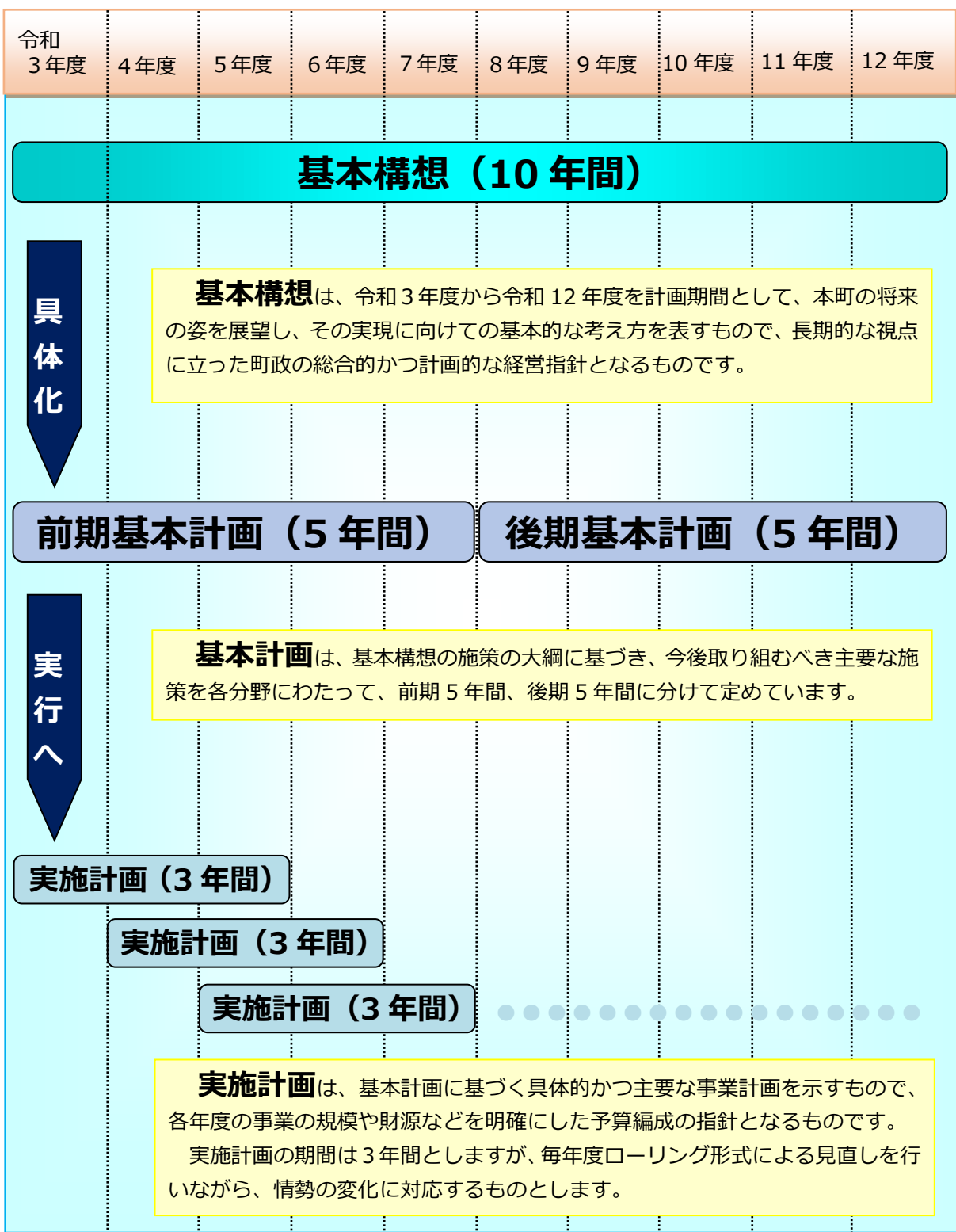
- 本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営（町域全体と町行政の経営）の確立に向けて、さまざまな施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための行財政運営の基本指針

3 連携によるまちづくりの基本指針

- 本計画は、国や山口県、周辺自治体などの行政機関との連携に際して、必要な施策や事業を調整・反映する基礎であり、これからの連携に向けての基本指針

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

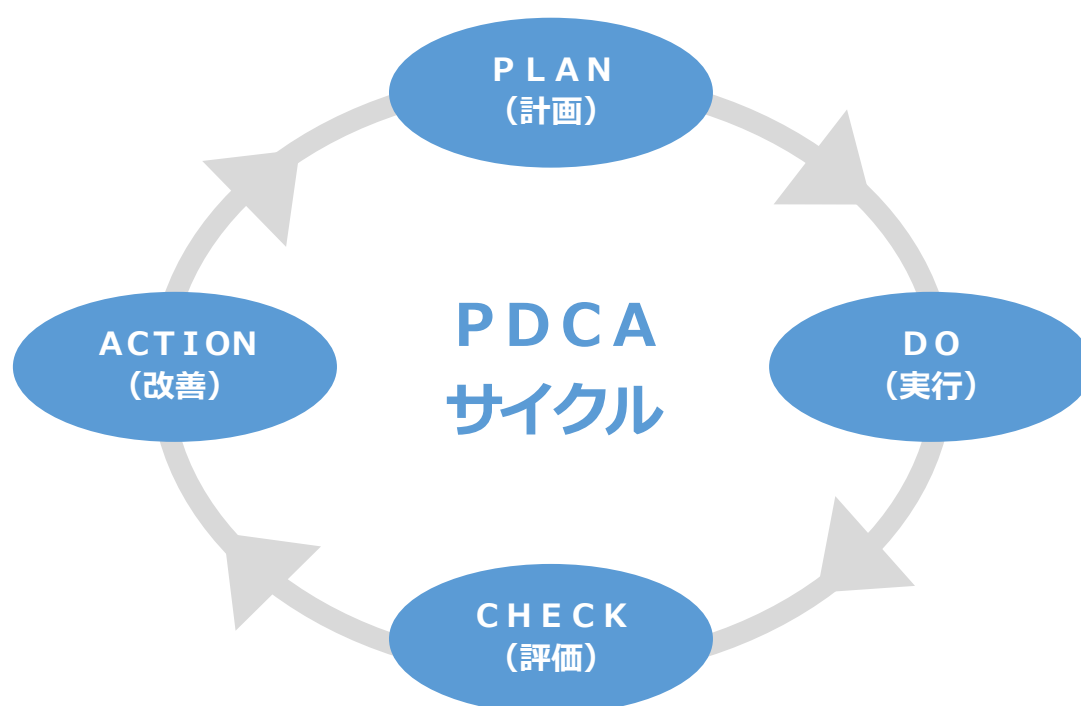


4 推進体制と進行管理

(1) 計画実現のためのPDCAサイクルの構築

PDCAとは、Plan-Do-Check-Actionの略称です。

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のことです。



(2) 検証及び推進

本計画の推進に向けては、多様な主体や庁内関連部署が方針を共有し、方針に沿って取組が進められているかを点検・検証することが必要です。

定期的な見直しの前や必要に応じて、基本目標や施策の方針に対しての点検・検証を行います。検証は周防大島町総合計画策定審議会、周防大島町総合計画策定委員会において、関連部局の点検結果を基に、アドバイス・助言を行い、方針や進捗状況の改善案を検討します。

第2章 本町の概況

1 位置・地勢

本町は、山口県東南部の瀬戸内海に位置し、北は広島県、南は愛媛県の島嶼部に隣接しており、淡路島、小豆島に次ぐ 138.09 平方キロメートルの面積を有する、瀬戸内海で 3 番目に大きな島です。大島瀬戸を渡る大島大橋によって本土と結ばれており、周囲には 5 つの有人島、25 の無人島があります。全域が瀬戸内海国立公園に指定され、山頂からの瀬戸内海をはじめとする、美しい景色や自然に恵まれています。

全般的に山岳起伏の傾斜地で、島の中央部には 600m 級の山々が連なり、わずかな平野部を除けば急峻な山が海岸に迫る地形となっています。

気候は、四季を通じて比較的温暖で、平均気温も 15 度を超えています。雨が少なく、冬でも晴天の日が多く降雪・積雪もほとんどない、温暖な気候となっています。

■位置・地勢■



2 町の沿革

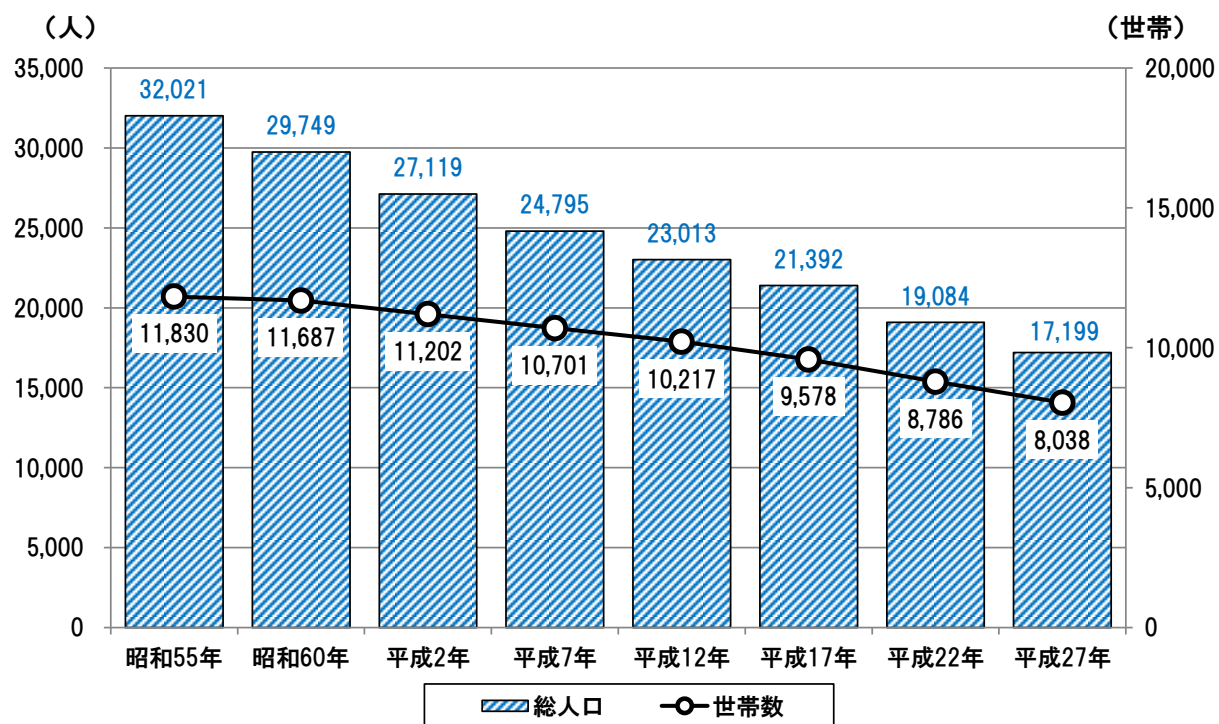
明治 22 年の「明治の大合併」、昭和 30 年代の「昭和の大合併」を経て、平成の合併により平成 16 年 10 月 1 日に大島郡の久賀町、大島町、東和町、橘町の 4 町が合併して、周防大島町が誕生しました。

3 人口・世帯

本町の人口は、国勢調査の結果では、昭和 55 年の 32,021 人から一貫して減少しており、平成 27 年には 17,199 人となっています。

また、世帯数も昭和 55 年の 11,830 世帯から一貫して減少しており、平成 27 年には 8,038 世帯となっています。1 世帯当たりの人員は核家族化や世帯の多様化により減少しています。

人口・世帯数の推移



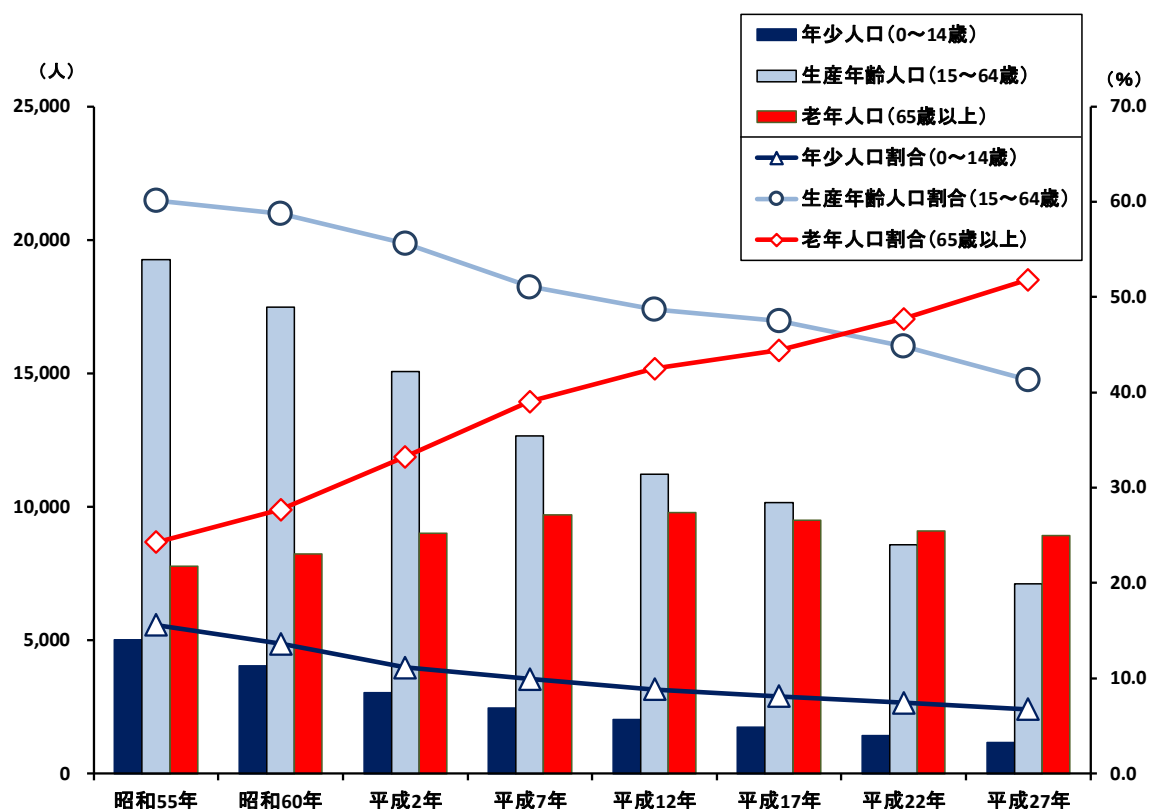
資料：国勢調査

本町の高齢化率は、昭和55年の24.3%から平成27年には51.8%と大幅に上昇しており、超高齢社会に入り、人口の2人に1人は65歳以上の高齢者が占めています。

一方、15歳～64歳の生産年齢人口は同期間60.1%から41.3%に約19ポイント減少し、14歳以下の年少人口も同様に15.6%から6.8%と約9ポイント減少しています。

今後は、あらゆる分野で本格的な少子・超高齢社会の到来を見据えたまちづくりを進める必要があります。

年齢別人口の推移



		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口 (人)	総人口	32,021	29,749	27,119	24,795	23,013	21,392	19,084	17,199
	年少人口 (0～14歳)	4,997	4,043	3,022	2,453	2,029	1,732	1,416	1,162
	生産年齢人口 (15～64歳)	19,257	17,472	15,077	12,662	11,210	10,158	8,562	7,106
	老年人口 (65歳以上)	7,767	8,234	9,007	9,680	9,774	9,502	9,101	8,914
割合 (%)	年少人口割合 (0～14歳)	15.6	13.6	11.1	9.9	8.8	8.1	7.4	6.8
	生産年齢人口割合 (15～64歳)	60.1	58.7	55.6	51.1	48.7	47.5	44.9	41.3
	老年人口割合 (65歳以上)	24.3	27.7	33.2	39.0	42.5	44.4	47.7	51.8

注：総人口には年齢不詳を含む。

注：年齢不詳があるため総人口と一致しない場合がある。

資料：国勢調査

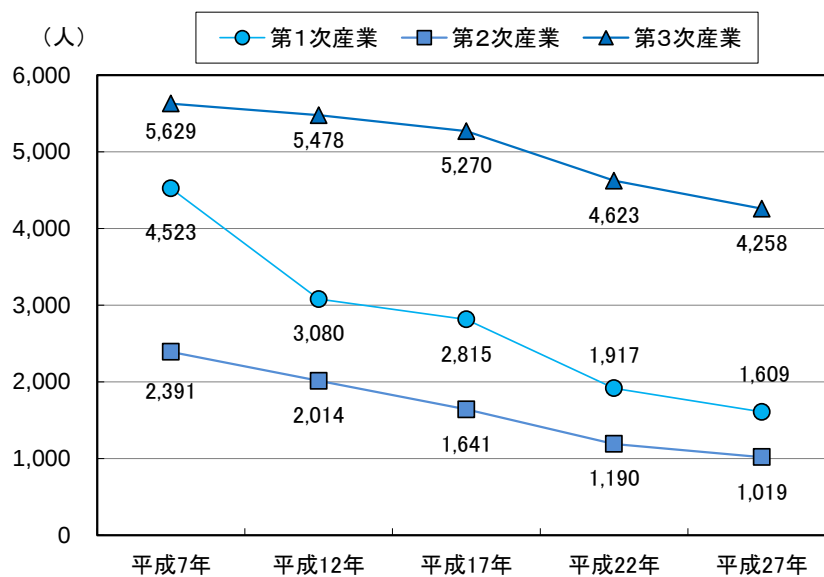
4 就業人口

本町の就業人口は、平成7年の12,543人から年々減少し、平成27年には6,886人となっています。

産業別では、農業などの第1次産業及び製造業・建設業などの第2次産業、運輸通信・商業・サービス業などの第3次産業の就業人口はすべて減少しています。

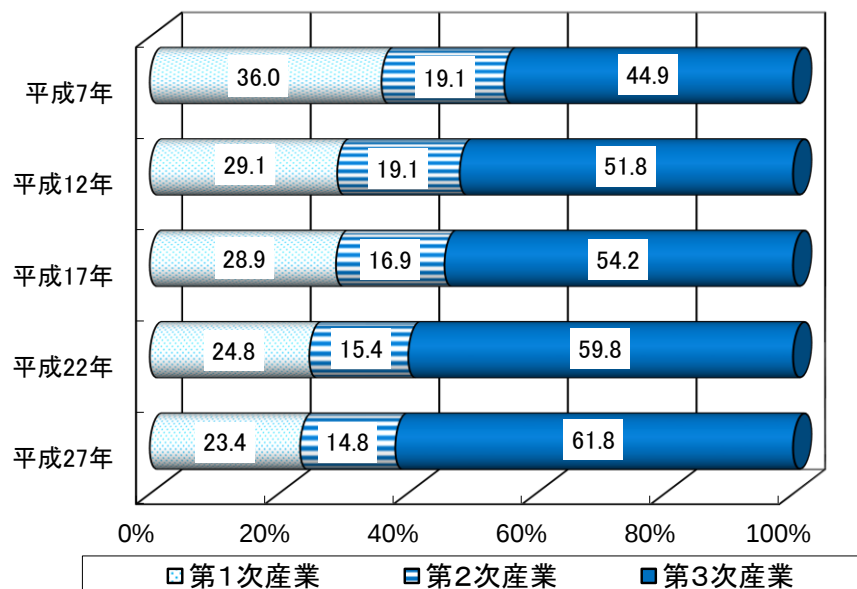
就業人口割合をみると、第1次産業及び第2次産業の人口割合は減少していますが、第3次産業の人口割合は増加しており、第3次産業への転換が進んでいます。

産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

産業別就業人口構成比の推移

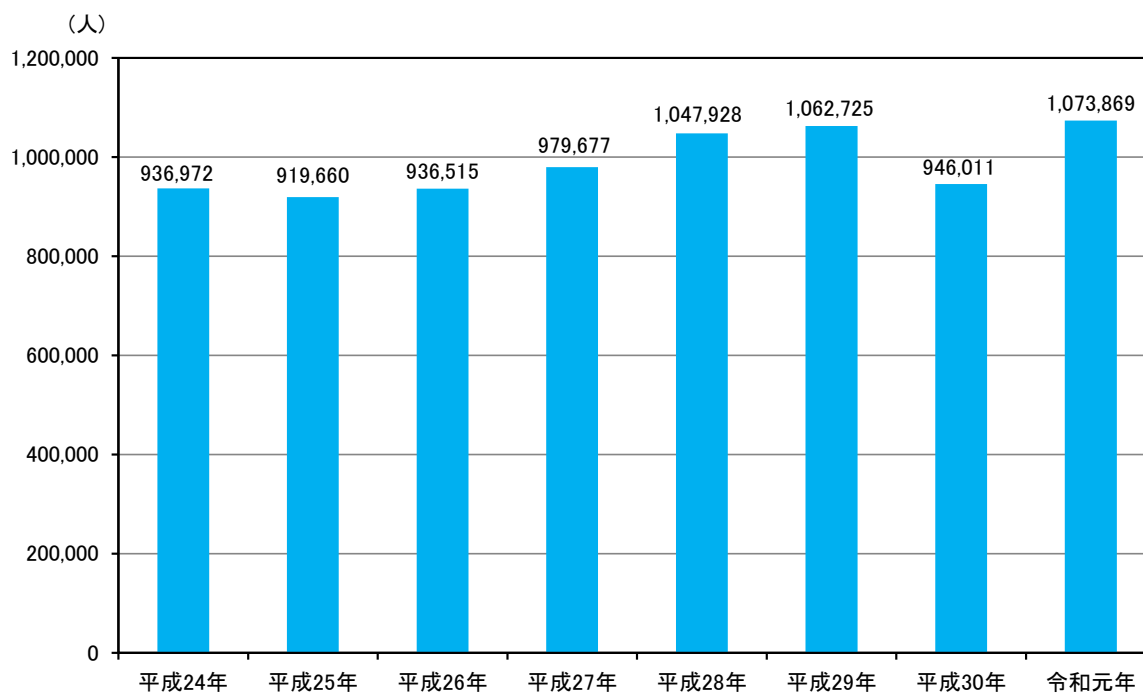


資料：国勢調査

5 交流人口

本町の交流人口（観光客数）は、年々増加傾向にあり、ここ数年は100万人台で推移していましたが、平成30年は10月の大島大橋への外国船衝突事故の発生により、観光・宿泊・商業施設などは休業や営業を制限され、観光産業は多大な影響を受け、交流人口（観光客数）は一時落ち込んだものの、令和元年7月に大島大橋の復旧工事が完了し、復興支援などの後押しによって107万人を超えて過去最多となっています。

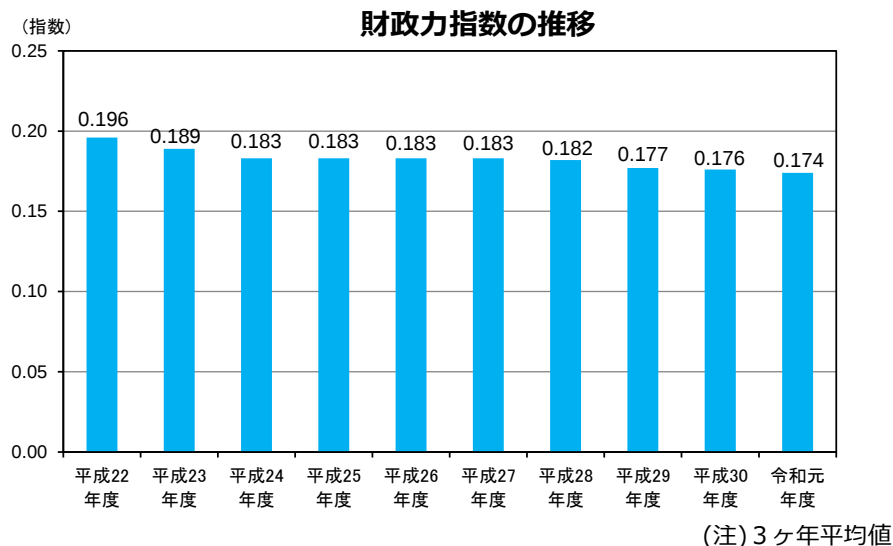
交流人口（観光客数）の推移



資料：山口県の宿泊客及び観光客の動向

6 財政状況

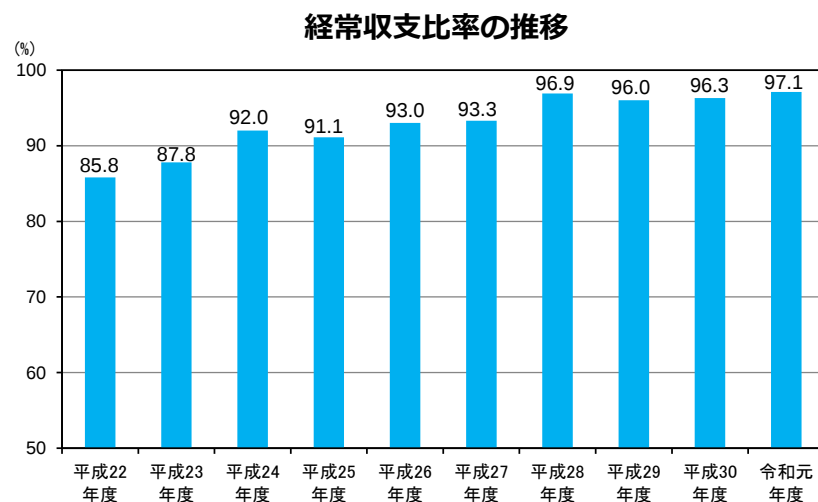
本町の財政は、令和元年度の財政力指数が0.174、経常収支比率が97.1%、実質公債費比率が11.7%で、合併による経費削減効果により財政の健全化が図られてきましたが、人口減による普通交付税の大幅な減少や増加傾向にある特別会計への繰出金が大きく影響し、依然として厳しい財政状況が続いています。



資料：町財政課調べ（以下同様）

※財政力指数

地方自治体の基準財政収入額を基準財政需要額で除した指標で、これが1を下回れば地方交付税の交付団体であり、1を上回れば不交付団体である。指標としては3年度間の平均値を用いる。また、財政力指数が小さいほど地方税の収入能力は低く、交付税への依存度は高いということになる。

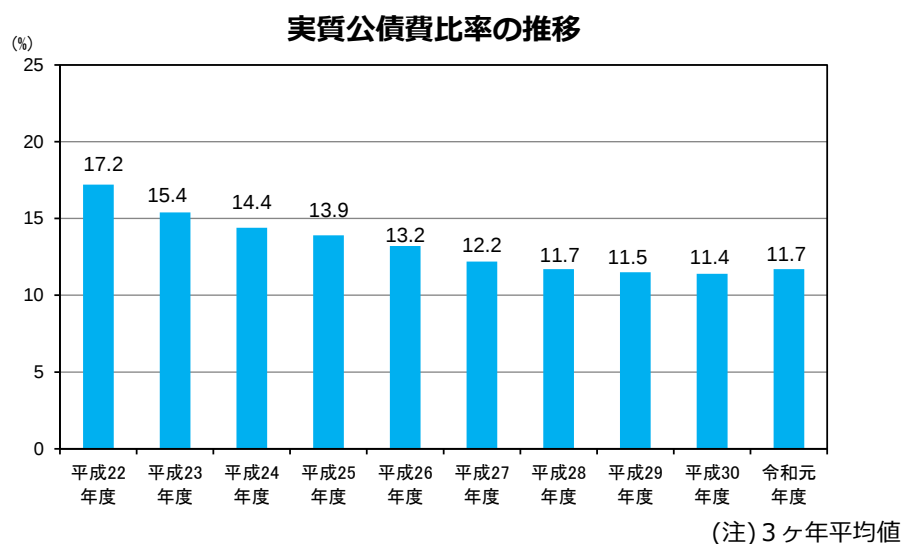


(注) 経常一般財源に減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を含む。

※経常収支比率

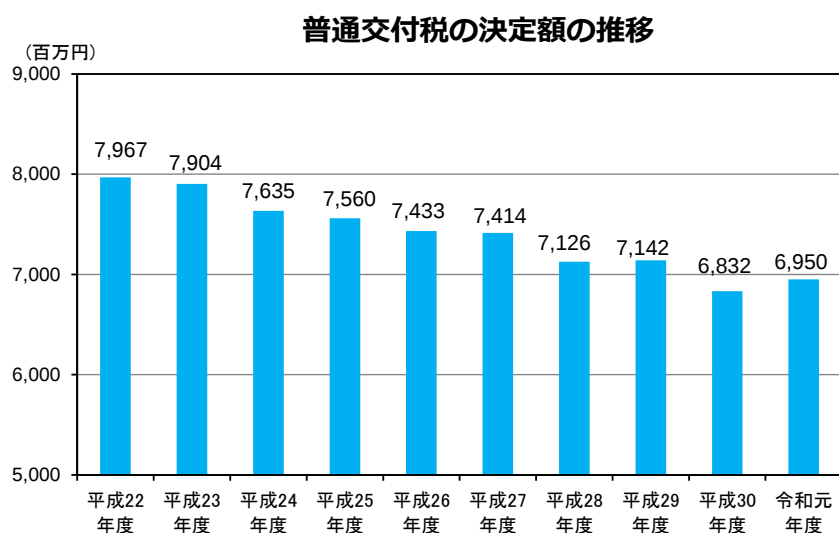
地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用される。総務省の指導としては、都道府県で80%、市町村で75%を上回らないことが望ましいとされている。経常経費の主なものは、まず人件費、扶助費、公債費である。このほか物件費、補助費、維持補修費、繰出金のなかの経常経

費部分も大きい。つまりこれら経常的支出に充てられた経常一般財源がどの程度の割合になるか、また経常一般財源の残余はどの程度になるかを確かむための指標。



※実質公債費比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に、充当されたものの占める割合の過去3ヶ年間の平均値をいう。以前の起債制限比率について準元利償還金の範囲などの見直しを行ったものであり、地方債協議制度の下で18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。



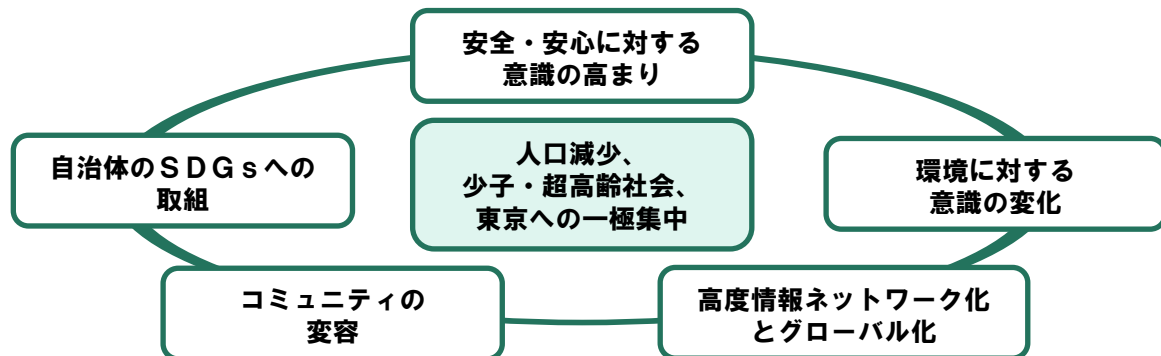
※普通交付税

基準財政需要額（全国の地方公共団体が平等に行政サービスを提供するために必要な額を一定のルールで算出した額）が、基準財政収入額（全国の地方公共団体の収入を一定のルールで算出した額）を超える財源不足団体に対し交付されるもので、地方交付税総額の94%を占めている。

第3章 本町を取り巻く諸情勢と課題

1 時代の潮流

- 地方の自治体を取り巻く時代の潮流について、6つの枠組みで整理しています。
- これらは並列的な影響関係ではなく、多くの場面において人口減少、少子・超高齢社会、東京への一極集中に大きな影響を受けています。



(1) 人口減少、少子・超高齢社会、東京への一極集中

- 人口減少、少子・超高齢社会は、個人の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴う少産化・晩婚化・非婚化の拡大によるものが大きくなっています。
- 人口は東京に一極集中し、人口減少による地方の疲弊が進行しています。

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

- 過疎化が進む山間部などでは地域における共助体制の低下などが問題となる一方、都市部では大規模災害発生後の帰宅難民対策が大きな課題となるなど、過疎化する地域と人口が集中する地域においては、異なる様相を呈しています。
- 近年多発・局地化する自然災害や、新たな感染症の発生などに伴う国や地方自治体などの対策、対応を十分に検証し、未曾有の危機に対する備えをすることが求められています。

(3) 環境に対する意識の変化

- 環境に対する意識の変化は、世界の人口増加を背景に、食糧や石油などの限りある資源の不足・枯渇を心配する意識が高まっており、地域においても持続可能な循環型社会の実現を求められています。
- 環境問題を市町村を超えて都市圏規模で考えることが求められています。

(4) 高度情報ネットワーク化とグローバル化

- 情報通信技術の進歩により、個人での情報端末の所有・利用が普及しています。
- 情報通信技術の進歩は地域や国の枠組みを超えて、だれもが容易につながることができるという新たな可能性を広げた一方で、情報の管理やセキュリティといった点も問題視されています。

(5) コミュニティの変容

- 時代の進展と共に価値観やライフスタイルの多様化により、核家族へと変化してきたことの結果として、地域とのつながりが弱くなり、これまでのような地域社会における地域コミュニティ（自治会など）への参加者が減少しています。
- 一方で、高度情報ネットワークの進展による新たなつながり（ソーシャル・ネットワーク（*2）など）が生まれています。
- 就労などによる外国人の増加に対応した「多文化共生社会（*3）」の実現のための取組が求められています。

(6) 自治体のSDGsへの取組

- 平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和12年（2030年）までの持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。
- 日本では、政府にSDGs推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、平成29年（2017年）12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取組が不可欠であるとしています。
- 国の方針を受けて、地方自治体においては、さまざまな施策を推進し、SDGsの達成に向けた取組を加速化していく必要があります。

■ 17の持続可能な開発目標（SDGs） ■



- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| (1) 貧困をなくそう | (10) 人や国の不平などをなくそう |
| (2) 飢餓をゼロに | (11) 住み続けられるまちづくりをしよう |
| (3) すべての人に健康と福祉を | (12) つくる責任 つかう責任 |
| (4) 質の高い教育をみんなに | (13) 気候変動に具体的な対策を |
| (5) ジェンダー（*4）平等を実現しよう | (14) 海の豊かさを守ろう |
| (6) 安全な水とトイレを世界中に | (15) 陸の豊かさも守ろう |
| (7) エネルギーをみんなに そしてクリーンに | (16) 平和と公正をすべての人に |
| (8) 働きがいも経済成長も | (17) パートナリシップ（*5）で目標を達成しよう |
| (9) 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

2 住民の声

(1) 住民アンケート調査の概要

住民のみなさんの意見を計画に反映するため、アンケート調査を行いました。調査の概要は次のとおりです。

調査期間	令和2年2月17日～令和2年3月2日 (3月15日回収分まで含む)
調査対象者	町内に居住する18歳以上の方の中から無作為抽出
配布総数	2,000票
有効回収数	911票
有効回収率	45.6%

(2) 住民アンケート調査結果の概要

住民アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

① 本町の住み良い点…評価が高い点は以下のとおり。

順位	本町の住み良い点	割合
1位	・自然環境が良い	80.9%
2位	・治安が良い	39.2%
3位	・地域の付き合いが充実している	15.8%
4位	・まち並みや風景が良い	14.3%
5位	・子育て支援が充実している	10.2%

② 本町の住みにくい点…評価が低い点は以下のとおり。

順位	本町の住みにくい点	割合
1位	・交通の利便性が悪い	66.2%
2位	・買い物や飲食・遊ぶのに不便	55.9%
3位	・通勤・通学に不便	24.9%
4位	・医療・福祉・介護が不足している	22.4%
5位	・公園や広場が整備されていない	9.1%

③ まちづくりに関する取組への不満度…不満度が高い取組は以下のとおり。

順位	まちづくりに関する取組への不満度	割合
1位	・働く場の確保と人材育成	51.5%
2位	・病院・医療サービスの充実	35.3%
3位	・公共交通対策の推進	28.6%
4位	・商工業の振興	26.0%
5位	・道路の整備	25.7%

④ 今後、重要度が高い取組…重要度が高い取組は以下のとおり。

順位	今後、重要度が高い取組	割合
1位	・働く場の確保と人材育成	46.5%
2位	・病院・医療サービスの充実	39.5%
3位	・移住・定住の促進	27.2%
4位	・高齢者福祉の充実	24.4%
5位	・公共交通対策の推進	20.1%

⑤ 人口減少への対処の取組…点数の高い取組は以下のとおり。

(1番目3点、2番目2点、3番目1点)

順位	人口減少への対処の取組	点数
1位	・働く場所や雇用機会の創出	1.75点
2位	・医療環境・福祉環境の整備・充実	0.90点
3位	・子育てや教育環境の整備・充実	0.58点
4位	・空家活用・空家対策の充実	0.39点
5位	・公共交通の充実	0.36点

⑥ 重点的に取り組むべきと思う行財政改革…重要度が高い取組は以下のとおり。

順位	重点的に取り組むべきと思う行財政改革	割合
1位	・職員の資質向上	34.0%
2位	・財政健全化	29.3%
3位	・親しみのある役場づくり	22.3%
4位	・職員数の適正化	21.3%
5位	・窓口サービスの向上	19.6%

⑦ 将来について不安を感じていること…不安度が高いことは以下のとおり。

順位	将来について不安を感じていること	割合
1位	・自分や家族の健康	43.4%
2位	・少子高齢化による地域の衰退	37.5%
3位	・自分や家族の介護	35.1%
4位	・自然災害	34.6%
5位	・経済的な負担	29.6%

3 まちづくりの主要課題

町勢の概要、時代の潮流、住民のニーズと期待から、今後の本町のまちづくりの主要課題は次のように整理されます。

(1) 少子・超高齢社会を見据えたまちづくり

- 平成 27 年国勢調査基準による国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した内閣府作成の推計によると、本町の人口は、令和 42 年（2060 年）には 4,312 人と平成 27 年（2015 年）に対して 25.1%に減少するとともに、老年人口（65 歳以上）の割合は平成 27 年（2015 年）の 51.9%から令和 42 年（2060 年）の 60.0%、14 歳以下の割合は平成 27 年（2015 年）の 6.8%から令和 42 年（2060 年）には 4.9%になると予想されています。
- 平成 27 年（2015 年）には、男女とも生産活動を支え、子育て世代でもある 20 歳前後から 50 歳前後までの人口が少なく、人口再生産力の低下が課題となっています。
- 生産年齢人口（15～64 歳）は平成 27 年（2015 年）の 7,109 人から令和 42 年（2060 年）1,512 人に減少することが予想されており、この生産年齢人口の縮小は、経済をはじめとした本町の活力の低下につながることで課題となっています。
- 住民アンケートによると、人口減少への対処の取組としては「働く場所や雇用機会の創出」「医療環境・福祉環境の整備・充実」への期待が高くなっています。また、将来に不安を感じていることとしては「少子高齢化による地域の衰退」が高くなっています。
- 今後は、急速な人口減少に歯止めをかける施策を推進するとともに、少子・超高齢社会の進行を見据えたまちづくりを進める必要があります。

(2) 活力ある産業の振興

- 本町の就業人口は、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業就業人口ともに減少しています。
- 住民アンケートによると、まちづくりに関する取組としては「働く場の確保と人材育成」の不満度が高く、今後の取組として重要度が高くなっています。
- 農林水産業については、生産基盤の整備、後継者の育成や担い手の確保とともに、生産から加工、流通、販売に至るまでのシステムの構築や、高品質で安全な生産物の供給などによる収益の向上、地産地消の推進など、活力ある産業の再生を図る必要があります。
- 商工業については、既存商店の再生を図るため、商工会などと連携して商業の活性化を図るとともに、工業の振興のための地元企業の育成と創業支援、新たな企業誘致などを促進し、雇用創出と持続可能な産業の振興を図る必要があります。
- 観光については、町内の観光資源を活用して振興を図るとともに、アウトドア（*6）需要への対応や町外からの誘客を図る必要があります。

(3) 社会活動を支える生活基盤の整備

- 住民アンケートによると、住み良い点としては「自然環境が良い」が約8割となっています。また、住みにくい点としては「交通の利便性が悪い」が6割を超え、「買い物や飲食・遊ぶのに不便」が半数を超えています。
- 円滑な移動手段の確保など、町域全体の発展を見据えた生活基盤の充実・強化を図り、安心して快適に生活できる環境づくりを推進していく必要があります。また、本町の恵まれた自然環境の保全・活用を図るとともに、持続可能な循環型社会づくりを進める必要があります。

(4) 地域づくりを担う人材の育成

- 地域づくりには、地域を支える多彩な人材が必要となるため、人材の育成を図る必要があります。なかでも、将来のまちづくりを支える若者の育成などを進める必要があります。
- ライフスタイル（*7）や価値観の多様化に伴う住民ニーズの変化に対応した生涯学習・生涯スポーツ環境の充実とともに、本町の財産である歴史・文化財、伝統文化、住民主体の文化活動などを保護・継承・活用する必要があります。
- 地域の人や資源の活用による個性豊かで時代変化に柔軟に対応するまちづくりを推進する必要があります。

(5) 住民主体の自立した地域の形成

- 高齢者や子どもを地域全体で見守り、助け合うなど、共助の体制づくりが大切であり、参画と協働による住民自治を確立することが求められています。また、みんなが人権を尊重する、明るく住みよい地域づくりが必要です。
- 行政は積極的な広報広聴活動・情報公開を行い、住民の参画・協働を進めるとともに、人権尊重意識の醸成、男女共同参画社会の形成などを進める必要があります。

(6) 魅力ある地域資源を活用した交流の促進

- 本町は気候が温暖で美しい景観に恵まれていることから「瀬戸内のハワイ」と呼ばれ、ハワイ移民の歴史や文化と共に、各種観光・交流施設（温泉、海水浴場、キャンプ場、スポーツ施設、釣り、山登りなど）など魅力的な地域資源が豊富に存在することから、これらを活用した取組を積極的に行い、さらなる交流人口の増加を図る必要があります。

(7) 保健、医療、介護、福祉サービスの充実

- 高齢化が進む本町においては、今後、介護が必要な状況となっても、だれもが住み慣れた地域や家庭で自己が尊重された生活を営むことができる生涯現役社会づくりが最優先の課題となっています。
- 住民アンケートによると、まちづくりに関する取組としては「病院・医療サービスの充実」の不満度が高く、今後の取組として重要度が高くなっています。また、将来について不安を感じていることとしては「自分や家族の健康」「自分や家族の介護」が高くなっています。
- 少子・超高齢社会が進む中で、高齢者や障害者が元気で安心して住み続けられる生活環境を確保するため、保健、医療、介護、福祉サービスの充実と連携を図り、健康増進及び健康長寿を目指す必要があります。また、子どもを産み育てることに喜びを持てる環境づくりや、生産年齢人口（15～64 歳）の就労しやすい環境づくりを推進する必要があります。

(8) 災害や感染症の拡大への備え

- 南海トラフ地震が懸念される中、頻発する自然災害や新たな感染症などの世界的な広がりによる安全・安心への意識が高まっています。
- 今後も災害などがいつ発生してもおかしくないという認識の下、周防大島町地域防災計画を基本とし、誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを住民と協働で進めていく必要があります。

(9) 自主自立した健全な行財政運営の推進

- 社会・経済情勢は今後も急速に変化し、行政へのニーズの多様化や、人口減少、少子・超高齢社会の進行に伴う長期的な社会保障制度の逼迫、労働力の減少や消費市場の縮小などが想定される中、これまで以上に厳しい行財政運営を迫られることが見込まれます。
- 住民アンケートによると、重点的に取り組むべきと思う行財政改革としては「職員の資質向上」が最も高く、次いで「財政健全化」「親しみのある役場づくり」「職員数の適正化」の順で高くなっています。
- 財政状況と事業効果の分析を行い、事業の重点化・選択化などを図りながら効果的・効率的な自主自立した行財政運営を推進する必要があります。

第 2 部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

1 基本理念

本町の新たなまちづくりにおいて「たのしい島・すみたい島・いきたい島」の実現を目指すため、すべての分野にわたって基本とする理念を以下のとおり定めます。

基本理念1

豊かに暮らす

- 産業の活性化と、みんなが生きがいを感じて生き生きと働く場づくりを進めます。
- 安全・安心・便利・快適・満足な暮らしと、みんなが健康で元気なまちづくりを進めます。

基本理念2

個性を活かす

- 豊かな自然や歴史・文化など、本町が持つ特性を大切にするとともに、磨きあげ、個性豊かなまちづくりを進めます。
- 本町の個性を活かして、人、物、情報が交流するまちづくりを進めます。

基本理念3

人が活躍する

- まちの将来を担う人が育ち、住民一人ひとりが生き生きと輝きながら活動する、住民が主役の協働のまちづくりを進めます。
- みんなで支え合い、やさしさにあふれたまちづくりを進めます。

2 目指す将来像

基本理念を新たなまちづくりの姿勢として、本町の目指す将来像を以下のとおり定めます。

将来像

人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島

～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

「人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島」とは、豊かな自然に囲まれた環境のもと、みんなが心と体の健康を保ち、自然とともに生きがいや住みやすさを感じながら笑顔で働き暮らしているまちの姿を表現しています。

自然災害や感染症への対策をはじめ、安全・安心、快適な生活の基盤である保健・医療・福祉や生活環境が充実し、誰もが安心して暮らしていけるまちの姿を表現しています。

「私たちの たのしい すみたい いきたい島」とは、瀬戸内の穏やかな気候と恵まれた自然環境のもと、安心して子育てのできる環境が整い、住んでいる誰もが楽しく充実した暮らしを実感することができ、「ここで生きていきたい」「周防大島へ行ってみたい」と思えるにぎわいのあるまちの姿を表現しています。

3 基本目標

基本目標は、本町の目指す将来像を実現するため、今後 10 年間で達成する政策目標を示したものです。

基本目標を実現するためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる行財政運営とともに、自主自立した独自のまちづくりを進める必要があります。人口減少、少子・超高齢社会をはじめとした時代の潮流の中で、本町の定住人口も減少傾向が続くことが見込まれるため、その減少幅を小さくするとともに、定住人口だけでなく交流人口、関係人口も「人口」と位置付けた人口増対策により、さらなる町の活性化を図る必要があります。

そのため、以下の 3 つの基本目標を設定しました。

基本目標 1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

【産業の振興、生活環境の整備、都市基盤の整備、定住の促進】

- 農林水産業の振興を図るとともに、商工業の活性化や企業誘致を進め、若者が生き生きと活躍できる、にぎわいあふれるまちを目指します。
- 土地利用、道路・交通をはじめとした定住環境の整備とともに、自然環境の保全、廃棄物の減量化・資源化やリサイクルの推進など地球にやさしい地域循環型社会の形成などを進め、快適に暮らせる都市基盤、生活環境が整ったまちを目指します。

基本目標 2 人が元気で活躍するまちづくり

【学校教育、生涯学習、人権・男女共同参画、文化・スポーツ、交流】

- 生涯学習の充実等を図り、生きがいや友好的な地域づくりを目指すとともに、未来の周防大島町を担うさまざまな人材を育成します。また、地域の芸術・文化・スポーツの振興などを通して人と人が交流できるまちを目指します。
- 目標人口の達成に向けて、本町の魅力ある地域資源を積極的に活用するとともに、さらなるまちの活性化を目指します。

基本目標 3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

【保健・医療、福祉、防災・消防・救急、交通安全・防犯】

- 誰もが生涯を通して健やかに安心して暮らせるように、保健・医療・福祉が連携したまちづくりを目指します。
- 自然災害や感染症などに備えるため、住民の生命・財産を守り、「住みたくなるまち」の実現と安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

4 目標人口

(1) 人口

本町の平成 17 年と平成 22 年の総人口の差は 2,308 人減、平成 22 年と平成 27 年の総人口の差は 1,885 人減と減少幅は小さくなっているものの、人口減少は依然として進行しています。

ここでは、人口減少が続くことを前提に、実現可能な範囲で女性が安心して働き、子育てできる、結婚から子育てまで一貫した環境づくり、若者の地元回帰の促進、高齢者が元気で、生き生きと暮らせる環境づくりなどの取組を一層進め、本町の人口ビジョンによる将来展望を基に令和 12 年の目標人口を 11,918 人と設定します。

周防大島町の目標人口

区 分	実績			目標
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 12 年
総人口	21,392 人	19,084 人	17,199 人	11,918 人
0-14 歳人口	1,732 人	1,416 人	1,162 人	845 人
構成比	8.1%	7.4%	6.8%	7.1%
15-64 歳人口	10,158 人	8,562 人	7,106 人	4,619 人
構成比	47.5%	44.9%	41.3%	38.8%
65 歳以上人口	9,502 人	9,101 人	8,914 人	6,454 人
構成比	44.4%	47.7%	51.8%	54.2%

注：年齢不詳があるため総人口と一致しない場合がある。

資料：国勢調査（実績）

(2) 世帯数

世帯数については、人口減少に伴い、一世帯当たりの人員数も減少が予想されます。

一世帯当たりの人員数を踏まえて推計すると令和 12 年には、2.08 人と予想されるため、令和 12 年の世帯数を 5,721 世帯と設定します。

周防大島町の目標世帯数

区 分	実績			目標
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 12 年
世 帯 数	9,578 世帯	8,786 世帯	8,038 世帯	5,721 世帯
世帯人員	2.23 人	2.17 人	2.14 人	2.08 人

資料：国勢調査（実績）

(3) 就業人口

就業人口については、今後も、いずれの産業分類も減少が予想されることから、過去の推移を想定して、令和 12 年には第 1 次産業が就業人口 545 人、構成比 14.7%、以下、第 2 次産業が就業人口 426 人、構成比 11.5%、第 3 次産業が就業人口 2,735 人、構成比 73.8% と設定します。

周防大島町の目標就業人口

区 分	実績			目標
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 12 年
就業人口合計	9,726 人	7,730 人	6,886 人	3,706 人
第 1 次産業	2,815 人	1,917 人	1,609 人	545 人
構成比	28.9%	24.8%	23.4%	14.7%
第 2 次産業	1,641 人	1,190 人	1,019 人	426 人
構成比	16.9%	15.4%	14.8%	11.5%
第 3 次産業	5,270 人	4,623 人	4,258 人	2,735 人
構成比	54.2%	59.8%	61.8%	73.8%

資料：国勢調査（実績）

(4) 交流人口

本町の交流人口（観光客数）は、年々増加傾向にあり、平成 28 年以降は 100 万人台で推移していましたが、平成 30 年は 10 月の大島大橋への外国船衝突事故の発生により、一時落ち込んだものの、令和元年には過去最高の 107 万人台となっています。

そのため、今後も交流人口の拡大を図るため、令和 12 年の交流人口を 1,100,000 人以上と設定します。

周防大島町の目標交流人口

区 分	実績			目標
	平成 27 年	平成 29 年	令和元年	令和 12 年
観光客数	979,677 人	1,062,725 人	1,073,869 人	1,100,000 人以上

資料：山口県の宿泊客及び観光客の動向（実績）

5 土地利用方針

本町の土地は、現在及び将来における住民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産などさまざまな活動を行うための共通の基盤であり、より良い状態で次世代へ引き継ぐべきものです。

このため、本町における土地利用は、住民をはじめ土地所有者の自己管理のもと、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の均衡ある発展を図る視点の下で行われることが重要です。

以上の視点を踏まえ、本町の土地利用に際しての共通視点を次のように設定します。

土地利用に際しての共通視点

(1) 地形・水系を踏まえた有効かつ適正な土地利用

山間部、平野部、沿岸部などの自然環境を保全・有効利用して、人と自然が共生するための土地利用を推進します。特に緑や水資源の保全とともに、海岸の保全と利活用を図ります。

- 農用地などの自然的土地利用が趨勢的には減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮して、低未利用地の有効利用を引き続き促進します。
- 自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料などの安定供給能力の向上、農地の多面的機能の保持、自然循環システムの維持、生物多様性の確保などに配慮しつつ、農業の生産活動と自然環境を享受する場として、適正な保全と不作付地などの適切な利用を図ります。
- 農用地、宅地などの相互の土地利用の転換については、いったん転換した後に元の地目に戻すことは容易ではないこと（土地利用の不可逆性）、生態系をはじめとする自然のさまざまな循環系や景観に影響を与えることなどを考慮し、自然的土地利用の維持を基本として、慎重な配慮のもとで計画的に行います。
- 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本に、「減災」の観点を踏まえ、農用地の持つ町土保全機能の向上など、町土の安全性を総合的に高めます。

(2) 地域の活力を支える土地利用

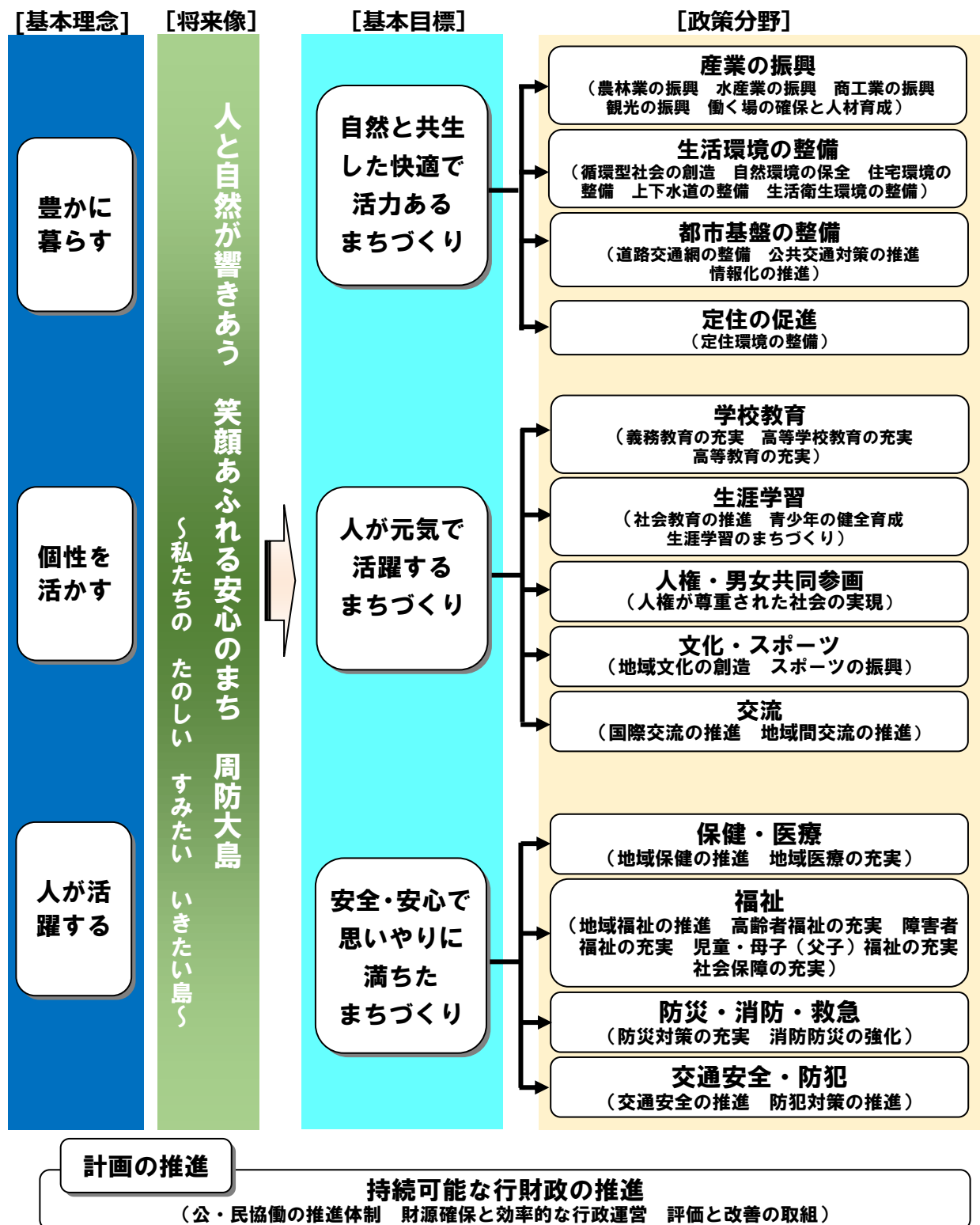
地域内資源を最大限に有効活用することを基本として、さまざまな社会経済活動を活発にするための土地利用を推進します。

- 本町を支える基幹産業である農業を取り巻く環境は、担い手不足などの要因により厳しさを増す中で、柑橘栽培の振興を図り、優良農地の確保・保全に努め、農地の利用集積などの有効活用により、生産性の向上や経営改善を図り、農業所得の向上を目指します。
- 企業誘致や産業活性化の推進などを通して、交流人口の増加、ひいては関係人口の増加、その結果として移住人口の増加や定住人口の維持をさらに促進する取組としての土地利用を推進します。
- 県内市町をはじめ広島都市圏や松山都市圏との交流・連携を推進するなど、地域連携軸の形成に資する土地利用を推進します。

第2章 施策の大綱

1 施策の体系

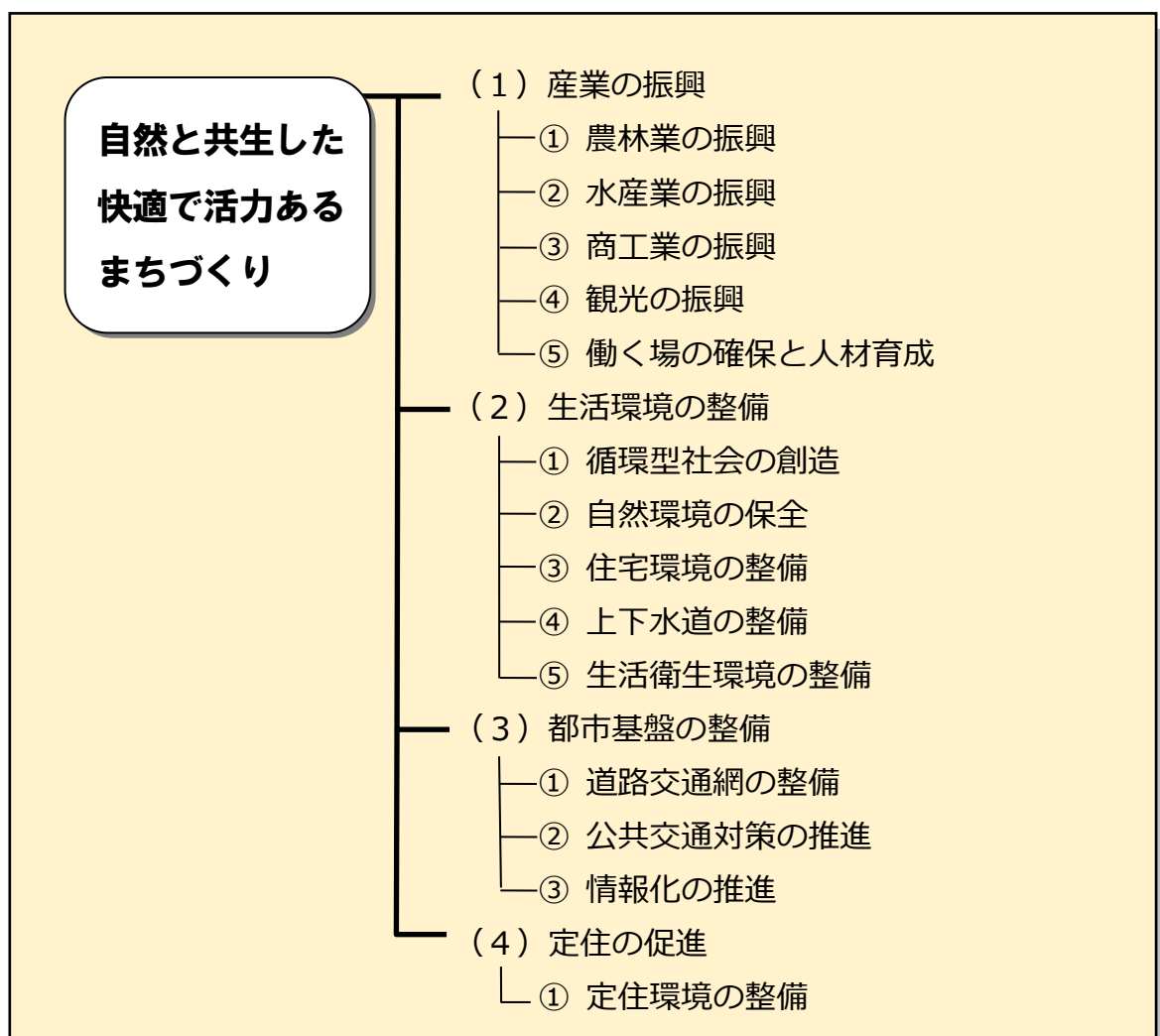
施策の体系は以下のとおりです。



基本目標 1

自然と共生した快適で活力あるまちづくり

施策の体系



(1) 産業の振興

① 農林業の振興

- 農業振興については、農地の保全、優良農地の確保、ため池改修や用排水施設の整備、農道などの農業生産基盤の整備、後継者や担い手の確保のための新規就農者・就農希望者の受け入れ体制の強化など、多様な振興策を推進します。
- 主要農産物である柑橘栽培をはじめとした地域の特性を活かした特産品の生産や他産業との連携によって、産地のブランド化や6次産業化を図るとともに、食と農を軸とした地域活性化や農業法人組織の育成を推進し、持続的な農業の振興に努めます。
- 農林業・農山村の持つ多面的機能の理解を深めるグリーンツーリズム(*8)の普及を図ります。
- 深刻な問題となっているイノシシなどの有害鳥獣への対策を進めつつ、地域資源としての活用を検討します。
- 森林については、森林所有者の高齢化と管理意識の減退に対して、環境保全などの視点から、森林の持つ水源の涵養、国土保全などの公益的機能を高める適切な森林施業や、竹繁殖の防止を図ります。

② 水産業の振興

- 漁港の整備、漁場の整備開発、漁業技術の向上による生産性の確保とともに、つくり育てる漁業により持続可能な資源管理型漁業と水産資源の保護育成を推進します。
- 重点海産物の種苗放流、流通・加工など6次産業化による雇用の創出、沿岸地域の環境保全などを図り、海と暮らしを豊かにする魅力ある漁業と自立漁村を創造します。
- 新規漁業就業者の確保・支援を拡充させ、担い手の育成を図ります。
- スローツーリズム(*9)による体験観光型漁業を推進し、都市住民との交流を促進します。

③ 商工業の振興

- 商工会や事業者と連携して、商店街の再生によるにぎわいの創出、魅力ある商業空間の形成と経営の近代化を図ります。
- 商工会と連携して、町内商工業者に対して指導・相談体制や設備投資にかかる支援制度の充実・強化を進めるとともに、町内での消費拡大を図ります。
- 商業・工業に従事する者や後継者の確保及び育成、事業承継と廃業の対策、創業支援の展開、販路拡大支援、個別の事業計画に基づく経営支援などに努めます。

④ 観光の振興

- 本町は温暖な気候で美しい景観に恵まれていることから「瀬戸内のハワイ」と呼ばれ、ハワイ移民の歴史や文化と共に、各種観光・交流施設（温泉、海水浴場、キャンプ場、スポーツ施設、釣り、山登りなど）など自然を生かした地域資源が豊富に存在することから、それらを存分に生かし、地域住民や民間団体と連携した体験型・滞在型の観光に積極的に取り組むほか、島内の観光資源を生かしたエコツーリズム（*10）の実施や、柳井地域や広島広域都市圏などの広域連携による観光ルートの開発に取り組むなど、日本人のみならず外国人観光客からも愛され、魅力あふれる観光振興を推進します。
- 豊かな自然を生かしたアウトドア需要への対応を図るとともに、地域の素材を活用した食と観光の連携や特産品の開発に積極的に取り組み、鉄道や航空機（空港）を活用した首都圏や関西エリアからの誘客を推進します。

⑤ 働く場の確保と人材育成

- 既存の産業経済の活性化とともに、福祉・環境・情報など成長産業分野での新産業の創出、サテライトオフィス（*11）による企業誘致や起業の促進などを図り、雇用の創出を推進します。
- 就業条件の改善、福利厚生の実施、職業能力の向上など労働環境施策の取組を強化するとともに、医療・介護環境も地域資源と捉え、周防大島版 CCRC（*12）による職の創造に努め、高齢者や障害者などの就業機会を充実します。

（2）生活環境の整備

① 循環型社会の創造

- ごみ処理体制の整備とともに、ごみの減量化と資源リサイクル化に取り組み、環境の保全と衛生的で快適な生活基盤を充実し、持続可能な循環型社会の構築を目指します。
- 地球温暖化、大気汚染など、地球規模での環境悪化に対して、環境教育を推進し、環境保全意識の啓発を図ります。
- もったいない意識を育てる取組、エコ活動の支援と町のエコへのしくみづくりに努めます。

② 自然環境の保全

- 自然環境の保全や環境学習に取り組むなど、人と自然がふれあえる親自然空間の保全に努め、美しく豊かな自然を次代へ引き継ぎます。また、観光資源としての自然の活用や景観保全意識の啓発を図ります。

③ 住宅環境の整備

- 高齢化時代に対応した公営住宅の計画的な補修、改善とともに、適切な維持管理に努めます。また、耐用年数経過の老朽化した公営住宅の集約・建替えに努めます。
- 移住定住希望者や転入者の受け皿づくりのため、空家の活用や住宅用地の整備を推進します。

④ 上下水道の整備

- 上水道については、計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理を行い、水道水の安全で安定的な供給に努めます。また、維持管理費の圧縮を図るため広域化・共同化や施設の統廃合を検討します。
- 下水道については、公共下水道の計画的な整備とともに、集落排水施設や浄化槽の整備など、地域の実情に応じた生活排水処理を推進します。

⑤ 生活衛生環境の整備

- 永遠の安らぎの場として、斎場の適切な維持管理とともに、必要に応じて、各斎場の火葬設備などの整備、更新に努めます。
- 住民・地区主体の環境美化活動・緑化活動を推進します。

(3) 都市基盤の整備

① 道路交通網の整備

- 国道 437 号や周防大島南側の県道大島環状線など幹線道路網の整備を促進するほか、機能的で安全・快適な生活道路を整備するとともに、歩行者の安全確保やバリアフリー（*13）、景観などに配慮した人にやさしい道路づくりを推進し、住民生活や産業・経済の発展を支え、新たな交流促進の基盤である道路体系の向上を図ります。
- 予防保全を前提とした道路施設メンテナンスの計画的実施とともに、道路施設の集約化・撤去を検討します。

② 公共交通対策の推進

- 島内の路線バス事業者に対し、引き続き路線維持を求めるとともに、患者輸送バスや温泉バスなどの一元化を含むコミュニティバスシステム（*14）の導入や、5G（第5世代移動通信システム）（*15）などの活用を踏まえた自動運転車両などの可能性を検討します。
- 離島の生命線である離島航路の運航・維持とともに、四国地方などと町を結ぶ海上交通（フェリー）の充実を図り、広域的な連携・交流を促進します。

③ 情報化の推進

- 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であるマイナンバーに対応できる住民情報システムの整備を推進します。また、クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、行政情報を保全し、災害・事故などの発生時の業務継続を確保するとともに、他の自治体と情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上を図ります。
- デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）（*16）の取組支援など、５Ｇ（第５世代移動通信システム）を見据えた情報通信技術（ＩＣＴ（*17））を活用した情報提供を推進するとともに、ケーブルテレビを活用したビジュアル映像での情報伝達を積極的に行い、高齢者や子どもにもわかりやすい行政情報や地域情報の提供を図ります。
- 情報漏洩を防ぎ、個人情報流出しないようにすることを基本として情報セキュリティ対策を行うとともに、利便性と安全性が確保されたシステムを整備し、各分野でのオンライン化（*18）の支援を図り、行政サービスの向上を推進します。

（４）定住の促進

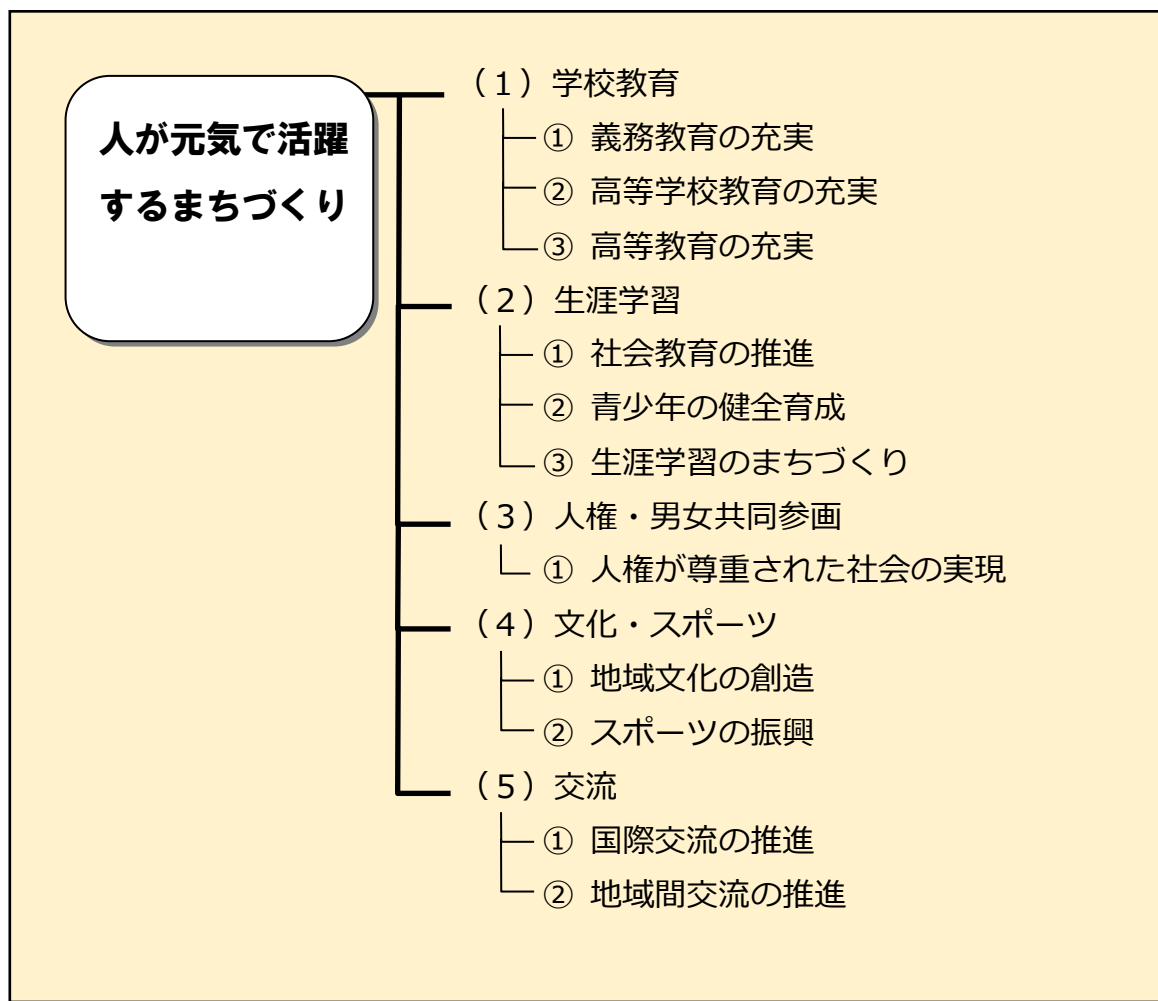
① 定住環境の整備

- 「交流から定住へ」を基本理念に、「都市部での移住相談会・移住ツアー・お試し暮らし住宅」を継続実施するとともに、空家情報有効活用システム（*19）により住まいを提供し、転入増加を図ります。
- 新たに定住を希望する若者への住宅用地の提供や、住居を求める人への未活用の空家の貸し出しを進めます。
- 本町への移住希望者に対し、就業や創業に対する支援や居住環境の整備により移住を促進します。
- 本町から周辺自治体への通勤が可能であることを提案し、本町の立地やさまざまな子育て支援策などの情報をわかりやすく発信し、定住を促進します。

基本目標 2

人が元気で活躍するまちづくり

施策の体系



(1) 学校教育

① 義務教育の充実

- 本町の次代を担う子どもたちの育成のため、家庭・地域・学校のより一層の連携により、学力向上をはじめ、「いのち」を大切にする心の教育、いじめや不登校をなくすための教育、郷土の歴史や魅力を学び郷土に対する愛着を育む教育を推進します。また、多様な個性と可能性を伸ばすための教育環境の整備及び教育水準を維持し、地域や家庭における幼児教育と学校教育との連携を図ります。

- 情報化や国際化など社会の変化に柔軟に対応できる基礎的な学力を高めるとともに、地域への理解を深めるふるさと学習や思いやりの心、ボランティア精神を育む教育を充実するなど、地域と一体となったコミュニティ・スクール（*20）による開かれた学校づくりを進めます。
- 過疎化・少子化に対応した教育環境を整備し、適切な学校規模で教育を受けさせるため、地域の理解を得ながら小中学校の適正配置を進めます。

② 高等学校教育の充実

- 山口県立周防大島高等学校（以下、周防大島高等学校といいます）については、県の「県立高校将来構想」及び「県立高校再編整備計画」に基づき、中高一貫教育をはじめ、これまで培ってきた教育活動やその実績を活かし、生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を身につけるキャリア教育（*21）を推進しており、町内唯一の高等学校として特色ある高等学校教育の充実を支援します。

③ 高等教育の充実

- 独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校（以下、大島商船高等専門学校といいます）と町は、産業振興や教育・研究など互いの充実発展を目指し連携協力に関する協定を締結しており、幅広く専門的な技術を有する同校に対し、一層の充実を促すなど高等教育の振興・発展に努めます。また、周防大島町立大島看護専門学校（以下、大島看護専門学校といいます）は、医療従事者の確保に重要な役割を果たしていることから、地域医療に貢献できる優秀な人材の育成を図ります。

（２）生涯学習

① 社会教育の推進

- 高度化・多様化する住民の学習ニーズに対応するため、施設の有効活用や運営、学習内容の質の向上など、特色ある生涯学習活動の推進を図ります。
- 生涯学習活動の充実を目指し、各種サークル活動の場の確保、指導者の養成を推進します。
- 学校・家庭・地域・公民館が一体となり、多様化・高度化・国際化する学習ニーズに応じた生涯にわたる学習機会を提供するほか、高度情報化に対応した利便性の高い図書館ネットワークなど社会教育施設の充実を図ります。

② 青少年の健全育成

- 他人を思いやり、尊重し合える心の教育、夢の実現への意欲とチャレンジ精神を支える豊かな人間性を育む教育を推進し、郷土周防大島の自然を愛し、次世代をリードする創造性や活力ある青少年を育成します。

③ 生涯学習のまちづくり

- 住民一人ひとりが自立し、自己責任を持ち、あらゆる分野について、だれでも、いつでも・どこでも学び、交流することのできる質の高い生涯学習環境の創出に努めます。
- 住民と行政が相互に連携・協働し、住民の自発的で多様な学習活動を支援するための条件整備やネットワークづくりとともに、住民の学習成果がまちづくりに生かされる生涯学習のまちづくりを推進します。

（３）人権・男女共同参画

① 人権が尊重された社会の実現

- 人間の尊厳と人権の尊重について、あらゆる機会を通じ正しい理解と認識を深める人権教育・啓発に、住民、行政、地域、企業、学校が連携して取り組み、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。
- 男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野で性別にかかわらず、それぞれの持つ個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりを積極的に推進します。
- 育児・介護休業制度の一層の普及、情報交換など推進体制の充実、生涯学習の充実などによる住民への意識啓発を行うとともに、家庭、地域、職場などにおける男女共同参画への取組を推進します。

（４）文化・スポーツ

① 地域文化の創造

- これまで培われてきた歴史・民俗・芸術文化を継承しつつ、それにふれる機会を充実します。そして、周防大島町固有の風土に根ざした地域文化を創造します。
- 明治維新を成し遂げた先人たち、海外へ雄飛した移民者たち、この土地を豊かにした人々の営みに誇りを持ち、地域で育まれた貴重な文化を後世に継承するため、文化財や歴史的遺産の保存・活用を図ります。
- 移民関係資料や宮本常一関係資料、さらに膨大な民具資料をはじめ、町内の各種資料を貴重な文化資源・教育資源・観光資源として活用します。
- 町内の文化財・歴史民俗資料の保存公開施設の一元的な管理を検討します。

② スポーツの振興

- 町内スポーツ施設の有効活用と広域的利用を推進し、だれでも気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。また、健康増進や生きがいにつなげ、スポーツが暮らしの一部として根づくことで活力あるまちを築きます。

- スポーツ施設の適正な管理とともに、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の創出を図ります。

(5) 交流

① 国際交流の推進

- 高校生を対象とした語学留学生派遣事業を実施し、国際交流の担い手となる人材育成を図るとともに、カウアイ島との姉妹島提携をもとに友好交流を進め、国際交流の一層の充実に努めます。

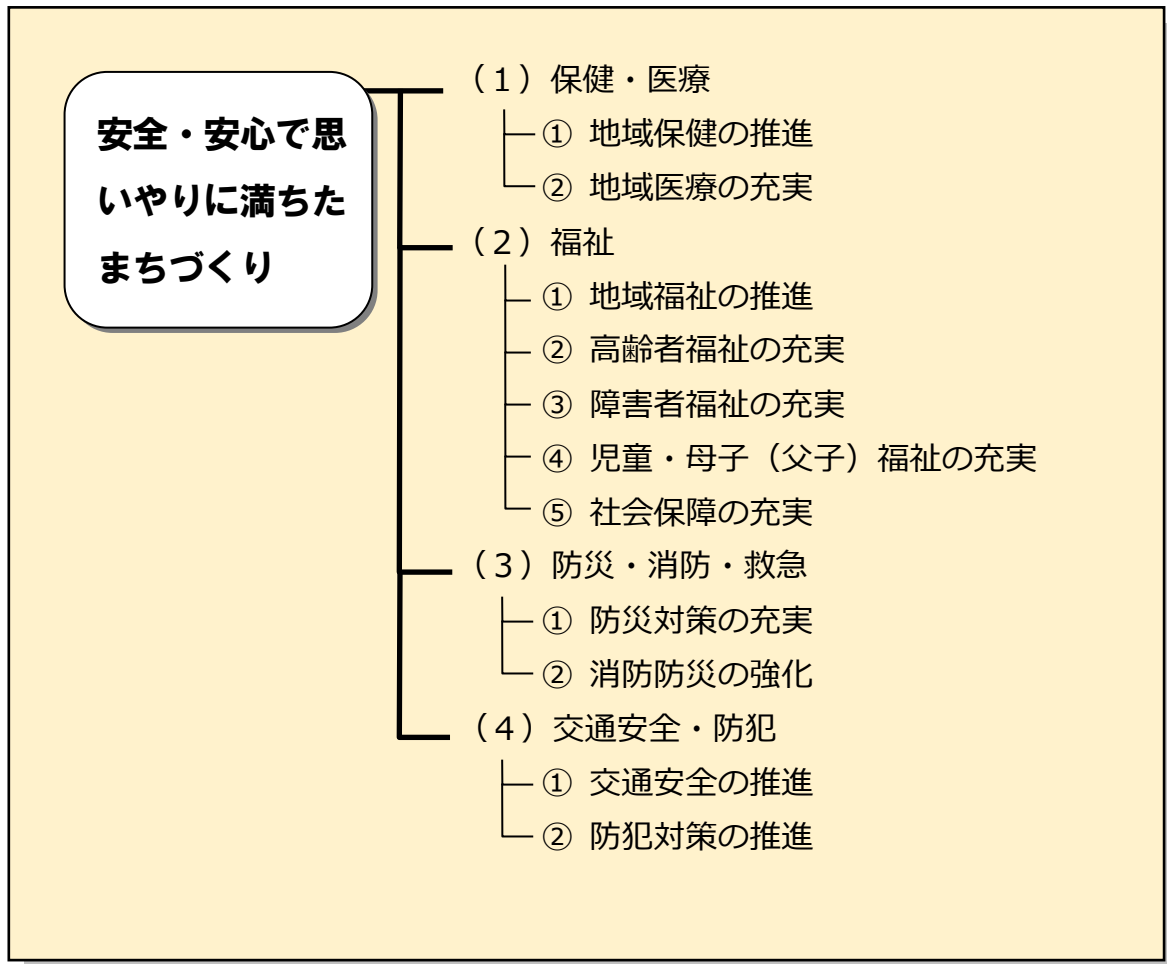
② 地域間交流の推進

- 本町の連帯感を高めるために、イベントや生涯学習を通じて住民相互の交流を深めます。
- 本町のよさを国内各地に発信するため、歴史と伝統を誇る全国規模のイベントやスポーツ大会、文化交流の充実を図るなど、全国規模の交流・連携を積極的に推進します。
- 地域コミュニティの自発的な活動を支援し、住民による各種活動を活性化させるとともに、世代を超えた交流を活性化させることで元気を創出します。
- 地域の活力を創造するため、国や山口県が進める施策の導入に向け、検討を行います。
- 都市部や他地域にしながらも本町に関わりを持つ「関係人口」の創出・拡大に努め、地域の枠を超えた多様で持続的なつながりを構築します。

基本目標3

安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

施策の体系



(1) 保健・医療

① 地域保健の推進

- 子どもから高齢者まで「自分の健康は自分でつくる」という健康管理意識を基本に、住み慣れた地域でいつまでも健康で生き生きと暮らせる健康社会を目指します。
- ライフステージ（*22）に応じた健康相談・健康教育・健康診査など各種健康づくりのための支援の充実、かかりつけ医の普及・定着の推進、健康づくり支援のための人材確保など、保健・医療・福祉の連携による一貫した生涯保健事業体制の充実を図り、早期発見、早期治療に向けた疾病予防に努めます。

- 新たな感染症の予防及びまん延防止に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携に努めます。

② 地域医療の充実

- 町立医療機関は、医療技術の進歩や高齢化に伴う疾病構造の変化に対応していくため、地域の基幹病院としての病院機能の維持を図ります。
- 町立医療機関と各医療団体との連携を強化し、高度医療や救急医療体制の充実、さらには介護老人保健施設の充実や保健・福祉・介護と連携した在宅ケアの充実など、総合的・包括的な地域医療推進体制の整備を進めます。

(2) 福祉

① 地域福祉の推進

- 福祉意識の啓発、福祉拠点の充実、担い手の育成を図るとともに、共に助け合い、支え合うことで、みんなが住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の構築に努めます。

② 高齢者福祉の充実

- 老後の生活や介護に関する住民の不安や悩みに対して、介護保険及びその他の福祉サービスの充実や保健・医療・福祉などの連携により、介護予防をはじめとした超高齢社会に配慮した在宅福祉サービスの充実と生きがい対策の充実を図り、高齢者が生き生きと暮らせる長寿社会を目指します。
- 町の活性化のために、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能などを活用し、すべての分野で、高齢者が主体的に活躍できる場や雇用に結びつくような機会の充実に努めます。

③ 障害者福祉の充実

- 障害者福祉計画などに基づき、障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し、共に暮らせる社会を実現するため、障害者への理解と社会参加を促進し、差別や偏見のない環境づくりに努めます。
- 在宅福祉サービスの充実と就労・雇用環境の充実や社会参加機会の拡充を図り、自立支援のための環境づくりを推進します。
- ボランティアによる福祉ネットワークの拡充を含め、保健・福祉・医療が一体となって支える体制づくりを推進します。

④ 児童・母子（父子）福祉の充実

- 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保、地域子ども・子育て支援の充実に向けた取組を総合的に進めます。特に、保護者の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援施策を推進します。
- 安心して子どもを産み・育てやすい環境づくりのために、家庭と地域の連携による仕事と育児の両立支援、家庭教育に関する意識啓発や知識・情報提供、相談体制の充実、世代間交流活動の推進、児童虐待を防止するための連携強化、子ども医療費助成、不妊治療費の助成など子育て支援対策の充実を図り、これらの事業や活動を支える人材の育成を推進します。特に、子育て世帯が負担する医療費について、義務教育終了時まで安心して医療の提供を受けられるよう、所得に関係なく医療費自己負担額の全額助成を行います。
- 子育てについては、子育て支援センターを拠点として地域のさまざまな自主的活動を支援するための地域ネットワークづくりを進めるとともに、認可保育所などにおける保育事業の充実及び病児保育などさまざまな保育ニーズにきめ細かく対応できる環境整備に努めます。

⑤ 社会保障の充実

- 各種社会保障制度の適正な運営に向けた理解と意識啓発を図り、住民の生活の安定と自立に向けた支援を行います。
- 国民健康保険においては、医療費の抑制につながる重症化予防のための取組や収納率向上などによる財源の確保に努め、健全な運営を目指します。
- 介護保険においては、関係機関との連携を強化し、高齢者や介護家族のニーズを的確に把握するとともに、必要なサービスの確保に努め、制度の安定的な運営に向けた取組を進めます。

（３）防災・消防・救急

① 防災対策の充実

- 防災については、地震及び豪雨災害をはじめとする大規模災害が全国的に発生していることから、「減災」の取組を含め地域における防災意識の向上に努めます。
- 「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った国土強靱化を目指します。
- 南海トラフ地震へ備え、一般住宅の耐震診断を進めるとともに、地震が起きた場合には、津波や避難場所、備蓄などの避難準備などの情報を提供します。
- 山と海に囲まれている本町では、地震や暴風雨などによる土砂流出や高潮、河川の氾濫など、自然災害による被害を最小限に抑えることが重要なことから、適切な海岸保全事業や治山治水事業の実施など、町土の保全に努めます。

- 新型コロナウイルス感染症など新たな感染症への対策に努めます。

② 消防防災の強化

- 消防施設や消防設備、消防水利などの整備、消防団の機能強化など、総合的な消防力の整備を推進するとともに、防火意識の啓発を図ります。

(4) 交通安全・防犯

① 交通安全の推進

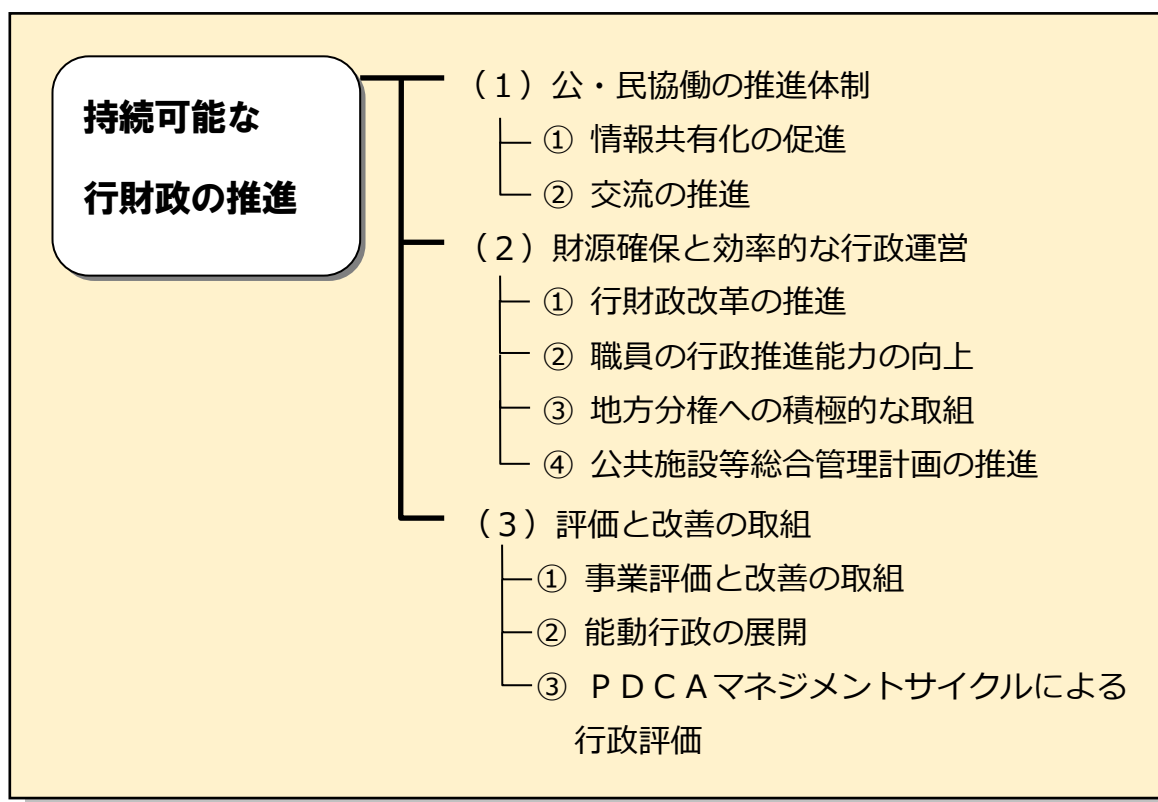
- 交通事故を未然に防止するため、子どもや高齢者などの交通弱者の事故対策を優先に、歩道の整備や交通危険箇所の改修など、交通環境の安全性を確保します。
- 地域と行政が連携して住民の交通安全意識の高揚を図ります。

② 防犯対策の推進

- 犯罪を未然に防止し、住民が安心して暮らすためには、自らの地域の安全は自ら守ることが必要です。このため、住民、行政、警察などが各々の役割を担いながら相互に連携する、地域ぐるみの防犯活動を展開します。

持続可能な行財政の推進

施策の体系



(1) 公・民協働の推進体制

① 情報共有化の促進

- 情報公開の充実による情報などの共有を通して住民と行政が共通認識を持ち、透明性の高いまちづくりを進めます。

② 交流の推進

- 地方分権の進展に伴い、自立した自治体として地域の実情に応じたまちづくりを推進していくため、N P O（*23）や各種団体との交流を通して協働のまちづくり意識の醸成を図ります。

(2) 財源確保と効率的な行政運営

① 行財政改革の推進

- 社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化に対応するため、適正な人員配置を確保しながら効率的な行政を実現します。また、時代の潮流とそれに伴う新たな課題に迅速かつ柔軟に対応できるしっかりとした財政基盤を確立するため、中長期的に目指すべき財政指標の目標値を設定し、その達成に向けた財政健全化を推進します。

② 職員の行政推進能力の向上

- 職員の適切な能力把握とこれを踏まえた人事管理を行い、職員の意識改革と意欲あふれる職場の醸成を図ります。
- 行政能力の向上や高度な専門知識の習得を目的とする人材育成方針を策定し、職員の資質の向上を図るとともに、職員一人ひとりが明確な目標を持って職務にあたる目標管理型の人事評価制度に取り組みます。
- 住民サービスの向上を目指し、組織の機構改革、行政職員の資質向上などを通して、中長期的な展望に立った効率的な行財政運営体制を構築します。

③ 地方分権への積極的な取組

- 国や県と連携し、住民生活の利便性につながる事務権限の積極的な実施により、自立した行政実現に努めます。

④ 公共施設等総合管理計画の推進

- 公共施設の統合整備については、公共施設等総合管理計画を基に、町域全体のバランスや、少子高齢化の進展や公共施設を利用する住民の利便性にも配慮しながら検討します。
- 公共施設の管理については、指定管理者制度の活用を推進します。

(3) 評価と改善の取組

① 事業評価と改善の取組

- 本計画において、周防大島町が長期的、戦略的に目指すべき政策目標を「政策評価指標」として、数値を用いて示します。これを踏まえて、関連する各事業の実施効果を「行政評価システム」を通して評価し、必要に応じて見直しを行いながら、改善を図ります。

② 能動行政の展開

- 行政評価システムや人事評価制度を通して、計画、組織、統制など一連の活動のマネジメント機能の活用により民間の発想力と経営手法を生かした行政運営を進めていきます。

③ PDCA マネジメントサイクルによる行政評価

- マネジメント機能の基本である計画－実行－評価－改善（P l a n－D o－C h e c k－A c t i o n）の循環を実現するための行政評価システムを目指します。

第3部 前期基本計画

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

1 産業の振興

1-1. 農林業の振興

施策の目的



安全・安心な食を提供する自立した農業の振興とともに、森林の持つ多面的機能の持続的発揮のための計画的な整備・保全・活用に努めます。

現状と課題

《農業》

【背景と現象】

- 流通の多様化による農産物価格への影響は農業経営を一層圧迫
- 担い手不足や農業就業者の高齢化は農業生産力の減退を招き、さらに農業経営を圧迫しており、結果として耕作放棄地の増加などを誘発

【今後の課題】

- 担い手不足、農業後継者の確保のための対策と受け入れ体制の強化
- 耕作放棄地の拡大防止の一層の推進及び優良農地保全の継続
- 6次産業化などによる農産物開発を通じた周防大島ブランドの確立及び流通などの充実と継続した雇用の創出
- 食の安全・安心を踏まえた消費者と生産者が一体となった地産地消のさらなる推進
- グリーンツーリズムの充実による農山村の持つ多面的機能活性化の一層の推進
- 有害鳥獣対策の一層の推進

《林業》

【背景と現象】

- 近年、国内産材木の需要減、就業者の高齢化などによる労力不足など林業としての成り立ちが厳しい状況

【今後の課題】

- 適切な森林施業や竹繁茂の防止、防災上の整備などを通じた水源の涵養、国土保全などの公益的機能の一層の充実
- 森林所有者の高齢化と管理意識の減退対策

施策の体系

農林業の振興

- (1) 担い手の育成・確保
- (2) 農業生産基盤の整備
- (3) 大島かんきつ産地継承実践プランの推進
- (4) 地産地消の推進
- (5) 鳥獣被害防止対策の推進
- (6) 森林整備の推進

主な施策

(1) 担い手の育成・確保

- ・ 農業体験の場や営農塾・帰農塾を通じた研修体制の一層の充実
- ・ 大島みかんサポータークラブや周防大島担い手センターの充実を通じた労働力確保のための取組強化
- ・ 「農家の暮らし体験ツアー」などの多様な交流機会を通じた農業担い手確保の取組充実
- ・ 認定農業者制度の活用を通じた中核農家の一層の育成
- ・ 地域集団生産体制や農業経営の法人化の取組充実、農業協同組合との連携による農業生産性の向上
- ・ 農地中間管理機構などを活用した新規就農者への受け渡し可能な園地確保体制の構築
- ・ 定住担当部署との情報共有化（空家、農地情報など）

(2) 農業生産基盤の整備

- ・ 地域全体で、農道、かん水施設、区画整理、獣害防護柵など、農作業の軽減や効率化などを見据えた園地整備
- ・ 中山間地域等直接支払制度や農作業受委託制度の継続的活用
- ・ 農地流動化の促進による優良農地維持・保全の継続的取組
- ・ 農業集落の生活環境向上のための農業集落排水施設整備事業や浄化槽設置事業の一層の推進
- ・ まとまった園地（1団地 5～10ha 以上）の確保
- ・ 農家（特に高齢者）の「産地」としての自覚と将来設計
- ・ 相続未登記農地の対応

(3) 大島かんきつ産地継承実践プランの推進

- ・ 「生産基盤の整備、樹園地の流動化、担い手の育成、戦略品種の導入拡大、販売対策の強化」を重要課題として取り組む大島かんきつ産地継承実践プラン（令和2年度～令和6年度）の推進

(4) 地産地消の推進

- ・福祉施設・病院・学校などにおける地産地消品目・数量の維持
- ・6次産業化による周防大島ブランドの開発、生産、流通ルートの開発などの取組と観光など交流人口確保のための直販施設の充実
- ・インターネットをはじめSNS（*24）を活用した多様な販路拡大

(5) 鳥獣被害防止対策の推進

- ・農作物に被害を及ぼす有害鳥獣（タヌキ、カラス、イノシシ、ヌートリアなど）の捕獲と鳥獣被害防止施設整備による農作物被害の減少と農業従事者の生活安定化の推進
- ・わな狩猟免許取得費などを補助することによる有害鳥獣捕獲業務従事者の増強と増加するイノシシなどの捕獲による個体数の把握と農産物の被害防止
- ・郡猟友会に有害鳥獣パトロールを依頼し、住民からの情報をもとにした被害防止対策を推進

(6) 森林整備の推進

- ・下刈り・除間伐などの適切な森林整備による水源涵養や国土の保全・地球温暖化防止などの森林の公益的機能の向上
- ・竹の繁茂防止対策の推進
- ・適正に管理されていない山林の増加による周辺への悪影響防止対策の推進

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 担い手の育成・確保	担い手育成支援事業	町
	新規就農者確保事業	町
(2) 農業生産基盤の整備	中山間地域等直接支払事業	町
	多面的機能支払交付金事業	町
	かんがい排水事業	町・県
	農地整備事業	町・県
	農道整備事業	町・県
	総合整備事業	町・県
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	町
	農地防災・保全対策事業	町・県
	単県農山漁村整備事業	町
(3) 大島かんきつ産地継承実践プランの推進	果樹経営支援事業	農協
(4) 地産地消の推進	地産地消推進事業	町
(5) 鳥獣被害防止対策の推進	有害鳥獣捕獲対策事業	町
	鳥獣被害防止施設等整備事業	町
(6) 森林整備の推進	森林環境保全直接支援事業	森林組合
	やまぐち森林づくり県民税関連事業	県など

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
認定農業者数	65 人	70 人
耕地面積	1,680 ha	1,600 ha
農地流動化面積	28 ha	30 ha
柑橘作付面積	505 ha	500 ha
水稲作付面積	103 ha	110 ha
農道整備済延長	170,645 m	175,000 m
かんがい排水路整備延長	7,276 m	9,000 m
林道整備済延長	21,375 m	21,375 m

※農業者の高齢化や後継者不足により、認定農業者数は平成 26 年の 93 人から令和元年には 65 人に減少していることから、耕地面積・柑橘作付面積などの農地面積も大幅に減少しています。今後も農作業が行いやすいよう農地や農業用施設を整備することで、農地面積の減少を抑制し、また、新規就農者などの利用促進を図り、認定農業者数の減少を抑制します。このことを踏まえ、農道整備済延長及びかんがい排水路整備延長を増加となっています。

個別計画・関連計画

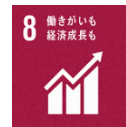
- ・農業振興地域整備計画
- ・森林整備計画
- ・地球温暖化対策実行計画

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

1 産業の振興

1-2. 水産業の振興

施策の目的



資源を大切にするとともに、周防大島ブランドを生かした活力のある水産業をつくれます。

現状と課題

【背景と現象】

- 漁場環境の整備や漁業施設などの新設・改良の進捗により、漁獲量や水揚げ高は現状維持で推移。一方で、魚価の低迷や食生活の変化に伴う消費量の減少により、漁業経営は厳しい状況が継続
- 後継者不足や漁業就業者の高齢化による水産業従事者の減少

【今後の課題】

- 漁港施設の長寿命化対策の継続的な取組や漁村地域の活性化
- 水産資源の回復や資源管理型漁業への一層の取組を通じた漁業経営の活性化と安定化
- 将来の水産業を担う後継者育成の継続的な取組

施策の体系

水産業の振興

- (1) 資源管理型漁業の推進
- (2) 生産基盤の整備
- (3) 儲かる漁業の推進
- (4) スローツーリズムの推進
- (5) 新規就業者・担い手の確保

主な施策

(1) 資源管理型漁業の推進

- ・ 種苗放流や産卵施設・魚礁などの継続整備

(2) 生産基盤の整備

- ・ 魚礁などによる漁場環境の整備を通じた生産性の向上
- ・ 漁港施設長寿命化のための補修などの継続的取組

(3) 儲かる漁業の推進

- ・ 6次産業化による周防大島ブランドの開発、生産、流通ルートの開発などの取組と観光等交流人口確保のための直販施設の充実
- ・ インターネットをはじめSNSを活用した多様な販路拡大

(4) スローツーリズムの推進

- ・ 体験型観光や直販施設での販路開拓を通じた交流人口の拡大

(5) 新規就業者・担い手の確保

- ・ 国・県と連携した新規漁業就業者確保・支援などによる担い手育成

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 資源管理型漁業の推進	資源管理型漁業の推進	町・漁協
	単県農山漁村整備事業（タコ産卵施設）	町
	種苗放流育成事業	町・漁協
(2) 生産基盤の整備	産業基盤整備事業（荷捌施設、給油施設、漁船保全修理施設、漁具保全施設、海底清掃、魚礁）	町・漁協
	農山漁村地域整備交付金事業	町
(3) 儲かる漁業の推進	儲かる漁業の推進	町・漁協
(4) スローツーリズムの推進	スローツーリズム推進事業	町
(5) 新規就業者・担い手の確保	新規就業者定着促進事業	町・県

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
漁獲量	2,600 t	2,600 t
漁業経営体数	359 戸	359 戸

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

1 産業の振興

1-3. 商工業の振興

施策の目的



創業支援や新たな発想により、人が集まり・賑わう商いを展開します。

現状と課題

【背景と現象】

- 島外・島内のショッピングセンターやスーパーへの消費者志向は増大し、地元商店は商店主の高齢化や事業継承の問題で一層減少、結果として空き店舗の増加を誘引
- 経営規模が小さい地場産業は、急速な経済構造の変革の中で厳しい経営実態
- 地域資源を活用したUJIターン（*25）者などによる起業は近年増加傾向

【今後の課題】

- 創業支援の展開
- 販路拡大
- 事業計画に基づく経営支援
- 個別の事業計画に基づく経営支援
- 商店街としての存続可能性
- 買物弱者（高齢者世帯など）対策

施策の体系

商工業の振興

- （1）商店街の再生
- （2）地場産業の振興
- （3）起業家の養成

主な施策

(1) 商店街の再生

- ・商店街としての賑わい復活のための多様なイベントの開催や観光ルートへの取り込み
- ・高齢者世帯などを対象とした宅配システムや巡回型店舗などの展開、インターネットを活用した販売方法の検討

(2) 地場産業の振興

- ・小規模商工業者に対する融資の斡旋や商工会と連携した経営改善指導・相談の継続実施

(3) 起業家の養成

- ・公民連携などにより起業家養成のための講座の開催や情報提供を実施

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 商店街の再生	商工業者に対する融資制度	町
	商工振興事業	町
(2) 地場産業の振興	地場産業の振興	町
	6次産業化の推進	町
(3) 起業家の養成	起業家の養成・支援	町・商工会

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
商業者特別融資額	0 千円	4,000 千円
商工振興事業補助金	10,030 千円	9,500 千円
年間商品販売額	910,453 万円	819,408 万円

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

1 産業の振興

1-4. 観光の振興

施策の目的



周防大島を体験してもらい、周防大島の価値を見出し新たな観光として活性化のしくみをつくります。

現状と課題

【背景と現象】

- 本町には、優れた自然環境や自然景観、歴史的文化遺産、温泉や道の駅、交流・観光施設などの地域資源があり、観光客数は近年は100万人を超え増加傾向
- 既存の観光施設や歴史的建造物などの情報発信や案内が不足
- 観光客ニーズは、市場・消費者ニーズの変化に伴い「モノ消費」から「コト消費」へ変化（*26）

【今後の課題】

- アウトドア需要への対応
- 鉄道や航空機（空港）を活用した首都圏や関西エリアからの誘客
- 既存の観光施設や歴史的建造物などの魅力再発見と新しい観光資源の発掘及び情報発信の多様化
- 田舎暮らしの体験、非日常が体感できる観光の展開
- 体験型教育旅行における民泊の受け入れ先確保
- 類似施設の見直し

施策の体系

観光の振興

- （1）観光交流拠点の充実
- （2）観光・交流活動のネットワーク化
- （3）広域観光の推進
- （4）体験交流型観光の推進
- （5）食と観光の連携

主な施策

(1) 観光交流拠点の充実

- ・観光・交流拠点の充実
- ・アウトドア、体験型観光（ワーケーション（*27）など）やテーマ別・年齢別などのメニューツアー型観光・交流活動の充実
- ・ニホンアワサングの群生する海域公園地区を拠点とした園地施設の整備

(2) 観光・交流活動のネットワーク化

- ・観光・交流資源を相互連携したネットワーク化と周遊ルートの開発と見直し
- ・ネットワーク化と連動した観光資源が分りやすく表示された案内板設置などの充実

(3) 広域観光の推進

- ・町域を越えた広島広域都市圏などの広域観光地間のネットワーク化の推進と多様な媒体を通じた情報発信
- ・スタンプラリーなどによる付加価値のある観光とおもてなしの心の提供

(4) 体験交流型観光の推進

- ・島の暮らしや農漁業の体験を通して、地元の人との交流により、島の魅力と地域への理解を深める体験交流型観光の推進や体験型修学旅行の誘致及び受け入れ体制の整備

(5) 食と観光の連携

- ・食と観光の連携による誘客事業を通じた、食に関する町の魅力の再発見・創出及びブランド化の推進

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 観光交流拠点の充実	観光施設維持管理・整備事業	町
	温泉施設維持管理事業	町
	情報提供拠点整備事業	町
(2) 観光・交流活動のネットワーク化	観光周遊ルートの開発	町
	統一観光案内板設置事業	町
(3) 広域観光の推進	広域観光の推進	町
(4) 体験交流型観光の推進	体験型教育旅行（修学旅行・研修旅行など）の誘致及び受け入れ体制の整備・スロートーリズムの推進	協議会
(5) 食と観光の連携	食と観光の連携による誘客事業	町

みんなで目指す目標値

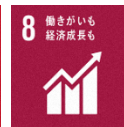
成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
観光客入り込み数	1,073,869 人	1,100,000 人

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

1 産業の振興

1-5. 働く場の確保と人材育成

施策の目的



周防大島で働きたい人を支えるしくみづくりや情報発信を行います。

現状と課題

【背景と現象】

- 町域に就労の場が少ないことが若年層の流出に拍車をかけるとともに、U J I ターン
の誘導にも支障
- 定年によるU J I ターン希望者への就労機会の創出が課題

【今後の課題】

- 若年層やU J I ターン希望者への就労支援のためのしくみづくりと情報発信
- テレワーク（*28）やワーケーションなど新しい働き方や多様なライフステージに応
じた働きやすい環境づくり
- 企業誘致などによる大型雇用への試み

施策の体系

働く場の確保と人材育成

- （1）雇用の拡大と安定
- （2）労働環境の改善・向上
- （3）人材の育成・活用

主な施策

（1）雇用の拡大と安定

- ・公民連携などによる若者層やU J I ターンの就労支援とサテライトオフィスなど
による企業誘致や起業の積極的な支援
- ・雇用の拡大に繋がる既存地場産業の継続的な支援
- ・定住者・移住者の受け入れ環境の整備

(2) 労働環境の改善・向上

- ・子育て世代など多様なライフステージにあった子育て環境の充実など働きやすい環境づくりの推進
- ・すべての人が能力を十分に発揮し、生涯現役で安心して働くことのできる労働環境の整備

(3) 人材の育成・活用

- ・情報化や技術革新などに対応できる職業能力の開発や研修機会の継続的取組
- ・U J I ターン者や新規就農者及び新規漁業就業者に向けた技術講習会などの実施

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 雇用の拡大と安定	新規地場産業創出、起業化の促進、企業誘致の推進	町・県
	定住対策の推進	町・県
(2) 労働環境の改善・向上	雇用機会均等の推進	町・県
	福利厚生制度の充実	町・県
	保育・介護の充実	町・県
(3) 人材の育成・活用	研修機会の拡充	町
	生涯学習の充実	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
誘致企業数 (サテライトオフィス含む)	2 社	5 社

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

2 生活環境の整備

2-1. 循環型社会の創造

施策の目的



ごみの発生抑制・分別・再利用や再資源化による循環利用を進めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 令和元年度の一般廃棄物排出量（古紙などの集団回収量を含む）は4,797 t、再生利用された総資源化量は550 t、リサイクル率23.6%
- 可燃ごみの焼却量4,024 tに対して焼却灰679 tであり、山口県全域で取り組んでいるセメント原料化事業により焼却灰の有効利用を継続推進
- 資源有効利用促進法に基づいた廃棄物3R【リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）】を循環型社会形成に向けて推進

【今後の課題】

- 循環型社会の進展に伴うごみ減量化、再資源化への理解の深化及び分別課題などエコ意識の高揚促進
- 太陽光発電など自然エネルギーの普及
- 資源を大切に使う「もったいない意識」の醸成
- 廃棄物を取り巻く国際情勢などの変化への迅速な対応
- 人口減によるごみの数量の減少に伴う処理単価の抑制
- 廃棄物処理の広域化の検討

施策の体系

循環型社会の創造

- （1）ごみ減量化・資源再利用化の推進
- （2）分別課題などの検証活動
- （3）ごみ処理施設の整備
- （4）再生可能エネルギー（*29）の導入

主な施策

(1) ごみ減量化・資源再利用化の推進

- ・ごみの分別の徹底が、ごみの減量化・資源化に結びつき、環境保全につながることの啓発活動
- ・もったいない意識を育てる取組の推進
- ・エコ活動の支援と環境教育などを通じたエコへの取組の推進

(2) 分別課題などの検証活動

- ・焼却施設におけるごみ質分析、ごみ集積所を管理する自治会へのアンケート調査

(3) ごみ処理施設の整備

- ・必要に応じた、ごみ収集運搬車（パッカー車、ダンプトラック）の更新

(4) 再生可能エネルギーの導入

- ・再生可能エネルギーへの取組の継続

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) ごみ減量化・資源再利用化の推進	ごみ減量化・資源再利用化の推進	町
(2) 分別課題などの検証活動	焼却施設のごみ質分析	町
(3) ごみ処理施設の整備	ごみ収集車、運搬車の更新	町
(4) 再生可能エネルギーの導入	町有施設などにおける太陽光発電システム設置運営事業	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
一人あたりのごみ排出量	627 g/日	585 g/日
リサイクル率	23.6%	25.0%
最終処分量	93 t/年	73 t/年
子どもエコクラブ参加団体数	0 団体	1 団体

個別計画・関連計画

- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・分別収集計画
- ・地球温暖化対策実行計画

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

2 生活環境の整備

2-2. 自然環境の保全

施策の目的



自然環境と調和した、住民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを進めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 地球温暖化問題をはじめとする地球規模の環境問題から、大気汚染・水質汚濁などの身近な環境汚染に至るまで、さまざまな環境問題に対する重要性が地球規模で拡大
- 瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然風土にスローライフ（*30）志向の者の関心が高まっている
- 各種開発による自然環境への影響の増大
- 過疎化、高齢化による農地・森林管理水準の低下

【今後の課題】

- 過疎化・高齢化に伴う地域によるクリーン作戦などの活動の継続
- ごみステーションの設置による地域差の解消、地域で行う環境保全活動の維持
- 住民の環境保全意識の高揚
- 国道及び県道沿いの広告物による景観の阻害

施策の体系

自然環境の保全

- （1）自然環境の保全・活用
- （2）環境学習の推進
- （3）環境保全に関する審議

主な施策

(1) 自然環境の保全・活用

- ・環境美化運動の推進など、住民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、ボランティアの育成・支援を通じた豊かな自然環境の保全・活用
- ・自然景観を阻害しないよう、国道及び県道沿いの広告物などに対する適切な対応の推進
- ・公共施設や遊休地を利用した太陽光発電施設などの導入

(2) 環境学習の推進

- ・環境保全に係わる広報・啓発活動や環境学習の積極的な推進
- ・地域・学校・職場などでの学習機会の充実を推進

(3) 環境保全に関する審議

- ・一定規模以上の開発行為（ほとんどが太陽光発電設備）により環境への影響が懸念される事項について、環境保全審議会による調査、審議の実施
- ・環境保全審議会による通信施設（鉄塔）や大型店舗建設に関する調査・審議の実施

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 自然環境の保全・活用	自然環境保全事業	町
	自然エネルギー施設の導入	町
(2) 環境学習の推進	環境学習の推進	町
(3) 環境保全に関する審議	環境保全に関する審議	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
環境学習講座参加者数	183 人	200 人

個別計画・関連計画

- ・地球温暖化対策実行計画

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

2 生活環境の整備

2-3. 住宅環境の整備

施策の目的



あらゆる世代に適応した住みやすい住宅環境を形成し、安心な生活を提供します。

現状と課題

【背景と現象】

- 豊かな自然と環境を生かした住環境は、若者の定住やU・J・Iターンによる移住希望者にとっては、大きな魅力
- U・J・Iターン移住希望者向けの「空家情報有効活用システム」への問い合わせは増加傾向
- 管理不十分な危険な空家の増加が地域の課題
- 公営住宅の管理戸数 670 戸のうち 62 戸が中堅所得者層対象の特定公共賃貸住宅
- 木造建築や築造後年数が経過した公営住宅は老朽化による補修・改善が必要

【今後の課題】

- 増加する放置空家への対策が必要
- 公有地や民有財産（寄付など）の有効活用など定住化を促進する環境づくりの推進
- 耐用年数経過の老朽化した公営住宅の集約・建替え

施策の体系

住宅環境の整備

- (1) 公営住宅の充実
- (2) 空家情報有効活用システムの充実
- (3) 放置空家対策

主な施策

(1) 公営住宅の充実

- ・適切な点検、修繕、データ管理及び公営住宅の状況や将来的な需要見通しを踏まえた効率的・効果的な対策の推進
- ・耐用年数経過の老朽化した公営住宅の集約・建替え

(2) 空家情報有効活用システムの充実

- ・空家情報の収集や空家物件と移住希望者とのマッチング事業の推進
- ・子育て世代を対象とした若者定住促進住宅用地の整備
- ・空家登録件数の増対策

(3) 放置空家対策

- ・空家所有者などに対する空家対策ローン利息（保証料を含む）補てんの継続による放置空家対策の充実

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 公営住宅の充実	公営住宅改善事業	町
	公営住宅建設事業（建替え）	町
(2) 空家情報有効活用システムの充実	空家情報の充実	町
(3) 放置空家対策	空家対策ローン利子補給事業	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
バリアフリー化住宅の戸数	43 戸	43 戸
空家情報登録件数	9 戸	20 戸

個別計画・関連計画

- ・町営住宅長寿命化計画
- ・耐震改修促進計画
- ・公共施設等総合管理計画

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

2 生活環境の整備

2-4. 上下水道の整備

施策の目的



生活に必要不可欠な上水道、快適な生活を送るうえで必要な下水道、いずれも生活の根幹を成すものとして、維持管理費の圧縮、施設更新、下水道普及率及び汚水処理人口普及率の向上などの適切な維持と整備を進めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 令和3年4月に、前島・笠佐島・浮島の離島3島の簡易水道事業を上水道事業に移行
- 町内で自己水源を利用する地区は、現行の大崎・白石及び源明に前島、笠佐島を加えた4地区。その他の地区は、柳井地域広域水道企業団から浄水を受水
- 令和元年度末の3簡易水道の普及率99.1%、簡水以外の上水道普及率90.1%

【今後の課題】

- 健全経営のため、平成29年度に水道事業経営戦略を策定。令和2年4月より窓口業務などの民間委託を実現しコスト削減に着手。今後、さらに財政効果を上げるため、順次職員数の減員が必要
 - ・人口減少に伴う使用料の減少や施設老朽化による維持管理費の増大
 - ・下水道普及率、汚水処理人口普及率の低迷

施策の体系

上下水道の整備

- (1) 安全・安心でおいしい水の安定供給と快適な生活環境づくり
- (2) 下水道整備計画の策定
- (3) 下水道施設の整備と健全経営

主な施策

(1) 安全・安心でおいしい水の安定供給と快適な生活環境づくり

- ・さらなる経営の合理化を図るための業務分担の見直しの検討
- ・給水施設・管路などの適正な維持管理・更新
- ・水道事業の「広域化」を関係市町と連携のうえ検討

(2) 下水道整備計画の策定

- ・公共下水道事業の進捗（事業費、事業期間）の精査を行い、污水处理施設整備構想や公共下水道整備事業の全体計画、事業計画を適宜見直すとともに、污水处理人口普及率の向上を推進

(3) 下水道施設の整備と健全経営

- ・快適で衛生的な生活環境を確保するための各種下水道施設の整備
- ・下水道の普及啓発を図り水洗化率を高めることによる安定した料金体系の維持
- ・各種下水道施設の長寿命化対策及び耐震化対策の継続推進
- ・公営企業会計の導入による経営・資産などの状況の把握及び必要なサービスを将来にわたり安定的に提供するため経営の健全化を推進

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 安全・安心でおいしい水の安定供給と快適な生活環境づくり	水源の確保と安全・安心でおいしい水の安定供給の推進	町
	水道施設の計画的な更新と適正な維持管理	町
	経営の健全化	町
(2) 下水道整備計画の策定	污水处理施設整備構想の見直し	町
	公共下水道整備事業全体計画、事業計画の見直し	町
(3) 下水道施設の整備と健全経営	特定環境保全公共下水道事業の推進	町
	農業集落排水施設の計画的な整備と適正な維持管理	町
	漁業集落排水施設の計画的な整備と適正な維持管理	町
	合併浄化槽設置整備事業の補助	町
	経営の健全化	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
上水道普及率	90.1%	90.1%
汚水処理人口普及率	61.7%	68.3%

個別計画・関連計画

- ・水道ビジョン
- ・水道事業経営戦略
- ・汚水処理施設整備構想
- ・特定環境保全公共下水道事業（全体計画・事業計画）
- ・下水道事業経営戦略
- ・合理化事業計画

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

2 生活環境の整備

2-5. 生活衛生環境の整備

施策の目的



心身ともに健康的に暮らすため、美しく快適な生活空間づくりを進めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 葬儀のあり方の変化に伴い斎場の利用者が増加
- 環境美化活動は地域やシニアクラブが主体

【今後の課題】

- 斎場の火葬設備の老朽化への対応
- 住民・地区主体とした環境美化活動・緑化活動の推進
- ガーデニング（*31）コンテストや環境美化に関する表彰などへの支援による環境美化意識の高揚
- 野良猫への餌やりに起因する公衆衛生の悪化などへの対策

施策の体系

生活衛生環境の整備

- （1）斎場の整備
- （2）環境・美化活動の推進
- （3）地域猫活動などの推進

主な施策

(1) 斎場の整備

- ・各斎場の火葬設備などの適正な維持管理及び整備

(2) 環境・美化活動の推進

- ・地域住民やボランティアなどによる地区主体の環境美化活動・緑化活動の支援
- ・花壇やガーデニングコンテストなどによる環境美化の啓発

(3) 地域猫活動などの推進

- ・飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術費などの助成

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 斎場の整備	斎場の整備	町
(2) 環境・美化活動の推進	環境・美化活動の推進	町
(3) 地域猫活動などの推進	不妊・去勢手術費などの助成	地域・団体

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
環境美化活動参加率	66.4%	70.0%
環境ボランティア参加団体数	176 団体	176 団体

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

3 都市基盤の整備

3-1. 道路交通網の整備

施策の目的



広域的交通アクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、町内道路網の計画的な整備を進めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤
- 主要幹線道路は、国道437号と大島環状線や橘東和線他の県道で、未改良区間を継続整備中
- 広域農道の完成により島の南北の横断的な繋がり向上
- 離島については離島航路が主な交通手段

【今後の課題】

- 予防保全を前提とした道路施設メンテナンスの計画的実施
- 歩道や通学路の安全性向上に向けた取組
- 道路施設の集約化・撤去

施策の体系

道路交通網の整備

- (1) 主要幹線道路の整備（国道・県道など）
- (2) 町道の整備・維持管理
- (3) 人にやさしい道づくり

主な施策

(1) 主要幹線道路の整備（国道・県道など）

- ・道路交通網の骨格である国道 437 号及び大島環状線や橋東和線など県道の未改良区間の整備、広域幹線道路と連結する県道の改良など、環境に配慮した幹線道路網の着実な整備の要請
- ・災害時や救急搬送時などの円滑な移動の確保

(2) 町道の整備・維持管理

- ・防災上、重要な町道整備の促進
- ・国道・県道との連携や機能分担、地域と協働した生活道路の環境整備と維持管理の推進
- ・持続可能なメンテナンスの実現

(3) 人にやさしい道づくり

- ・交通弱者に配慮した危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性、バリアフリー化、環境・景観に配慮した道路整備の推進

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 主要幹線道路の整備 (国道・県道など)	国道 437 号道路改良整備事業	県
	県道大島環状線外の改良整備事業	県
(2) 町道の整備・維持管理	町道新設改良・舗装整備事業	町
	維持管理の充実	町
	橋梁などの点検・整備事業	町
(3) 人にやさしい道づくり	段差の解消・バリアフリー化・夜間照明・案内標識設置	町・県
	交通安全事業	町・県

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
町道改良率	53.0%	54.0%

個別計画・関連計画

- ・橋梁長寿命化修繕計画
- ・トンネル・カルバート長寿命化修繕計画

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

3 都市基盤の整備

3-2. 公共交通対策の推進

施策の目的

地域住民の日常生活における移動手段として重要な役割を担う公共交通の維持と利便性向上を行政・民間・住民が一体となって行います。



現状と課題

【背景と現象】

- 公共交通は、日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤
- 陸上の公共交通は、大島本線、大島線を運行する民間バス事業者、白木半島線、油田森野線を運行する町営で運行業務委託によるバス路線、奥畑線を運行する民間タクシー会社委託の乗合タクシー路線で構成され、住民の貴重な交通手段であるが、利用者は減少
- バス事業者への国庫・県補助残分の町負担分が年々増加
- 離島航路（前島・情島・浮島）、行政連絡船（笠佐島）と柳井・周防大島・松山航路は、今後も地域間の交流を進めるうえでも、住民の貴重な移動手段

【今後の課題】

- 航路やバス路線の維持につながる利用者の拡大対策とバス路線等維持対策事業補助金減額への対応
- 公共交通機関の総合的な利用を目指した交通システムの確立
- 柳井・周防大島・松山航路の存続

施策の体系

公共交通対策の推進

- (1) 公共バス路線の維持
- (2) コミュニティバスシステムの検討
- (3) 離島航路の充実
- (4) 海上交通の充実

主な施策

(1) 公共バス路線の維持

- ・生活バス路線の運行維持と廃止バス路線の代替運行の維持

(2) コミュニティバスシステムの検討

- ・町内の各コミュニティバス（町営バス、温泉バス、通学バス、患者輸送バス、民間事業者運行の病院バスなど）の運行調整による総合的な交通システムの検討
- ・観光なども考慮したフリー乗降制バスの検討
- ・交通弱者対策として、新交通システム（デマンド交通（*32）など）の検討

(3) 離島航路の充実

- ・航路の存続・充実
- ・国庫認定の継続
- ・離島住民の安定的な交通手段の確保のため船舶の計画的な更新

(4) 海上交通の充実

- ・広域的な連携と観光・交流を促進するための柳井・周防大島・松山航路の存続活動の推進

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 公共バス路線の維持	生活バス路線維持対策事業 廃止バス路線代替運行事業	町・県
(2) コミュニティバスシステムの検討	コミュニティバスシステムの検討	町
(3) 離島航路の充実	旅客船更新事業	町
(4) 海上交通の充実	航路活性化	町・県

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
平均乗車密度（大島駅～周防油宇）(※)	1.8 人	2.0 人
平均乗車密度（大島駅～橋医院）	2.4 人	2.3 人
生活バス路線等維持対策事業補助金	40,798 千円	30,000 千円

※令和3年度から終点が周防油宇から周防平野に変更

基本目標1 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

3 都市基盤の整備

3-3. 情報化の推進

施策の目的



情報通信基盤を活用して、住民や団体、企業が手軽に行政サービスを受けられる利便性の高い情報化社会に対応したまちづくりを進めます。

現状と課題

【背景と現象】

■情報通信技術（ICT）の活用によるデジタル社会の創造

- 情報通信技術（ICT）の活用によるデジタル社会を実現するためにケーブルテレビ網による光ファイバー（*33）の整備と町内で高速インターネット通信の実現
- ケーブルテレビ加入率（休止含む）は約3割

■電子自治体の構築

- 自治体クラウド（*34）による7市町の共同利用が令和2年9月に稼働し、効率化、安全性及び災害発生時のデータの安全性を確保。今後の事務負担軽減や経費削減効果などクラウド化による運用効率化とコスト削減を促進
- マイナンバーカードを利用した住民票、印鑑登録証明、戸籍謄抄本、所得・課税証明のコンビニ交付の開始
- RPA（*35）導入による入力や照合を自動で行う業務を試行中、本格導入に向けて令和2年度からヒアリングによる事務の効率化を実施予定

■情報通信施設の整備

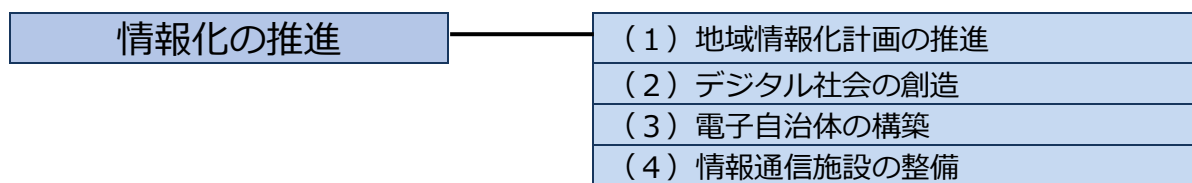
- 公衆無線LAN（*36）（フリーWi-Fi（*37））整備を行い利用状況を分析、キャンプ場やスポーツ施設ではアクセスが多く、イベントなど多数の人が集まる場所では利用者が増加傾向

【今後の課題】

- ケーブルテレビの加入率を上げるため加入促進補助金制度の延長（現制度は令和2年度末まで）
- 大容量、超高速のネットワーク5G（第5世代移動通信システム）を見据えた新しい情報通信技術の利用促進（例として、防災行政無線戸別受信機に代わる放送システム、高齢者や子どもの見守り、遠隔授業など）

- 情報通信技術の向上とともに、セキュリティ対策の強化とセキュリティ研修などによる一人ひとりの意識向上
- 公開すべき保有情報のオープンデータ（*38）としての利活用の促進
- 防災行政無線は整備後 12 年を迎え機器の更新時期が到来、経常的なメンテナンスの経費が増えており新しい機能の追加など長期的な計画が必要
- 防災行政無線と連動したホームページ、ケーブルテレビ、SNS など複数メディア（*39）の連携が必要

施策の体系



主な施策

(1) 地域情報化計画の推進

- ・高度情報社会における地域情報化を促進するための情報通信基盤の充実
- ・ケーブルテレビ網による情報通信基盤を維持するとともに、5G（第5世代移動通信システム）を見据えた新しい情報通信技術の推進

(2) デジタル社会の創造

- ・「スマート自治体」の実現に向けた取組を推進
- ・ケーブルテレビ加入促進事業の推進
- ・保有情報のオープンデータ化の促進

(3) 電子自治体の構築

- ・財務会計システムと文書管理システムの電子決裁の導入
- ・電子申請の充実や電子入札などの実施による電子自治体の構築
- ・自治体クラウドの円滑な運営による行政事務の効率化と安全性の強化
- ・申請者の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、マイナンバーの独自利用の検討及び推進
- ・電子自治体の推進に伴う情報セキュリティ対策の強化
- ・RPAやAI（*40）の導入による事務効率化の推進

(4) 情報通信施設の整備

- ・ケーブルテレビ網及び防災行政無線施設の保全・充実
- ・公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の拡充

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 地域情報化計画の推進	情報通信基盤整備の推進	町
(2) デジタル社会の創造	デジタル社会の形成	町
	ケーブルテレビ加入促進事業	町
(3) 電子自治体の構築	電子自治体システムの開発	町・県
	自治体クラウドの円滑な運営	町・他市町 など
	マイナンバーの独自利用	町
(4) 情報通信施設の整備	ケーブルテレビ網の保全・充実	町・民間事 業者
	防災行政無線施設の保全・充実	町
	公衆無線LAN（Wi-Fi） 環境の拡充	町・民間事 業者

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
ケーブルテレビ加入率	26.2%	45.0%
マイナンバーの独自利用事務数	8 件	10 件
公衆無線LAN（Wi-Fi）スポット	14 地点	20 地点

個別計画・関連計画

- ・地域情報化計画

基本目標１ 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

４ 定住の促進

４－１．定住環境の整備

施策の目的

町の魅力の発信や移住定住の相談・サポート体制の強化、移住支援の充実により、移住・定住を促進します。また、転出による人口流出の抑制を図ります。



現状と課題

【背景と現象】

- 全国規模での人口減少と少子超高齢化の加速
- 第１次産業の衰退により、就業の場を求めて若年層や労働力人口が町外へ流出
- 子育て世代の流出に伴う少子高齢化の進行

【今後の課題】

- 人口流出の抑制
- 空家対策などと連携した住まいの確保
- 若者層やＵＪＩターンなど定住・移住希望者向け定住・移住相談及び情報の発信
- 若者層やＵＪＩターンなど定住・移住希望者を中心とした就業の場の確保及び情報提供
- 地域とのコミュニケーションの充実

施策の体系

定住環境の整備

- (１) 人口流出の抑制
- (２) 住まいの確保
- (３) 定住・移住相談及び情報の発信
- (４) 就業の場の確保及び情報提供

主な施策

（１）人口流出の抑制

- ・医療費助成の継続や小中学校給食費の負担軽減など、子育て支援体制を促進
- ・児童・生徒の故郷への愛着や誇りを育むとともに、学校・地域などが連携しふるさと教育への強化を促進
- ・地域資源を活用し地域と継続的なつながりを持つ、交流・関係人口の創出と拡大

（２）住まいの確保

- ・空家情報有効活用システムの利活用、相談体制の充実
- ・空家リフォーム事業の助成及び空家有効活用事業の利活用を促進
- ・若者定住促進住宅の整備や用地貸付事業の推進
- ・若者世代が安心して子育てができる良好な住宅環境の整備

（３）定住・移住相談及び情報の発信

- ・移住相談窓口の充実や地域交流、移住者間のネットワークづくりへの取組の推進
- ・都市部における移住フェアへの出展による情報発信や移住体験ツアーの実施
- ・定住・移住に係る情報発信機能の強化
- ・移住希望者向け「お試し暮らし住宅」の利活用の促進

（４）就業の場の確保及び情報提供

- ・公民連携による起業・就業支援の促進
- ・企業などのサテライトオフィスの誘致を推奨し、雇用の場を創出
- ・本町の基幹産業の担い手として、若者の新規就業などの経済的負担の軽減
- ・空校舎・遊休施設・用地への企業誘致

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 人口流出の抑制	子育て世代の住宅整備及び子育てへの支援	町
	医療費助成の継続	町
	小中学校給食費の負担軽減	町
	子どもたちへのふるさと教育の強化	町
	交流・関係人口の創出と拡大	町
(2) 住まいの確保	空家情報有効活用システムの充実	町
	空家リフォーム事業助成・空家有効活用事業の推進	町
	子育てや地場産業に就業する若者定住住宅の整備などの推進	町
(3) 定住・移住相談及び情報の発信	定住・移住相談窓口の充実とフォローアップ	町
	移住フェアやメディアなどを利用した情報発信	町
	移住体験「お試し暮らし住宅」の促進	町
(4) 就業の場の確保及び情報提供	起業・就業支援の充実	町
	企業誘致	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
空家情報有効活用システム登録件数	9戸	15戸
空家リフォーム助成金利用件数	9件	15件
空家活用住宅事業件数	7戸	20戸
若者定住促進住宅等建設事業件数	4戸	20戸

個別計画・関連計画

- ・人口ビジョン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標2 人が元気で活躍するまちづくり

1 学校教育

1-1. 義務教育の充実

施策の目的



志を持ち確かな学力と基本的生活習慣を身につけた、本町の将来を担う人材を育てます。

現状と課題

【背景と現象】

- 過疎化・少子化の影響により、児童・生徒数は小学校が 428 名に、中学校が 190 名にそれぞれ減少（令和 2 年 5 月 1 日現在）
- 学校教育の充実を基本方針とする学校の統廃合により、小学校は平成 17 年の 14 校から 11 校（うち 1 校は休校）に、中学校は 9 校から 5 校（うち 1 校は休校）に統廃合（令和 2 年 4 月 1 日現在）
- 児童・生徒全員へタブレット端末（*41）の配備や A L T（*42）2 名体制により、国際化・情報化に対応した教育などが進展
- 令和 2・3 年度から新学習指導要領が全面実施（道徳科及び外国語科新設）
- 児童・生徒などの安全確保を目的とした耐震化対策をはじめ、教育環境の整備のため普通教室への空調設備の整備やトイレの洋式化などの教育環境整備が発展

【今後の課題】

- 新学習指導要領の実施に伴う対応と学校・家庭・地域が連携したコミュニティ・スクールのしくみを活用した生きる力を育む教育
- 国際化・情報化の進展に適応できる人材の育成
- 小中学校の適正配置と安全・安心な教育環境の整備
- 児童・生徒の学力向上

施策の体系

義務教育の充実

- | |
|-----------------------|
| (1) 自ら学び自ら考え活用する力の育成 |
| (2) 特色ある学校づくりの推進 |
| (3) 情報化・国際化に対応した教育の推進 |
| (4) 教育環境の整備と学校の適正配置 |

主な施策

(1) 自ら学び自ら考え活用する力の育成

- ・「主体的・対話的で深い学び」をめざした授業改善の推進による、基礎・基本の定着及び活用する力の向上
- ・一人一台のタブレット端末の活用やK S学習（拡大集合学習）(*43) による、多様な考えに触れる場、仲間と協働して課題を解決する場の設定
- ・地域（人・社会）との積極的な交流による、心豊かにたくましく生きる周防大島っ子の育成
- ・読書活動の推進による、感性・表現力・創造力の醸成及び基礎学力の向上

(2) 特色ある学校づくりの推進

- ・少人数の良さを生かした、きめ細かな指導
- ・新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の推進
- ・地域素材を活用した郷土学習の推進

(3) 情報化・国際化に対応した教育の推進

- ・G I G Aスクール(*44) 構想の実現に向けL A N整備や児童・生徒一人一台のタブレット端末などの機器整備による時代に即したI C T教育の推進
- ・A L Tによる外国語教育など、幼少期から英語に触れる機会を創出し、小学校、中学校、高等学校と各年代に応じた英語教育の提供に努め、国際理解教育とグローバル人材を育成するための教育の充実

(4) 教育環境の整備と学校の適正配置

- ・いじめ・不登校などの防止に向けた生徒指導・相談体制の充実と家庭・地域との連携強化
- ・通学手段を確保したうえでの、小中学校の適正配置
- ・学校施設の長寿命化計画に基づいた老朽化対策や継続的な改修の推進

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 自ら学び自ら考え活用する力の育成	自ら学び自ら考え活用する力の育成	町
(2) 特色ある学校づくりの推進	特色ある学校づくりの推進	町
(3) 情報化・国際化に対応した教育の推進	教育の情報化推進	町
	外国語教育の充実	町
(4) 教育環境の整備と学校の適正配置	学習支援員の派遣・スクールカウンセラー(*45)の配置	町
	学校施設整備事業	町
	適正な校区設定と学校の適正配置	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
全国学力学習状況調査 全国平均点より上回った科目数	小1科目(2科目中) 中1科目(3科目中)	小2科目(2科目中) 中3科目(3科目中)
授業以外に、平日(月曜日から金曜日)1日あたり30分以上読書をする児童・生徒の割合	小 37.3%(全国 38.9%) 中 27.1%(全国 32.1%)	小 40.0% 中 40.0%
ホームページ開設学校数	78.6%	100%
コンピュータなどを使って教科指導などができる教員の割合	70.3%	100%
外国語青年英語指導派遣者数	2人	2人
英語検定合格率	69.6%	80.0%

個別計画・関連計画

- ・教育大綱
- ・教育の基本方針
- ・学校施設長寿命化計画

基本目標２ 人が元気で活躍するまちづくり

１ 学校教育

１－２．高等学校教育の充実

施策の目的



地域に根ざし生徒が誇りを持てる学校づくりを支援します。

現状と課題

【背景と現象】

- 少子化に伴う学校規模縮小により、３校あった高等学校が周防大島高等学校１校へ減少

【今後の課題】

- 中高一貫教育を推進し、キャリア教育の取組やコミュニティ・スクールのしくみを生かした魅力ある学校づくり

施策の体系

高等学校教育の充実

（１）特色ある学校づくりの推進

主な施策

（１）特色ある学校づくりの推進

- ・県が行う特色ある学校づくりに関して、全国からの募集や企業などのキャリア教育への取組、コミュニティ・スクールによる地域に貢献できる人材の育成に対する支援
- ・高等学校再編後の跡地の有効活用に向けた取組の実施
- ・寮生活の生徒に対する寮費の一部助成
- ・宿泊合宿、通信学習の受講者へ経費の一部補助などの特別学習活動の実施
- ・周防大島高等学校へ通学する生徒を対象に、公共交通機関の通学定期購入費の一部補助

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 特色ある学校づくりの推進	周防大島高等学校活性化支援事業	町
	周防大島高等学校通学支援費給付事業	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
連携中学校からの入学者の割合	47.5%	55.0%

個別計画・関連計画

- ・教育の基本方針

基本目標2 人が元気で活躍するまちづくり

1 学校教育

1-3. 高等教育の充実

施策の目的



「産・公・学」が連携して、特色ある高等教育を支えます。

現状と課題

【背景と現象】

- 大島看護専門学校と大島商船高等専門学校の2つの高等教育機関において将来を担う人材を育成
- 高等教育機関の知的資源をまちづくりに活用

【今後の課題】

- 時代の要請や社会ニーズへの対応とともに、地域に根ざした特色のある学校づくり

施策の体系

高等教育の充実

(1) 高等教育の充実

主な施策

(1) 高等教育の充実

- ・大島看護専門学校を活用した地域の医療従事者の確保
- ・ICTを活用した大島看護専門学校のオンラインによる遠隔授業の導入
- ・大島商船高等専門学校との連携によるまちづくり施策の展開
- ・大島商船高等専門学校の高度な知識と技術の地域活性化への活用支援

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 高等教育の充実	大島看護専門学校を活用した地域の医療従事者の確保	町
	I C Tを活用した大島看護専門学校のオンラインによる遠隔授業の導入	町
	大島商船高等専門学校と連携したまちづくり施策	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
大島看護専門学校生徒数	102 人	104 人
大島看護専門学校遠隔授業の受講者数	－	104 人

基本目標２ 人が元気で活躍するまちづくり

２ 生涯学習

２－１．社会教育の推進

施策の目的



学校教育だけでなく、多様な学習機会を通して生涯にわたって自らを高め豊かな人生が送れるよう、生涯学習の振興と学習環境の整備に努めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 学習講座の実施による住民一人ひとりのライフステージにおける学習の支援
- 町内４カ所の図書館において図書貸出しサービスを実施

【今後の課題】

- 町主体から住民主体の自由度の高い学習活動への移行
- 多様化・高度化・国際化などの時代の変化に即した学習ニーズへの対応
- 図書館同士のネットワークの充実と利便性の向上

施策の体系

社会教育の推進

- (１) 社会教育推進体制の整備
- (２) 学習機会の均等化・充実
- (３) 図書館ネットワークの充実

主な施策

(１) 社会教育推進体制の整備

- ・住民のさまざまなライフスタイルやニーズに対応した多様な生涯学習の推進
- ・住民主体の自由度の高い学習活動への移行を支援する体制づくり

(２) 学習機会の均等化・充実

- ・国際化などの多様化する学習ニーズに対応した学習機会の充実
- ・利用頻度が高い社会教育施設のバリアフリー化の推進
- ・地域教育力活性化の推進

(３) 図書館ネットワークの充実

- ・県内図書館とのネットワーク構築による利用サービスの向上
- ・町内学校図書館との連携
- ・読書活動の奨励
- ・町内読書ボランティア（団体）との連携

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 社会教育推進体制の整備	住民主体の学習活動支援体制づくり	町
(2) 学習機会の均等化・充実	社会教育施設のバリアフリー化	町
(3) 図書館ネットワークの充実	県内図書館とのネットワークの充実	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
町主催講座開催数	30 講座	30 講座
図書館貸出し冊数	75,026 冊	80,000 冊
図書館利用登録者数	12,091 人	13,000 人
図書館蔵書冊数	206,080 冊	210,000 冊
公民館などの社会教育施設利用者数	100,035 人	102,000 人

個別計画・関連計画

- ・教育大綱
- ・教育の基本方針

基本目標２ 人が元気で活躍するまちづくり

２ 生涯学習

２－２．青少年の健全育成

施策の目的



次代を担う青少年が本町への愛着を持ち、健やかにたくましく成長することを
願い、行政と地域が一体となって必要な社会環境を整備します。

現状と課題

【背景と現象】

- 青少年を取り巻く環境も大きく変化し、家庭と地域社会の教育機能の低下や学校教育への依存傾向がみられ、いじめ、不登校、無気力、家庭での虐待や家庭内暴力などの発生
- スマートフォンやパソコンなどの普及によるインターネットトラブルが増大、対人のコミュニケーション力が低下
- 児童・生徒が被害者となる事件を防止するための地域における見守り隊の結成

【今後の課題】

- 不登校・いじめ・虐待・ひきこもりなどの解消に向けた体制づくり
- スポーツなどを通じたコミュニケーション力の回復や子どもたちが屋外でのびのびと活動できる環境づくり
- 地域見守り隊の高齢化に対する存続対策

施策の体系

青少年の健全育成

- (１) 育成環境の整備
- (２) 心の教育の推進

主な施策

(1) 育成環境の整備

- ・地域における教育力の充実のための地域・学校・家庭の連携強化
- ・地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援するため、放課後子ども教室などによる「地域協育ネット」の推進
- ・家庭の教育力を高める学習機会の充実・相談支援体制の整備
- ・青少年の健全育成のための情報提供、相談体制の整備
- ・スクールカウンセラーの継続設置
- ・有害図書・広告、SNS・インターネット犯罪などの青少年を取り巻く有害環境の浄化

(2) 心の教育の推進

- ・朝の読書、読み聞かせ、道徳授業力向上セミナーなどによる、生命を尊重する心、社会性、基本的な倫理観や正義感、美しいものに感動する心など、豊かな人間性を育む心の教育の推進

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 育成環境の整備	青少年育成環境の整備 放課後子ども教室の開催 学校支援地域本部事業の実施	町
(2) 心の教育の推進	心の教育の推進	町

個別計画・関連計画

- ・教育大綱
- ・教育の基本方針

基本目標２ 人が元気で活躍するまちづくり

２ 生涯学習

２－３．生涯学習のまちづくり

施策の目的



誰もが、生涯にわたって学べる機会・場所・情報を整備します。

現状と課題

【背景と現象】

- 生涯学習講座を受講する高齢者が増え、高齢者が元気な島を証明
- 高齢者が自由に学ぶことができる環境づくりに必要な公共交通による移動手段の不足

【今後の課題】

- 高齢者が利用しやすい生涯学習講座の開催

施策の体系

生涯学習のまちづくり

(１) 生涯学習推進体制の充実

主な施策

(１) 生涯学習推進体制の充実

- ・自主的な生涯学習活動団体、組織の育成
- ・公民館の充実と各種団体の自立促進
- ・文化祭や講演会などでの発表の場づくりによる生涯学習の意識の高揚
- ・生涯学習に関する情報提供誌の発行などの方法を検討し生涯学習の普及・啓発を推進

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 生涯学習推進体制の充実	生涯学習推進事業	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
生涯学習講座数	106 講座	130 講座

個別計画・関連計画

- ・教育大綱
- ・教育の基本方針

基本目標２ 人が元気で活躍するまちづくり

３ 人権・男女共同参画

３－１．人権が尊重された社会の実現

施策の目的



住民一人ひとりがあらゆる人権問題に対する理解と認識を深め、すべての人の人権が尊重される社会の実現に努めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 日本国憲法で保障されている「何人も侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」基本的人権の尊重
- 少子・高齢化、国際化、情報化などの社会の変化に伴う「環境問題」、「高齢化問題」、「男女共同参画に関する問題」、「プライバシーの保護」、「障害者問題」など多様化・複雑化する人権課題への対応

【今後の課題】

- さまざまな人権問題に対応できる体制づくり
- 行政だけでなく、地域社会全体での取組を必要とする人権問題
- 職員の人権教育の推進
- 男女が共に自立し、支えあう社会の実現
- 女性の活躍を妨げているさまざまな要因の解消

施策の体系

人権が尊重された社会の実現

- (１) 人権教育の推進
- (２) 人権啓発の推進
- (３) 相談推進体制の充実
- (４) 男女共同参画の推進

主な施策

(1) 人権教育の推進

- ・「山口県人権推進指針」を踏まえた取組
- ・人権推進大会の開催
- ・指導者の育成による地域の人権教育の充実
- ・学校・地域・職場などさまざまな場における学習機会の充実

(2) 人権啓発の推進

- ・地域社会全体での取組の啓発
- ・人権を尊重した行政の推進
- ・多様化・複雑化した人権問題に対応できる体制づくり

(3) 相談推進体制の充実

- ・人権擁護機関などと連携しながら、女性や子ども、高齢者、障害者などに関する人権相談窓口の充実

(4) 男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会を目指す意識づくり
- ・あらゆる分野における男女共同参画の実現

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 人権教育の推進	人権学習講座、人権教育推進大会	町
(2) 人権啓発の推進	啓発・広報活動事業	町
(3) 相談推進体制の充実	関係機関との連携強化	町
(4) 男女共同参画の推進	男女共同参画の推進	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
人権の尊重・人権教育の取組に関する満足度	51.6%	60.0%
社会全体で男女平等になっていると感じている人の割合	21.4%	30.0%
審議会などへの女性委員の登用率	17.9%	30.0%

個別計画・関連計画

- ・男女共同参画基本計画

基本目標２ 人が元気で活躍するまちづくり

４ 文化・スポーツ

４－１．地域文化の創造

施策の目的



文化財や伝統芸能を保存する目的を理解し活用することにより、その存在意義を高めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 移民関係資料や宮本常一関係資料、さらに膨大な民具資料をはじめ町内の各種資料は貴重な文化資源であり、教育資源・観光資源として活用
- 町内の指定文化財は、国指定５件、県指定５件、町指定２８件
- 文化財や管理施設が老朽化し、伝統芸能などの無形民俗文化財の継承者も高齢化の傾向
- 集落機能の低下により地域の有形・無形の歴史的資源の保存に影響
- まちづくり活動としてＮＰＯなどが主催するコンサートや講演会などにより、住民が優れた芸術文化にふれあう機会が拡大

【今後の課題】

- 伝統芸能や文化活動を担う後継者の育成
- 地域の文化や文化財などの維持管理と有効活用
- 町内の文化財・歴史民俗資料の保存施設の一元的な管理の検討

施策の体系

地域文化の創造

(１) 芸術・文化の創造

(２) 文化財の保護と活用

主な施策

(1) 芸術・文化の創造

- ・住民が地域文化にふれあう講座や学級の開催
- ・文化講演会やコンサートなど住民が優れた芸術文化にふれあう機会の創出

(2) 文化財の保護と活用

- ・子ども会などを通じた伝統文化の継承者の育成
- ・文化財の保護・活用に繋がる活動に対する支援
- ・町内の文化財・歴史民俗資料の保存施設の一元管理
- ・地域文化と食の関係の探求と郷土料理の伝承
- ・歴史民俗資料館などを地域学習の拠点として位置づけるとともに、町内外の学校や民俗学・歴史学などを専攻する学生の研究の場として利用促進
- ・歴史的な史跡や文化遺産を観光などに広範に活用

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 芸術・文化の創造	文化振興会支援事業	町
(2) 文化財の保護と活用	民俗芸能伝承活動の促進	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
文化財収集点数	64,937 点	65,000 点
文化財展示点数	34,100 点	20,000 点
歴史民俗資料館などの入館者数	22,968 人	24,000 人

個別計画・関連計画

- ・教育の基本方針

基本目標２ 人が元気で活躍するまちづくり

４ 文化・スポーツ

４－２．スポーツの振興

施策の目的



すべての住民がそれぞれのライフステージで体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりを支援します。

現状と課題

【背景と現象】

- 健康管理や競技志向などライフスタイルに応じてスポーツを楽しむ人が増加

【今後の課題】

- 運動やスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現
- 日常生活へのスポーツの取り込み
- スポーツ指導者の養成
- 生涯にわたってスポーツができる環境づくり
- スポーツ施設の管理と活用
- 誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の創出

施策の体系

スポーツの振興

- (１) 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- (２) スポーツに取り組む環境の整備
- (３) スポーツ施設の充実
- (４) 住民協働によるスポーツの推進

主な施策

(1) 生涯にわたるスポーツ活動の推進

- ・ライフスタイルやライフステージに応じて、誰もが気軽にスポーツ活動に取り組むことができる生涯スポーツ活動の推進

(2) スポーツに取り組む環境の整備

- ・スポーツ指導者の活躍の場の確保
- ・多種目、多世代、多志向のスポーツ活動など、身近なスポーツ活動が可能な環境の充実

(3) スポーツ施設の充実

- ・施設や設備の点検・整備、ニーズに応じた施設の新設・改修の検討
- ・近隣市町と連携した施設の運営方法の改善

(4) 住民協働によるスポーツの推進

- ・スポーツに関する情報発信の充実による住民の主体的な取組を促進
- ・スポーツ交流を通じた人と人とのつながりや地域の活力の向上
- ・スポーツボランティア（*46）の誘致

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 生涯にわたるスポーツ活動の推進	子どもの健康な体づくり ①子どもの体力・運動能力の向上 ②部活動の支援	町
	働く世代のスポーツ機会の充実 ①スポーツや運動への取組の動機づけ ②健康づくりの観点から町内事業所の理解と協力	町
	高齢者・障害者のスポーツ推進 ①高齢者・障害者のスポーツ参加への支援	町
	競技スポーツの振興 ①競技力の向上 ②スポーツ表彰の継続	町
	スポーツ・レクリエーション活動の推進 ①ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションの実施 ②ニュースポーツ（*47）の普及	町
(2) スポーツに取り組む環境の整備	総合型地域スポーツクラブの充実 ①総合型地域スポーツクラブの運営支援	町
	地域団体の連携 （各種スポーツ団体など） ①スポーツ団体による意識啓発 ②地域団体の連携強化	町

(2) スポーツに取り組む環境の整備	指導者の育成、充実 ①スポーツ指導者の人材育成 ②スポーツ指導者の有効な活用	町
	安全性の確保 ①AED の設置などの安全対策の整備 ②講習の実施	町
(3) スポーツ施設の充実	施設・設備の整備 ①高齢者や障害者に配慮した施設整備 ②施設や設備の点検・整備	町
	スポーツ施設の有効活用 ①既存施設の有効活用 ②スポーツ施設の情報提供	町
(4) 住民協働によるスポーツの推進	住民のスポーツへの主体的な取組 ①スポーツへの関心の向上 ②スポーツに関するボランティアへの参加	町
	スポーツを通じた交流の促進 ①住民のニーズに応じたスポーツイベントの開催	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
スポーツ行事数	32 件	35 件
サザン・セト大島ロードレース大会参加者数	3,163 人	3,000 人
大島一周駅伝参加チーム数	57 チーム	70 チーム
サザン・セト大島少年サッカー大会参加者数	889 人 (※)	1,000 人
ビーチバレー参加者数	188 人	200 人
スポーツ指導者有資格者数	75 人	80 人
体育施設の利用者数	79,050 人	100,000 人

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症予防対策により中止となったため平成 30 年度数値を表記

個別計画・関連計画

・スポーツ推進計画

基本目標２ 人が元気で活躍するまちづくり

５ 交流

５－１．国際交流の推進

施策の目的



さまざまな交流活動の中で、国際交流の意義や活動について周知するとともに、国際化に対応できる人材を育成します。

現状と課題

【背景と現象】

- 情報化の進展や交通網の発達などを背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進展
- 官約移民以降、姉妹島提携により続くハワイ州カウアイ島との公益財団法人山口県大島郡国際文化協会を通じた国際交流
- A L Tの配置による国際感覚のある人材の育成

【今後の課題】

- 交流者同士の総合的な情報や知識の共有
- 交流の担い手の固定化による活動の停滞への対応
- 高校生を対象とした語学留学生派遣事業の実施

施策の体系

国際交流の推進

（１）姉妹都市交流の推進

主な施策

（１）姉妹都市交流の推進

- ・児童・生徒、青年、高齢者など幅広い世代にわたる国際交流の推進
- ・国際感覚を身につけた次世代を担う人材育成事業の推進
- ・英語力向上のための英会話教室などの開催
- ・国際交流・行事を行う団体との情報の共有
- ・高校生を対象とした語学留学生派遣事業の展開

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 姉妹都市交流の推進	姉妹都市交流の推進	町・国際文化協会
	語学留学生派遣事業	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
語学留学者数	6人	8人

基本目標２ 人が元気で活躍するまちづくり

５ 交流

５－２．地域間交流の推進

施策の目的



さまざまな交流を通じて新たな文化や歴史にふれあう機会をつくり、町の文化や経済の広がりにつなげます。

現状と課題

【背景と現象】

- サザン・セト大島ロードレース大会やサザン・セト大島少年サッカー大会などの全国規模のイベントやスポーツ大会を通じて国内各地と交流
- 東京、近畿、広島などの町人会と毎年交流

【今後の課題】

- 交流イベントなどの継続

施策の体系

地域間交流の推進

(１) 国内交流の推進

(２) 町人会との連携強化

主な施策

(１) 国内交流の推進

- ・産業、文化、歴史、スポーツなどあらゆる分野、あらゆるつながりを活用した多彩な地域間交流の推進
- ・ホームページを介した情報発信と交流の拡大

(２) 町人会との連携強化

- ・町人会の人的資源ネットワークづくりと新たな交流機会の拡充
- ・町人会会員の高齢化対策の推進
- ・若年層の認知度の低下対策の推進

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 国内交流の推進	ふるさと交流事業	町
	地域間交流事業	町
(2) 町人会との連携強化	町人会交流事業	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
サザン・セト大島ロードレース大会参加者数(再掲)	3,163 人	3,000 人
サザン・セト大島少年サッカー大会参加者数(再掲)	889 人(※)	1,000 人

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症予防対策により中止となったため平成30年度数値を表記

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

1 保健・医療

1-1. 地域保健の推進

施策の目的



すべての住民が健康で安心して暮らすことができるよう、生涯を通じた住民の健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を図ります。

現状と課題

【背景と現象】

- 社会環境や生活様式の変化に伴う不健康な食習慣、運動不足、過度な飲酒、喫煙などによる生活習慣病が増加
- 少子高齢化の進行や核家族化による地域とのつながりの希薄化
- 不眠やうつ病などのストレス社会に起因するこころの病気が増加
- ライフステージに応じた保健指導・健康教育・各種健診の実施

【今後の課題】

- 疾病の予防と早期発見・早期治療を図るための保健活動体制の整備
- 生活習慣病予防のための生活習慣の改善
- 「自分の健康は自分で守る」という、自らが健康づくりを実践する意識の醸成
- 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備
- 疾病や障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備

施策の体系

地域保健の推進

(1) 健康づくりの推進

(2) 推進体制の整備

主な施策

(1) 健康づくりの推進

- ちょび塩（減塩）活動を中心とした健康づくりの推進
 - ・ ライフステージに応じたきめ細かい保健活動の実施
 - ・ 住民、行政、関係機関、関係団体、地元企業が協働した健康づくりの推進
- 母子保健の推進
 - ・ 妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口（*48）としての子育て世代包括支援センター機能の強化
 - ・ 健康相談・健康教育・健康診査・訪問指導など、妊娠期からの一貫した保健事業の実施
 - ・ 母子保健推進員など、関係機関との連携による推進体制の強化
- 成人・高齢者保健の推進
 - ・ 健康教育・健康相談・訪問指導・各種健診など、生活習慣病予防、健康の保持・増進のための保健事業の実施
 - ・ 食生活改善推進員など、関係機関との連携による推進体制の強化
 - ・ 高齢期の筋力や運動機能、身体機能低下予防などの介護予防対策の推進
- 精神保健の推進
 - ・ こころの健康や病気に関する理解、正しい知識の普及啓発
 - ・ こころ健やかに過ごせる生活環境の整備に向けた健康相談・訪問指導・健康教育・相談窓口の周知などの実施
 - ・ 医療機関、保健所、福祉関係などの関係機関との連携による推進体制の強化
 - ・ 自殺防止対策の推進

(2) 推進体制の整備

- ・ 保健・医療・福祉・介護の連携による総合的な健康づくり推進体制の整備

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 健康づくりの推進	母子保健の推進（健康相談・健康教育・健康診査・訪問指導）	町
	成人・高齢者保健の推進	町
	精神保健の推進（健康相談・訪問指導・健康教育）	町
(2) 推進体制の整備	推進体制の整備	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
育児相談利用率（乳児）	58.0%	60.0%
特定保健指導実施率	3.3%	60.0%

個別計画・関連計画

- ・ 地域福祉計画
- ・ 健康増進計画
- ・ データヘルス計画（保健事業実施計画）
- ・ 特定健康診査等実施計画
- ・ 自殺対策計画

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

1 保健・医療

1-2. 地域医療の充実

施策の目的



地域・行政・医療機関などが連携・協力しながら、健康づくりを気軽に実践できる環境づくりを総合的に進めるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう見守り、支える医療活動を展開します。

現状と課題

【背景と現象】

- 町立の2病院（198床）、町立の1診療所（19床）、民間の1病院（132床）、7診療所（19床）、8歯科医院が存在
- 高齢者の通院手段の確保のため、町立医療機関をはじめとして、診療所においても患者輸送車を運行
- 人口減少の影響もあり、町立医療機関の利用者は減少
- 町立医療機関の医師の高齢化及び新たな医師の確保が困難
- 東和地区と大島地区の人工透析施設を大島地区に集約

【今後の課題】

- 医師や医療従事者の確保をはじめとした地域住民の医療ニーズに応える医療体制づくり
- 町立の3医療機関の再編計画に沿った経営の効率化
- 医師会をはじめとした医療機関と連携した安心して暮らせる地域医療の確立

施策の体系

地域医療の充実

- | |
|------------------------------|
| (1) 保健・医療・福祉のネットワーク |
| (2) 在宅ケア・地域リハビリテーション(*49)の推進 |
| (3) 医療の充実 |
| (4) 病院経営の健全化 |
| (5) 医療従事者の確保 |
| (6) 必要な病床数の確保 |

主な施策

(1) 保健・医療・福祉のネットワーク

- ・医師会・歯科医師会・薬剤師会などの関係機関、団体及び保健・福祉サービス機関との連携による安心して暮らせる地域医療体制の確立

(2) 在宅ケア・地域リハビリテーションの推進

- ・住み慣れた家庭や地域で心豊かに自立した生活を送ることができるよう、急性期、回復期、慢性期の効果的なリハビリテーションの実施

(3) 医療の充実

- ・医療機器の整備による地域の医療ニーズに応じた医療の提供

(4) 病院経営の健全化

- ・再編計画に沿った病院経営による経営健全化の推進

(5) 医療従事者の確保

- ・医師・薬剤師・看護師などの医療従事者の確保

(6) 必要な病床数の確保

- ・地域住民の医療ニーズに応えた医療提供の確立

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 保健・医療・福祉のネットワーク	保健・医療・福祉のネットワーク	町・社協など
(2) 在宅ケア・地域リハビリテーションの推進	訪問看護、訪問リハビリテーションの充実	町
(3) 医療の充実	医療設備整備	町
(4) 病院経営の健全化	病院経営の健全化	町
(5) 医療従事者の確保	医師、薬剤師、看護師の確保	町
(6) 必要な病床数の確保	地域医療構想への対応	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
町立医療機関等施設従事者数	352 人	341 人
町立医療機関高度医療機器数	3 台	2 台
町立医療機関病床数 () 内は療養病床数	249 床 (60 床)	217 床 (114 床)
町立医療機関医業収支比率	70.4%	78.6%
町立医療機関事業収支比率	97.3%	99.8%

個別計画・関連計画

- ・病院事業再編計画

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

2 福祉

2-1. 地域福祉の推進

施策の目的



すべての人が尊厳を持って家庭や地域で、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、地域全体で支えるしくみをつくります。

現状と課題

【背景と現象】

- 少子高齢化や核家族化により、家族や地域が支え・助け合う社会的な繋がりが希薄化
- 要介護者などに対する福祉サービスを行う団体が増加

【今後の課題】

- ボランティア活動者の高齢化への対応
- 多様化する福祉ニーズに対する適切な福祉サービスの提供、成年後見制度の充実などとともに、地域共生社会の実現への取組

施策の体系

地域福祉の推進

(1) 地域福祉団体の連携強化

(2) ボランティアやNPOの育成支援

主な施策

(1) 地域福祉団体の連携強化

- ・社会福祉協議会との連携の強化により、多様化する福祉ニーズに対応
- ・保健・医療・福祉関連機関、ボランティア組織、教育関係者、地区代表者などにより連絡協議体制を強化

(2) ボランティアやNPOの育成支援

- ・住民主体の地域福祉活動を促進するため、ボランティア意識の醸成、社会福祉協議会と連携したボランティアやNPOなどの育成支援

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 地域福祉団体の連携強化	地域福祉団体の連携強化	町
(2) ボランティアやNPOの育成支援	ボランティアやNPOの育成支援	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
ボランティア活動団体数	95 団体	95 団体
ボランティア数	400 人	400 人

個別計画・関連計画

- ・地域福祉計画

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

2 福祉

2-2. 高齢者福祉の充実

施策の目的



豊富な知識と経験を持つ高齢者が敬愛され、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、社会全体で高齢者を支えるしくみをつくります。

現状と課題

【背景と現象】

- 高齢化の進展が著しい本町の高齢化率は令和2年4月末現在で54.0%となり、二人に一人は65歳以上の高齢者
- 人口が減少する中、独り暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯は横ばい状態
- 75歳以上の後期高齢者の割合が増加し、何らかの支援を必要とする高齢者が増加

【今後の課題】

- 総合相談窓口となる地域包括支援センターの機能強化
- 高齢者が生活機能の低下により、要介護などの状態にならないための介護予防対策の強化
- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護の施設サービスと訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護などの在宅サービスを提供
- 高齢者が住み慣れた地域で生活続けることを可能にするための生活環境の改善
- 地域包括ケアシステム（*50）の構築

施策の体系

高齢者福祉の充実

- （1）介護予防の推進
- （2）地域包括ケアシステムの構築
- （3）高齢者の生きがいづくり
- （4）生活環境の整備

主な施策

(1) 介護予防の推進

- ・高齢者が要介護などの状態にならないために、生活機能の低下を早期に把握する対策の推進
- ・元気な高齢者や生活機能の低下がみられる高齢者など、生活機能の各段階に応じた介護予防、自立支援、重度化防止の推進
- ・認知症予防活動の推進

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- ・在宅医療と介護の連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・生活支援サービスの充実
- ・地域ケア会議の推進
- ・周防大島版ＣＣＲＣの深化

(3) 高齢者の生きがいづくり

- ・高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブの育成を支援

(4) 生活環境の整備

- ・ハード・ソフト両面にわたる生活環境の改善・整備

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 介護予防の推進	介護予防ケアマネジメント(*51)事業	町
	介護予防把握事業	町
	介護予防普及啓発事業	町
	地域介護予防活動支援事業	町
	食の自立支援事業	町
(2) 地域包括ケアシステムの構築	在宅医療・介護連携推進事業	町
	認知症総合支援事業	町
	地域ケア会議推進事業	町
	生活支援体制整備事業	町
(3) 高齢者の生きがいづくり	高齢者の生きがいと健康づくり事業	町
	老人クラブ育成支援	町
(4) 生活環境の整備	緊急通報装置設置事業	町
	施設入所	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
緊急通報装置設置数	209 台	220 台
食の自立支援事業利用者数	94 人	100 人
要支援・要介護認定者数	2,033 人	1,789 人
認知症サポーター養成講座受講者数	1,574 人	2,000 人

個別計画・関連計画

- ・地域福祉計画
- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

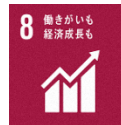
基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

2 福祉

2-3. 障害者福祉の充実

施策の目的

障害のある人が安心して自立した生活を送れるよう、地域全体で障害者に寄り添い支えるしくみをつくります。



現状と課題

【背景と現象】

- 障害者が能力及び適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障害者自立支援法が平成18年度に施行
- 身体・知的・精神障害者などの自立支援を目的とした福祉サービスを共通の制度の下で一元的に提供
- 障害者自身の高齢化により、障害の重度化・重複化が進行
- 介護者の高齢化により、家庭の介護力が低下

【今後の課題】

- 障害者が自立した生活を送ることができる環境づくり
- 障害に対する住民の理解と啓発活動
- 障害者の就労・雇用環境の充実と定着支援
- 障害福祉サービスのさらなる充実
- 障害者と介助をする家族の高齢化対策
- 医療や介護保険事業との連携強化

施策の体系

障害者福祉の充実

(1) 在宅・施設サービスの充実と自立支援

主な施策

(1) 在宅・施設サービスの充実と自立支援

- ・交流機会の拡充と情報のバリアフリー化の推進
- ・障害者（児）への保育・療育・教育体制の充実
- ・職業訓練の充実と就労機会の確保、定着支援
- ・ユニバーサルデザイン（*52）の普及・促進
- ・障害者とその家族のQOL（*53）を向上するためのボランティアの育成
- ・障害福祉サービスの充実とともに、医療や介護保険事業などとの連携を強化し、障害者やその家族などが安心して暮せるまちづくりの推進
- ・年金・手当・扶助・割引など諸制度の周知徹底
- ・専門家による権利擁護などの相談体制の強化

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 在宅・施設サービスの充実と自立支援の推進	身体障害者手帳交付	町
	療育手帳交付	町
	精神障害者保健福祉手帳交付	町
	補装具の給付	町
	日常生活用具給付事業	町
	更生医療給付事業	町
	自立支援給付	町
	地域生活支援事業	町
	重度心身障害者医療費助成事業	町
	福祉タクシー事業	町
	障害者団体育成事業	町
	難聴児補聴器購入費等助成	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
障害福祉サービス支給決定件数	155 件	155 件

個別計画・関連計画

- ・地域福祉計画
- ・障害者計画
- ・障害福祉計画
- ・障害児福祉計画
- ・障害者活躍推進計画

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

2 福祉

2-4. 児童・母子（父子）福祉の充実

施策の目的



安心して子どもを産み、地域全体で見守り育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する支援や交流を通じて家庭の育児能力の向上を図ります。

現状と課題

【背景と現象】

- 核家族化の進行や保護者の就労形態の多様化により、子育ての悩みを家庭で解決しにくい状況
- 少子化により、地域内での子どもたちの団体活動が減少
- 少子化による、保育所の適切な在り方の検討
- 共働き家庭の増加による保育所が担う役割の重要化

【今後の課題】

- 子育ての負担増から起きる育児放棄や児童虐待などの対策
- 多様化する子育てに関するニーズへの対応
- 保護者の就労形態の多様化や就労意向の増加などによる保育ニーズへの対応
- 育児ストレスから虐待などに至ってしまうことがないよう、悩みを気軽に相談でき、適切な支援が行える体制を強化
- 誰もが安全・安心な子育てを行えるための体制整備
- 「子ども家庭総合支援拠点」の設置により相談業務などの強化
- 少子化に対する根本的な対策

施策の体系

児童・母子（父子）福祉の充実

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 児童環境づくりの推進

主な施策

(1) 保育サービスの充実

- ・ 児童の健全育成や仕事と子育ての両立支援のための一時預かり、延長保育の充実など適切な保育サービスの実施
- ・ 保護者の就労形態の多様化や就労意向の増加などによる保育ニーズへのきめ細かな対応の推進
- ・ 保育所職員が研修に参加しやすいよう支援

(2) 児童環境づくりの推進

- ・ 子育てサークルの充実
- ・ 児童館の運営、放課後児童クラブの充実
- ・ 育児放棄や児童虐待などの要保護児童の早期発見・早期対応のための関係機関及び団体などとの連携強化と支援の必要な家庭への適切な対応
- ・ 妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対する切れ目のない総合的相談支援の提供
- ・ 関係機関などのネットワークづくりを推進するためのワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の充実

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 保育サービスの充実	保育サービスの充実	町
(2) 児童環境づくりの推進	放課後児童クラブ事業	町
	児童手当支給	町
	子育て支援センター事業	町
	団体育成支援事業	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
利用者支援事業（実施箇所）	15 カ所	15 カ所
地域子育て支援拠点事業（実施数）	423 人回	240 人回
妊婦健康診査（実施数）	494 人回	420 人回
乳児家庭全戸訪問事業（訪問人数）	36 人	30 人
養育支援訪問事業など（実施箇所）	1 カ所	1 カ所
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライト）（実施数）	2 人日	1 人日
子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）（実施数）	－	13 人日
一時預かり事業（実施数）	310 人日	779 人日
時間外保育（延長保育）（利用実人数）	67 人	78 人
病児・病後児保育事業（実施数）	1 人日	131 人日
放課後児童健全育成事業（利用実人数）	228 人	209 人

個別計画・関連計画

- ・地域福祉計画
- ・子ども・子育て支援事業計画

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

2 福祉

2-5. 社会保障の充実

施策の目的



すべての住民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知による住民の理解と協力のもと、適正な運用に努めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 日本の医療は国民皆保険制度が導入され、医療の確保や健康の維持・増進に大きな役割
- 人口の約3割が加入する国民健康保険は低所得者と高齢者が多く、国民健康保険税が減収する一方で、医療費増などで厳しい財政状況
- 平成20年4月から75歳以上の高齢者及び65歳以上の障害認定者を対象にした高齢者医療制度が開始され、人口の約3割が加入
- 平成20年4月から40歳～74歳までの人に義務付けられた特定健診の実施と特定保健指導による生活習慣の改善指導
- 年金未加入者の増加と納付率の低下

【今後の課題】

- 各種保健事業を充実・強化して生活習慣病予防などの医療費の抑制を図りながら、国民健康保険制度を安定的に運営
- 後期高齢者医療制度に対する理解を深めることが必要
- 国民年金制度に対する理解を深めることが必要

施策の体系

社会保障の充実

- (1) 国民健康保険制度の安定経営
- (2) 高齢者医療制度の周知
- (3) 介護保険制度の安定経営
- (4) 国民年金事業の推進

主な施策

(1) 国民健康保険制度の安定経営

- ・健全な保険運営のための医療費の適正化
※入院医療費の上昇抑制、入院患者数の削減及び高額外来医療費の発生予防
- ・特定健診の受診推進と特定保健指導による生活習慣病の予防
- ・効果的な保健事業の推進
- ・保険税の収納率向上

(2) 高齢者医療制度の周知

- ・被保険者に対する制度の周知や啓発に向けた取組の強化
- ・収納率向上による保険料の確保
- ・保険者（山口県後期高齢者医療広域連合）の方針に基づく高齢者の健康増進に係る取組の支援

(3) 介護保険制度の安定経営

- ・介護保険制度の周知
- ・適正かつ迅速な要介護・要支援認定
- ・介護予防事業の推進
- ・介護保険給付の適正化の推進

(4) 国民年金事業の推進

- ・日本年金機構との連携強化による被保険者への柔軟な対応の推進

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 国民健康保険制度の安定経営	国民健康保険制度の安定経営	町
(2) 高齢者医療制度の周知	高齢者医療制度の周知	広域連合
(3) 介護保険制度の安定経営	介護保険制度の安定経営	町
(4) 国民年金事業の推進	国民年金事業の推進	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
国保税収納率	93.2%	94.8%
一人あたり医療費（国保）	517,029 円	517,029 円
一人あたり医療費（高齢者医療制度）	969,284 円	969,284 円
国保特定健診受診率	24.7%	60.0%

個別計画・関連計画

- ・健康増進計画
- ・データヘルス計画（保健事業実施計画）
- ・特定健康診査等実施計画

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

3 防災・消防・救急

3-1. 防災対策の充実

施策の目的



災害や感染症などから人命及び財産を守るための予防とともに、災害や感染症の発生による被害を最小限にとどめるよう、防災体制の強化に努めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 町域は、巨大地震の発生が懸念される南海トラフ地震防災対策推進地域に指定
- 地球温暖化に起因するとも言われる異常気象、台風の大型化、ゲリラ豪雨及び多発する地震
- 防災拠点施設として、山口県大島防災センターの運営管理を受託
- 防災への啓発として、高潮・洪水、土砂災害、津波ハザードマップ（*54）を作成
- 防災行政無線屋内受信機を全戸配備
- 大島大橋への外国貨物船衝突事故が発生
- 世界で新型コロナウイルス感染症が発生

【今後の課題】

- 公共施設などの避難所の耐震化
- 防災意識の高揚
- 自主防災組織の強化
- 危険箇所の点検と補修などの対策
- 災害時における自治会単位での避難行動の促進
- 大規模災害で大量に発生する災害廃棄物対策
- 町内での非常用第二水源の確保
- フェリーによる災害時の物流体制の確保
- 感染経路の遮断などの感染症対策

施策の体系

防災対策の充実

- | |
|------------------|
| (1) 防災関連計画の見直し |
| (2) 防災情報システムの充実 |
| (3) 防災体制の強化 |
| (4) 防災意識の高揚 |
| (5) 耐震診断と耐震改修の実施 |
| (6) 町土の保全対策の推進 |
| (7) 感染症対策の強化 |
| (8) 災害廃棄物処理体制の構築 |

主な施策

(1) 防災関連計画の見直し

- ・災害に強い安全なまちづくりに向けて防災関連計画の見直しと着実な実施
- ・地域防災計画の策定及び見直し
- ・国土強靱化地域計画策定及び見直し
- ・国民保護計画の策定及び見直し
- ・業務継続計画（BCP）(*55)の策定

(2) 防災情報システムの充実

- ・迅速な情報の収集・伝達及び住民への的確な情報提供とシステムの充実・情報伝達手段の多様化への取組

(3) 防災体制の強化

- ・自治会などで組織されている自主防災組織の活性化
- ・高齢者などの避難行動要支援者に対する避難誘導體制の確立

(4) 防災意識の高揚

- ・ハザードマップなどを活用した広報活動、防災訓練などを通じた防災意識の高揚と災害発生時の被害の防止・減少

(5) 耐震診断と耐震改修の実施

- ・南海トラフ地震に備えた一般住宅耐震診断の推進と耐震改修の実施

(6) 町土の保全対策の推進

- ・各種防災対策事業の推進
- ・樋門の電動化の検討

(7) 感染症対策の強化

- ・マスク・手洗いなどの予防対策の啓発及び各種の拡散防止対策の推進
- ・感染症発生後の対策のための医薬品・食材の確保
- ・新型コロナウイルス感染症など新たな感染症への対策の検討
- ・避難所（及び避難先）における感染症拡大防止対策の推進

(8) 災害廃棄物処理体制の構築

- ・平時から大規模災害にも対応できる災害廃棄物処理体制の構築

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 防災関連計画の見直し	防災関連計画の見直し	町
(2) 防災情報システムの充実	防災情報システムの充実	町
(3) 防災体制の強化	防災体制の強化	町
(4) 防災意識の高揚	防災訓練・防災意識の高揚	町
(5) 耐震診断と耐震改修の実施	耐震診断と耐震改修の実施	町
(6) 町土の保全対策の推進	農山漁村地域整備交付金事業（離岸堤）	町
	港湾及び海岸老朽化対策事業	県
	海岸高潮対策事業（離岸堤、樋門、護岸）	県
	砂防事業（砂防えん堤）	県
	急傾斜地崩壊対策事業（擁壁工、法面工）	県
	地すべり対策事業（集水井、横ボーリング）	県
	大島大橋補修事業	県
	既設施設の改修・補修	県
	津波・高潮危機管理対策緊急事業（樋門電動）	県
	土砂災害防止法基礎調査事業（土砂災害【特別】警戒区域などの指定）	県
	治山事業（治山ダム工事）	県
	農地防災事業	県
(7) 感染症対策の強化	感染症対策の強化	町・県
(8) 災害廃棄物処理体制の構築	災害廃棄物処理体制の構築	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
備蓄倉庫数 () 内は備蓄品目数	18 庫 (9 品目/庫)	21 庫 (14 品目/庫)
民間住宅の耐震診断数	337 戸	414 戸
民間住宅の耐震改修数	22 戸	43 戸

個別計画・関連計画

- ・地域防災計画（本編・震災対策編）
- ・耐震改修促進計画
- ・災害廃棄物処理計画
- ・国土強靱化地域計画
- ・国民保護計画
- ・業務継続計画

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

3 防災・消防・救急

3-2. 消防防災の強化

施策の目的



住民の生命・身体及び財産を火災や災害から守り、被害の軽減や傷病者の搬送などの活動が迅速に行える消防防災体制づくりを進めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 火災発生件数は、毎年 10～20 件で推移、救急要請は、日平均 3 回余で高齢化の進展などにより多発
- 消防体制は、広域的な常備消防である柳井地区広域消防組合と非常備消防の周防大島町消防団（62 分団、定員 972 名）で構成
- 防災行政無線施設整備の完了により、町全域で消防に関する情報を提供
- 高齢化に伴い消防団員の高齢化も著しく進展
- 火災以外の災害対応活動の増加

【今後の課題】

- 消防団員の確保
- 消防ポンプなどの老朽施設の更新
- 救急要請に対する迅速な対応のための救急出動に関する住民の啓発
- 離島医療対策

施策の体系

消防防災の強化

- (1) 消防体制の充実
- (2) 救急体制の充実

主な施策

(1) 消防体制の充実

- ・ 消防団員の減少に対応した消防団組織の再編の検討
- ・ 消防団員の確保と訓練などによる体質の強化
- ・ 消防水利の確保と消防施設の計画的な更新・整備
- ・ 広域消防組合との連携強化
- ・ 自主防災組織の育成

(2) 救急体制の充実

- ・ 医師会との連携による休日・夜間救急医療体制の維持
- ・ 離島医療対策としてのヘリポートの維持管理

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 消防体制の充実	耐震性防火水槽整備事業	町
	消火栓用格納箱整備事業	町
	消防機庫整備事業	町
	消防自動車整備事業	町
	小型動力消防ポンプ整備事業	町
(2) 救急体制の充実	救急体制の充実	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
耐震防火水槽設置数	22 基	26 基
消防自動車配備数	21 台	25 台
小型動力消防ポンプ設置数	72 台	72 台

個別計画・関連計画

- ・ 地域防災計画（本編・震災対策編）
- ・ 国土強靱化地域計画

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

4 交通安全・防犯

4-1. 交通安全の推進

施策の目的



交通安全対策を進め、交通事故のないまちづくりに努めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 柳井警察署管内の交通事故（死亡者、負傷者）の高齢者の割合は高水準

【今後の課題】

- 安全な交通環境の推進
- 交通弱者（子ども・高齢者など）の交通事故対策の推進

施策の体系

交通安全の推進

（1）交通安全対策の推進

主な施策

（1）交通安全対策の推進

- ・交通安全運動の推進
- ・交通弱者（子ども・高齢者など）への交通安全教育の実施
- ・警察や関係団体と連携した交通安全運動による住民啓発
- ・通学路を中心としたガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の設置

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
（1）交通安全対策の推進	交通安全対策の推進	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
交通事故死者数	0 人	0 人
人身事故件数	27 件	22 件

個別計画・関連計画

- ・交通安全計画

基本目標3 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

4 交通安全・防犯

4-2. 防犯対策の推進

施策の目的



犯罪のない・安心して暮らせるまちづくりに努めます。

現状と課題

【背景と現象】

- 県内の刑法犯罪認知件数はここ数年減少しているが、本町では増減を繰り返しており、その多くは生活に身近な窃盗犯など
- 本町は、警察署再編整備に伴い柳井警察署管内（周防大島幹部交番）に再編
- 電話などによる詐欺事件の件数は減少しているものの犯罪手口が巧妙化し、高齢者が被害者となるケースが多く発生

【今後の課題】

- 防犯意識の高揚と地域の防犯体制の充実
- 子どもを狙った凶悪犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺などへの防犯対策

施策の体系

防犯対策の推進

（１）防犯体制の強化

（２）防犯意識の高揚

主な施策

（１）防犯体制の強化

- ・警察や関係団体・地域と連携した防犯活動の実施
- ・高齢者を対象とした防犯活動の推進

（２）防犯意識の高揚

- ・広報・啓発活動や情報提供などによる住民の防犯意識の高揚
- ・防犯教育・防犯指導の徹底

主な事業

主要な施策	主な事業	事業主体
(1) 防犯体制の強化	防犯体制の強化	町
(2) 防犯意識の高揚	防犯意識の高揚	町

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
防犯啓発活動の実施回数	1回	1回

個別計画・関連計画

- ・再犯防止推進計画

計画の推進（持続可能な行財政の推進）

1 公・民協働の推進体制

施策の目的



地域社会における課題解決のため、住民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

今後の課題

- 協働意識の高揚
- 民間との協働による指定管理者制度の充実
- 協働のまちづくりを推進するための交流の活性化

施策の体系

公・民協働の推進体制

- (1) 情報共有化の促進
- (2) 交流の推進

主な施策

(1) 情報共有化の促進

- ・広報やホームページなど情報提供媒体の充実と情報公開により、情報共有を強化
- ・ワンテーマディスカッションなどの公聴活動の実施

(2) 交流の推進

- ・NPOや各種団体との交流によるまちづくりを協働で行う意識の醸成

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
ホームページアクセス数	494,941 件	700,000 件
ワンテーマディスカッション	4 回	5 回

個別計画・関連計画

- ・行政改革大綱

計画の推進（持続可能な行財政の推進）

2 財源確保と効率的な行政運営

施策の目的



迅速で効率的な行財政運営と質の高いサービスを提供する組織をつくります。

今後の課題

- 人事評価システムによる職員の適正管理
- 地域主権への迅速な対応
- コスト意識とマネジメント意識を持った行財政運営
- 住民目線に立った各種サービスの実施
- 公共施設などの資産の適正管理

施策の体系

財源確保と効率的な行政運営

- (1) 行財政改革の推進
- (2) 職員の行政推進能力の向上
- (3) 地方分権への積極的な取組
- (4) 公共施設等総合管理計画の推進

主な施策

(1) 行財政改革の推進

- ・行政改革大綱の見直しと着実な推進
- ・行政評価システムの活用による事務事業のさらなる見直しとともに、民間委託や指定管理者制度などの活用により、効率的な行財政運営を推進
- ・業務の集約化と効率化により支所機能のスリム化を図り効率的な組織体制を推進

(2) 職員の行政推進能力の向上

- ・住民目線に立った行政サービスを実行できる人材の育成と職員の意識改革・資質の向上を図り意欲あふれる職場を醸成

(3) 地方分権への積極的な取組

- ・住民生活の利便性向上につながる事務権限の積極的な実施と自立した行政実現

(4) 公共施設等総合管理計画の推進

- ・公共施設マネジメントのしくみの推進やルールづくりの構築（PDCA サイクルの確立）

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
経常収支比率	97.1%	99.7% (※)
実質公債費比率	11.7%	14.3% (※)
職員数	241 人	216 人

※推計値

個別計画・関連計画

- ・行政改革大綱
- ・公有財産適正管理基本計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・辺地総合整備計画
- ・過疎地域自立促進計画
- ・新町建設計画

計画の推進（持続可能な行財政の推進）

3 評価と改善の取組

施策の目的



社会の変化を敏感に感じ取り、新たな発想と改善意識を持って行動する行政を目指します。

今後の課題

- 事業評価の推進と改善意識の醸成
- 受動から能動への転換
- PDCAマネジメントサイクルによる行政評価

施策の体系

評価と改善の取組

- （１）事業評価と改善の取組
- （２）能動行政の展開
- （３）PDCAマネジメントサイクルによる行政評価

主な施策

（１）事業評価と改善の取組

- ・行政評価システムによる事業実施効果の評価と発展性のある改善の検討

（２）能動行政の展開

- ・民間の発想力と経営手法を生かした行政施策の展開

（３）PDCAマネジメントサイクルによる行政評価

- ・PDCAマネジメントサイクルによる行政評価システムの推進

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
職員提案制度の導入数	2 件	5 件
周防大島町各種計画の進捗管理 (P D C A) 数	24 件	46 件

個別計画・関連計画

- ・行政改革大綱

資料編

○周防大島町総合計画策定条例

平成 27 年 3 月 30 日

条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町のまちづくりの基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。

(審議会への諮問)

第 3 条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、周防大島町総合計画策定審議会条例(平成 16 年周防大島町条例第 24 号)第 1 条に規定する周防大島町総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想を廃止し、又は変更しようとするとき準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 町長は、総合計画を策定し、廃止し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、廃止し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○周防大島町総合計画策定審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 町長の附属機関として、周防大島町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議する。

(1) 町長が定めようとする基本構想及び基本計画に関すること。

(2) 前号が掲げるもののほか、総合計画の策定に関し町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 公共的団体等の推薦する者

(2) 町議会の議員で議長の推薦する者

(3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 審議会は、専門的事項について調査、審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する 5 人以上の委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年6月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

○周防大島町総合計画答申

令和3年2月9日

周防大島町長 藤 本 淨 孝 様

周防大島町総合計画策定審議会
会 長 河 原 光 雄

周防大島町総合計画・基本構想及び前期基本計画（案）について（答申）

周防大島町総合計画策定審議会は、諮問を受けた令和3年度からの「周防大島町総合計画・基本構想及び前期基本計画（案）」について、慎重に審議を重ね、適正であるとの結論に達しましたので、下記の留意すべき事項を付して答申します。

記

- 1 「基本構想」については、周防大島町の目指す将来像を実現するための基本的な政策大綱であり、町民と行政が一体となったまちづくりの指針として、町民の主体的な参画と協働のもと、基本構想における目標の着実な推進に努められたい。
- 2 「前期基本計画」については、基本構想で目指す将来像の実現につなげていく計画であり、各成果指標の達成を目指すことはもとより、行財政改革や財政の健全化への取組を推進し、将来にわたって持続可能なまちづくりの実現に向けた施策の展開を図られたい。
- 3 「実施計画」については、基本計画に基づく具体的かつ主要な事業計画を示し、各成果指標を達成する計画として可及的速やかに策定し、財政状況や社会経済情勢の動向等に対応するようPDCAサイクルに沿った見直しを図られたい。
- 4 地方財政は依然厳しい状況であり、事業の実施にあたっては、本町が目指す将来の姿を共有し、町民を始め各種団体、事業者などの多様な主体と協働して、本計画に掲げる各施策を推進されるよう努力されたい。

- 5 「前期基本計画」の推進にあたっては、今後予測される人口減少社会や住民ニーズの多様化等を見据え、適切な事業の評価・検証を行い、時代に即した柔軟な事業展開に努めるとともに、必要に応じて計画の見直しを図られたい。

最後に、新型コロナウイルスに起因する新しい生活様式への対応が求められるなど社会全体の大きな変化の中で、これまでのやり方にとらわれない新しい発想と柔軟な対応でまちの魅力向上に努め、町民との協働により、町民が望む真の地域発展を目指し、周防大島町総合計画の達成に力を傾注されることを強く要望します。

○周防大島町総合計画策定審議会委員（敬称略）

区分	団体	氏名	備考
公共的団体等	山口県農業協同組合周防大島統括本部	奥川与志人	（前任）
		平田 浩一	（後任）
	大島郡水産共励会	桑原 一吉	
	周防大島町商工会	川本 隆夫	
	周防大島町社会福祉協議会	河原 光雄	会長
	周防大島町シニアクラブ連合会	高田壽太郎	
	大島郡連合婦人会	中元みどり	
	周防大島町自治会連合会	行田 茂美	（前任）
		井川 隆之	（後任）
	大島郡医師会	野村 壽和	
	周防大島町小中学校PTA連合会	松原 智人	（前任）
		吉村 学俊	（後任）
	周防大島観光協会	山崎 浩一	副会長
	周防大島町母子保健推進協議会	高田 映子	
	周防大島町農山漁村女性連携会議	佐々木和子	
町議会	周防大島町議会	荒川 政義	
	周防大島町議会	尾元 武	
学識経験者	さつき園	古川 英希	
	周防大島町教育委員会	長尾 恵子	（前任）
		中村 篤生	（後任）
	大島商船高等専門学校地域協力センター	北風 裕教	

○周防大島町総合計画策定経過

(1) 令和元年度

期 日	内 容
令和元年 12 月 24 日	第 1 回総合計画策定委員会の開催 〔計画策定に関する基本方針、組織体制、スケジュール、住民アンケートについて〕
令和 2 年 1 月 20 日	第 1 回総合計画策定審議会の開催 〔計画策定に関する基本方針、組織体制、スケジュール、住民アンケートについて〕
2 月 17 日 ～ 3 月 2 日	総合計画策定のための住民アンケートの実施 〔町内の 18 歳以上を対象に 2,000 人を無作為抽出〕 ※回収率 45.6%

(2) 令和 2 年度

期 日	内 容
令和 2 年 8 月 7 日	第 2 回総合計画策定委員会の開催 〔策定方針、スケジュール、住民アンケート結果報告、現状分析について〕
9 月 3 日 ～ 10 月 1 日	まちづくりワークショップの開催 〔4 地区にて各 1 回ずつ及び全地区を対象に 1 回 計 5 回開催〕 ※延べ 56 人参加
9 月 24 日	第 3 回総合計画策定委員会の開催 〔骨子案、レイアウト案について〕
10 月 2 日	第 2 回総合計画策定審議会の開催 〔策定方針、スケジュール、住民アンケート結果報告、現状分析、骨子案、レイアウト案について〕
12 月 10 日	第 4 回総合計画策定委員会の開催 〔基本構想素案、前期基本計画素案について〕
12 月 10 日	町長から総合計画策定審議会へ諮問
12 月 14 日	第 3 回総合計画策定審議会の開催 〔基本構想素案、前期基本計画素案について〕
12 月 24 日	町議会全員協議会にて報告 〔基本構想素案、前期基本計画素案について説明〕
12 月 28 日 ～ 令和 3 年 1 月 26 日	基本構想素案及び前期基本計画素案のパブリックコメント募集の実施 ※7 人から 26 件
1 月 28 日	第 5 回総合計画策定委員会の開催 〔基本構想案、前期基本計画案について〕
2 月 4 日	第 4 回総合計画策定審議会の開催 〔基本構想案、前期基本計画案について〕
2 月 9 日	総合計画策定審議会から町長へ答申
3 月 24 日	令和 3 年第 1 回周防大島町議会定例会にて基本構想の策定について原案可決

周防大島町まちづくりワークショップの概要

1. まちづくりワークショップの目的

第2次周防大島町総合計画の策定にあたり、町の現状及び今後のまちづくりについて町民の生の声を聞き、政策形成段階から町民の意見を取り入れた計画づくりを進めること、併せて参加者の満足度が十分得られるワークショップとすること等を目的として実施しました。

【実施日時】

対象地区	日付	会場
東和	令和2年9月3日（木）	東和総合センター
久賀	令和2年9月10日（木）	久賀総合センター
大島	令和2年9月17日（木）	大島文化センター
橘	令和2年9月24日（木）	橘総合センター
全地区	令和2年10月1日（木）	大島文化センター

2. まちづくりワークショップにおける役割分担

●町民

ワークショップの主役。

参加者の感想や意見が出しやすい場づくりを行う。

●事務局職員

ワークショップ開催に関する案内・情報提供を行う。

●コンサルタント

ファシリテータとして、中立的な立場で議事進行に努める。

3. まちづくりワークショップの基本的な進め方

- ①ファシリテータがワークショップの進め方・テーマについて説明する。
- ②3つのグループ（まちづくり、医療・福祉、教育・文化・人づくり）に参加者を分け、各グループリーダーが、テーマに沿って参加者からの感想や意見を促す。
- ③参加者はグループのテーマにしたがって、自由に感想・意見を述べる。
書記役はポストイットに記入して、台紙（模造紙等）に貼り付ける。
- ④参加者は他のグループを自由に見学し、感想・意見を述べる。
書記役はポストイット（別の色）に記入して、台紙（模造紙等）に貼り付ける。
- ⑤参加者は元のグループにもどり、他のグループの参加者から出された意見を確認する。
- ⑥グループごとのとりまとめを行い、グループリーダーが発表する。
- ⑦ファシリテータがワークショップをまとめる。

地区別とりまとめ

「東和地区」「橘地区」「大島地区」「久賀地区」「全地区」ごとに、地域性を見るために意見があった内容のキーワードと共通する課題をとりまとめました。

「全地区」に関しては、参加者がワークショップに必要な人数に達していなかったため、参加者に聞き取りを行いキーワードのみの掲載となります。

1 東和地区

(1) キーワード

まちづくり	「空き家」「危機管理」「イノシシ」「高齢者への対応」「教育」等
医療・福祉	「移動」「介護」「障害」等
人づくり	「子ども・遊び」等

(2) 共通する課題

共通する課題として、人口の減少から来る担い手不足と技術の伝承（継承者不足）、地域の支え合いができない、高齢化による移動の問題、健康意識の低下が課題としてあがっています。

また冠婚葬祭などを含む社会的共同生活や集落の維持が困難になりつつある等の課題があがっています。



2 久賀地区

(1) キーワード

まちづくり	「地域づくり目標」「高齢化対策、障害者対策」「町が住みよい対策」「生活環境の安全を高める」「産業振興」「観光振興」等
医療・福祉	「交通」「医療施設」「人材・将来への政策」等
人づくり	「地域振興」「ひきこもり対策」「学校教育」「産業振興」等

(2) 共通する課題

共通する課題として、高齢化による移動、買い物難民、バスの改善、産婦人科や小児科といった医療施設の担保、高齢者の災害時のこと、若者のひきこもりや少子化による学校教育の課題があがっています。

また、高齢化による事業の継承者の問題やイノシシの問題、働く場が無い等の課題があがっています。



3 大島地区

(1) キーワード

まちづくり	「教育問題」「高齢化」「定住問題」「空家問題」「交通インフラ」等
医療・福祉	「子育て・出産」「食の安全」「行政のサービス」「医療の担保」等

(2) 共通する課題

共通する課題として、教育の充実、地域活動が各種団体協働で取り組むシステムづくり、観光だけにとどまらず定住を考えた人を惹きつけるまちづくり、高齢化に伴う交通インフラ、出産できる病院がないことや、大島での介護や障害を持っている方の仕事での外出が課題としてあがっています。



4 橘地区

(1) キーワード

まちづくり	「人のせい、人工物のせいで自然が壊れている」「車が無いと生活できない」「人口減、過疎による家や畑の荒廃」「住民の参加意識の低下」「若い世代をよび込む」等
医療・福祉	「高齢者を対象」「子どもを対象」

(2) 共通する課題

共通する課題として、高齢化による移動の問題、老老介護、高齢者が生まれ育った地域で生活することへの課題、子どもや若い世代の生活環境への課題があがっています。

廃校校舎を人々が集まる場にする等の意見があがっています。



5 全地区

(1) キーワード

まちづくり全体	「ストレスレスで元気で長生きの島」「大島王国」「ノアの箱舟」「からだひとつで生きれる島」「みんなの知恵で稼ごう!」「個人事業主で生きていこう」「きたれ!個人事業主」「ふるさと納税の拡大。ラインナップの拡大」「無人島クルージング」「公告媒体、広告塔が必要」「個人事業主の交流の場の創設」「住民同士の切磋琢磨が必要」「ありえないはありえない」等
---------	--

1. 用語の解説

用 語	解 説
グローバル化(*1)	政治、経済、文化などのさまざまな分野で、国や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
ソーシャル・ネットワーク(*2)	人と人がインターネットを使ってつながる社会。
多文化共生社会(*3)	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会のこと。
ジェンダー(*4)	世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。ジェンダーによる男女差別をなくして、ひとりひとりの実力がいかされて、安全で安心して暮らせる世の中をつくることは、全世界の課題。
パートナーシップ(*5)	関係機関または関係者が連携・協力することによって生み出される相乗効果を通して、単独では実現が難しい事業の目的を効果的に達成する仕組み。
アウトドア(*6)	野外で行われる活動。キャンプやサイクリング、ランニングに登山など、屋外で行う活動全般を言う。
ライフスタイル(*7)	従来、生活様式と呼ばれてきたが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを指す。さらに、生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。
グリーンツーリズム(*8)	農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。長期バカンスを楽しむことの多いヨーロッパ諸国で普及した。
スローツーリズム(*9)	目当ての観光スポットだけ見て次の観光地へ移動するファースト・ツーリズムに対して、ゆっくり、じっくり見て歩く観光、或いは自己表現のできる「やってみる、なってみる」のある旅のこと。
エコツーリズム(*10)	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。
サテライトオフィス(*11)	企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのこと。
CCRC(*12)	Continuing Care Retirement Communityの略。首都圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康で活動的な生活を送るとともに、医療・介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すもの。
バリアフリー(*13)	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
コミュニティバスシステム(*14)	路線バスと乗合タクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新たな乗合バスの総称。

用 語	解 説
5G(第5世代移動通信システム)(*15)	「ファイブジー」と読む。「5th Generation」の略。「第5世代」のこと。 ・1G:1980年代に登場したアナログ携帯電話。 ・2G:1990年代、通信がアナログからデジタルに移行し、インターネットへの接続が始まった。 ・3G:2000年代、通信の高速化が可能になりモバイル機器でのインターネット接続が一般化。 ・4G:2010年代、LTEという高速化技術とスマートフォンの台頭で生活やビジネスの利便性が向上。 ・5G:①高速で大きな容量の通信ができること。②信頼性が高く低遅延の通信ができること。③多数の機器に同時に接続ができること。 という3つの特徴がある。
デジタル・トランスフォーメーション(DX)(*16)	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
ICT(*17)	Information and Communication Technologyの略。IT(Information Technology)と同意語で情報通信技術のこと。u-Japan構想で用いられた。
オンライン化(*18)	PCなどの電子機器がインターネットに接続された状態のこと。
空家情報有効活用システム(*19)	空家を賃したい人から提供された空家情報を登録管理し、定住希望者に提供するシステムのこと。周防大島町と宅建業協会が連携して、業務を行っている。
コミュニティ・スクール(*20)	学校・保護者・地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める取組のこと。
キャリア教育(*21)	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
ライフステージ(*22)	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
NPO(*23)	非営利団体。Non-Profit Organizationの略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、さまざまな分野で社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
SNS(*24)	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
UJIターン(*25)	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

用 語	解 説
「モノ消費」から「コト消費」へ変化(*26)	人々の消費傾向がモノ消費(商品・サービスの機能に価値を感じて使うこと)からコト消費(商品・サービスによって得られる経験に価値を感じて使うこと)へ変化していること。
ワーケーション(*27)	Workation。「ワーク(仕事)」と「バケーション(休暇)」を組み合わせた造語。オフィスを離れ、どこかで休暇を過ごしながらか働くこと。
テレワーク(*28)	情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。
再生可能エネルギー(*29)	太陽光・風力・波力・地熱・バイオマスなど、自然の力で定常的(もしくは反復的)に補充されるエネルギー。
スローライフ(*30)	効率やスピードを重視するのではなく、のんびりと過ごしながらか、人生を楽しみ、生活の質を高めようとするここと。
ガーデニング(*31)	園芸や造園術という意味で、花を観賞することをメインにしたイングリッシュ・ガーデンが流行した1990年代半ばころから庭づくりのことをガーデニングと言うようになった。現在は、バルコニーなどで楽しむベランダ園芸や鉢植え、建物外壁や垣などの一部も含めて、広く園芸一般をこう呼ぶ。
デマンド交通(*32)	バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのここと。
光ファイバー(*33)	透明度の高いガラス繊維で作られた回線網のここと。従来の銅線回線と異なり、光信号で一度に大量のデータを送ることができる。
自治体クラウド(*34)	地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めるこことにより、経費の削減や住民サービスの向上などを図る。
RPA(*35)	Robotic Process Automationの略。パソコンで行っている事務作業を自動化できる技術のここと。
公衆無線LAN(*36)	無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービスのここと。
フリーWi-Fi(*37)	公衆無線LANの一種で、Wi-Fi対応のPCやスマホを持っていれば無料で利用できるインターネット接続サービスのここと。
オープンデータ(*38)	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネットなどを通じて容易に利用(加工、編集、再配布など)できるよう公開されたデータのここと。
メディア(*39)	主に「情報伝達を媒介する手段」あるいは「情報伝達の媒介者」という意味合いで用いられる言葉。
AI(*40)	Artificial Intelligenceの略。人工知能のこことで、コンピュータによる技術や概念を表したもの。
タブレット端末(*41)	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末の総称。

用 語	解 説
ALT(*42)	Assistant Language Teacherの略。小中高校などの外国語の授業で日本人教師を補助する、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。
KS学習(拡大集合学習)(*43)	拡大集合学習とは、複数の学校が合同で行う学習手法。小規模校のメリットを最大限に生かしながらデメリットを解消し、児童生徒への教育を充実させるための方策のこと。
GIGAスクール(*44)	GIGA = Global and Innovation Gateway for Allの略。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境のこと。
スクールカウンセラー(*45)	小中高校で生徒や保護者の悩みを聞き、教員をサポートする臨床心理士などの心の問題の専門家。
スポーツボランティア(*46)	地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、報酬を目的としないで、クラブ・団体の運営や指導活動を日常的に支え、国際競技大会や地域スポーツ大会などにおいては、専門的能力や時間などを進んで提供し、大会の運営を支える人のこと。
ニュースポーツ(*47)	ニュー・コンセプト・スポーツの略称。 種目としてのニュースポーツは、 1. だれもが、いくつからでも、いつまでもできるスポーツ。 2. 競うことよりも楽しむことを主としている。 3. 海外においては歴史があっても、わが国において新しいスポーツなど。
ワンストップ相談窓口(*48)	1か所でさまざまな用事が足りる、何でも揃うという意味の言葉。行政においては、従来サービスによって複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1か所で行えるようにすることを指す。行政におけるワンストップをワンストップサービスという。
リハビリテーション(*49)	身体に障害を受けた者などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。
地域包括ケアシステム(*50)	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるしくみを構築することで、医療と介護の連携、在宅と施設の連携、支援困難事例への対応などを強化し、利用者一人ひとりについて、多職種が連携し、さまざまなサービスや資源を活用しながら、継続的にフォローアップしていく包括的・継続的なケアマネジメントを地域において確立することが重要。
介護予防ケアマネジメント(*51)	「介護が必要な状態となることを防ぐ」、「要介護状態になっても、今より悪くなることを防ぐ」ために、高齢者の地域での充実した生活を支援するもの。
ユニバーサルデザイン(*52)	高齢者や障害者に限らず、あらゆる人が製品や建物などを快適に使えるよう配慮されたデザイン。

用 語	解 説
QOL(*53)	Quality Of Lifeの略。「生活の質」や「生命の質」と略される。1946年にWHOが「健康とは、身体的、心理的、社会的に良好で安定した状態であり、単に病気がなかったり病弱でなかったりすることではない」と提唱した。
ハザードマップ(*54)	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
業務継続計画(BCP) (*55)	業務継続計画(Business Continuity Plan)とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。